

2023

点検・評価報告書

立正大学
RISSHO UNIVERSITY

CONTENTS

目次

序文.....	4
第1章 理念・目的	8
第2章 内部質保証	16
第3章 教育研究組織	26
第4章 教育課程・学習成果	34
第5章 学生の受け入れ	50
第6章 教員・教員組織	60
第7章 学生支援	68
第8章 教育研究等環境	80
第9章 社会連携・社会貢献	94
第10章 大学運営・財務	110
(1)大学運営	110
(2)財務.....	120
終章.....	126

[付録]

- ▶2023（令和5）年度 立正大学・大学院 自己点検・評価委員会委員等一覧



立正大学

2023年度

点検・評価報告書

－本報告書について－

記載については、公益財団法人大学基準協会が発行している『大学評価ハンドブック』（2023（令和5）年改訂版）に準拠し、同協会が示した「点検・評価項目」に沿って、全学各責任主体が点検・評価を実施した結果を記載した。

なお、長所・特色や問題点の各項目において取り上げる事項がない場合は、「特になし」として記載した。

序文

序文

1.自己点検・評価の組織体制について

本学は、「立正大学自己点検・評価の実施に関する規程」、「立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程」、「立正大学自己点検・評価の実施に関する細則」、「立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する細則」および「立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ」、「立正大学大学院自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ」に基づき、教育・研究の質を全学的・組織的に保証し、向上させるための体制を構築している。内部質保証推進の中核的な組織である自己点検・評価委員会については、「立正大学自己点検・評価委員会規程」、「立正大学大学院自己点検・評価委員会規程」において各責任主体が行う内部質保証の取り組みをマネジメントする役割・責任を担う旨を明示している。同委員会は、学長を委員長とし、学部長・研究科長ら各責任主体を委員とする会議体であり、大学の研究・教育水準の向上に資するため、自己点検・評価に関わる基本的事項を審議・策定している。

自己点検・評価委員会のもとには、自己点検・評価の全学的・組織的な実施を掌る自己点検・評価小委員会を設置し、小委員会内に年次報告書部会、アンケート部会、複合部会の3つの部会を置くことにより、より実行性・機動性を高めるための体制を整えている。

また、本学の自己点検・評価活動の妥当性と客観性担保を目的として、外部評価委員会を設置している。外部評価委員会については、「立正大学外部評価委員会細則」において本学の教育・研究等の質の向上に資する提言を学長に行うことを定めており、本学が実施する自己点検・評価について検証および評価を行う組織体制を整備している。

2.自己点検・評価委員会の活動方針・目標・計画と本年度の成果

本年度は、「内部質保証に関する方針」に立脚しながら以下の3つの事項について、それぞれ方針・目標・計画を立て、それに基づき具体的な活動を行うこととした。

1つめに、「内部質保証の実質化に向けたシステムの転換と第4期認証評価への適合」がある。本学は2022年度、公益財団法人大学基準協会（以下、「JUAA」という）の大学評価を受審し、適合の認定を受けた。実地調査の際、本学の内部質保証システムは有効に機能しているとの評価を受けたが、通常の見取りや意思決定と自己点検・評価活動との連関に関する質問や指摘が多くみられた。このため、点検・評価のプロセスにおいて自認した課題について改善・向上することのできるシステムへの転換を図るため、全学的な教学マネジメントを担いつつ自己点検を行う自己点検機関と、同機関が行った点検結果を評価する機関を分離し、それぞれ別の機関に担わせ相互に課題を認識し、改善・向上を図ることとした。具体的には、教学を中心とした内部質保証体制の構築を行うため、立正大学高等教育研究機構を設置し、大学および大学院における全学的な教学マネジメントを司る中核的機関としての機能と、内部質保証を司る中核的機関として位置づけることとした。また、自己点検活動に基づく評価結果を客観的に評価・検証し、内部質保証システムの有効性・機能性および妥当性を検証する機関として自己評価委員会を設置することとした。

2つめに、「点検・評価活動のさらなる機能化（特に点検・評価報告書の体裁および作成工

程の改善)」がある。従来課題とされていた点検・評価活動プロセスにおける「評価疲れ」「点検疲れ」を排するため、抜本的な工程の見直しと作業負担の軽減を行うことにより自己点検・評価活動のさらなる機能化を目指すこととした。本年度は2022年度に受審した大学評価実地調査においても取り上げられた点検・評価報告書の長大化について、その体裁および作成プロセスについて、定期検証事項チェックリスト、自己点検結果リスト（タスクリスト）との整合・一体化も視野に入れた改善を図ることとし、自己点検・評価小委員会年次報告書部会において素案を作成した。

3つめに、「第3期評価結果を踏まえた改善計画の策定」を行うこととし、自己点検結果リスト（タスクリスト）に新たに追記することにより今後対応をすることとした。

これら3つの方針・目標・計画に基づいた実施状況については、自己点検・評価委員会および同小委員会で進捗状況等を確認、情報共有している。その過程で出てきた新たな課題は、翌年度の方針・目標・計画に反映させることで、継続的かつ発展的に改善を行う体制としている。

3.本報告書について

本学の点検・評価報告書は第3期の認証評価に対応するため、以下のような作成手順および構成にて作成している。

1つめとして、全学的観点による自己点検・評価結果を報告書として取りまとめる第3期認証評価の方針に則り、各学部・研究科による自己点検・評価結果を当該報告書1次原稿として作成し、その結果を踏まえた全学的観点からの点検・評価を行う2段階での自己点検・評価プロセスをとっている。また、報告書の執筆に際しては大学基準協会が示す「大学基準」および「評価者の観点」を念頭に本学独自で定めた「点検・評価項目表」および「報告書作成の視点」を作成・活用している。特に学部・研究科編については「報告書作成の視点」に従って報告書の項目立てを行うことで、各学部・研究科の点検・評価結果を全学の責任主体が端的に把握できるようにしている。

2つめとして、より多角的な視点から検証・検討を行い、その結果を全学で共有することを目的に、教員に加えて事務局職員を部会の構成員とする「年次報告書部会」（以下、「部会」という）において、教職協働で作成、取りまとめ作業を行っている。具体的には、各責任主体が行った自己点検・評価結果を取りまとめた報告書原稿に対し、部会がピア・レビューとして原稿記載内容に関する確認を行い、修正追記の提案や質問をすることで各責任主体へのフィードバックを行っている。さらに、そのフィードバックへの対応については、会議形式で部会と各責任主体との「意見交換」などのプロセスを経ることで、より客観的で可読性の高い記載となるよう取り組んでいる。

なお、本年度は部会が点検・評価報告書の体裁および作成工程の見直し作業に注力するため、報告書原稿の記述に関するフィードバックについては書面で行うにとどめ、会議形式での「意見交換」は大学執行部との間で点検・評価項目の見直しに関する意見交換を行うこととした。

また、執筆や校正プロセスの効率化については、上記に述べた2段階での自己点検・評価プロセスの採用、フォーマットを用いた執筆を行うとともに、2020（令和元）年に開始した報告書作成のすべてのプロセスをオンラインで行う取組みを本年度も継続し、効率的な部会運営に寄与してきた。

なお本報告書の内容については、大学および大学院の自己点検・評価委員会で共有するとと

序文

もに、報告書（冊子およびPDF）を各学部・研究科、センターないし大学事務局各部局、執行部に配付している。また、大学公式ホームページに掲載することによって、社会に対しても公表している。

次年度以降の本学における内部質保証体制の変更に伴い、自己点検・評価活動は内部質保証システムの再構築に重点を置いた活動を行い、報告書に取りまとめ公表する方針である。新たな内部質保証システムの下で、持続的かつ自律的な改善・改革へ繋げ、教育の質保証への努力を行うことで、社会の要請に応えられる大学を目指していく所存である。

第 1 章 理念・目的

第1章 理念・目的

1.現状説明

【1.1】 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

立正大学は、1580（天正8）年に設立された日蓮宗僧侶の教育機関である「飯高檀林」を淵源としている。大学名に冠する「立正」は、鎌倉時代に活躍した宗祖日蓮聖人が執筆した『立正安国論』に由来し、その教えに立脚した立正の精神に学ぶことを建学の理念としている。本学の支柱たる「立正精神」は、日蓮聖人が若き日の誓願をもとに著した『開目抄』に記述され、1961（昭和36）年に第16代学長石橋湛山が「真実を求め至誠を捧げよう」、「正義を尊び邪悪を除こう」、「平和を願い人類に尽そう」と収斂した三つの誓いに表されており、これを建学の精神としている。また、学校法人立正大学学園寄附行為第3条には、「真実を求め人類社会の平和の実現を念願する立正精神に基づく教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする」と規定している（資料：学校法人立正大学学園寄附行為第3条）。これを受けて立正大学学則第1条では「高い教養と知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、特に立正精神に基づいて識見を涵養し人格を陶冶し、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする」ことを、立正大学大学院学則第1条では「学部における一般的ならびに専門的教養の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授・研究し、以って文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と、それぞれその目的を明示している（資料：立正大学学則第1条、立正大学大学院学則第1条）。

本学の理念・目的に基づき、人材養成に関する目的および教育研究上の目的について、立正大学学則第16条では「各学部学科は、本大学の建学の精神に基づき、深い教養を備え、モラルと融合した感性豊かな専門性にすぐれた人材を養成することおよびそのために必要な教育研究を行うことを、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的とする」と定めている（資料：立正大学学則第16条第1項）。加えて、同学則第16条第2項において、同学則第16条第1項に則した各学部学科個別の目的を明確に定めることで、全学的な理念・目的と各学部学科個別の目的との連関性を確保している（資料：立正大学学則第16条第2項）。また、立正大学大学院学則第2条では「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする」ことを、さらに同第2条第2項では「博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行なうに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」ことを定めているほか、同学則第6条の2において、第2条および第2条第2項に則した各研究科専攻個別の目的を明確に定めることで、全学的な理念・目的と各研究科専攻個別の目的との連関性を確保している（資料：立正大学大学院学則第2条、第6条の2）。その上で、各学部・研究科の目的を適切に定めている。

例えば、法学部では立正大学学則第16条第2項（5）において、「法の成り立ち、仕組み、あり方を探求することによって、深い教養とモラルとが融合した、感性豊かな法的素養を有する指導的職業人を養成することおよびそのために必要な教育研究を行うことを、人材養成に関す

る目的その他の教育研究上の目的とする」ことと定めている（資料：立正大学学則第16条第2項（5））。一般的な法学部が人材育成の目的の一つとして法曹養成を視野に入れてきたのに対し、当学部の主たる目的は、建学の精神に基づき、市井にあって高いモラルを維持しつつ、法学の素養をもって社会をリードできる人材の養成にある。社会的正義の実現を意識することができる人材の養成を目指しているところに、当学部の理念・目的があり、これは学校教育法第83条にも合致しており、高等教育機関として相応しいものであると同時に、個性が示されている。

また、大学院心理学研究科では、立正大学大学院学則第6条の2第7項において「心理学の基礎知識・技能を基に、これをさらに発展させ、建学の精神を身につけて時代の変化に即応できる柔軟な思考と能力をもつ自立的な研究者・高度な職業専門人を養成することおよびそのために必要な教育研究を行うことを、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的とする」ことと定めている（資料：立正大学大学院学則第6条の2第7項）。この目的に向かって修士課程臨床心理学専攻では、「高度の心理学的援助者として各種の実践活動を行い、かつ臨床心理学的研究をも担うことのできる人材を育成する」こと、修士課程応用心理学専攻では、「高度の心理学または教育学的知識に基づく教育・研究の推進により社会に有為な人材を育成する」こと、修士課程対人・社会心理学専攻では、「対人・社会心理学に関する専門的な知識・技能を基に、実社会に貢献できる高度な専門職業人を育成する」こと、博士後期課程心理学専攻では、「心理学およびその関連領域に関する最新の専門知識を持ち、これらの領域において独創的・開拓的研究を行うことのできる研究者を育成する」ことを人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的として定めている。これらの目的は、心理学の基礎知識・技能を基に、時代の変化に即応できる柔軟な思考と能力をもつ自立的な研究者・高度な職業専門人を養成することおよびそのために必要な教育研究を行うこととしており、学校教育法第99条に定める大学院の目的に合致し、高等教育機関として相応しいものである。また、研究科としての目的は、建学の精神を身につけることを前提としている点において個性や特徴を示している。

こうした理念・目的については、管理責任主体を明確化し、本学で独自に定めた「点検・評価項目表」を用いて定期検証を行うことにより、その適切性を確認している（資料：2023年度点検・評価項目表、定期検証事項チェックリスト）。

【1.2】 大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

本学の理念・目的は、寄附行為および学則において次のように規定している。まず学校法人立正大学学園寄附行為第3条には、「真実を求め人類社会の平和の実現を念願する立正精神に基づく教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする」と規定し、建学の精神に表された理念の根幹たる「立正精神」について明示している（資料：学校法人立正大学学園寄附行為第3条）。これを受けて、立正大学学則第1条において「高い教養と知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、特に立正精神に基づいて識見を涵養し人格を陶冶し、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする」と定めているほか、同大学院学則第1条においては、「学部における一般的ならびに専門的教養の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授・研究し、以って文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的

とする」(資料：立正大学学則第1条、立正大学大学院学則第1条)として、一貫した理念のもとに規定している。

各学部学科、各研究科専攻個別の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、それぞれ、立正大学学則第16条第2項、立正大学大学院学則第6条の2において、学位課程ごとに規定している(資料：立正大学学則第16条第2項、立正大学大学院学則第6条の2)。

大学の理念・目的および各学部・研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的については学則に明記するとともに、2015(平成27)年度に全学的に策定した教育目標と併せて、大学公式ホームページにて社会に広く公表している。また学生に対しては、入学時に当該内容を掲載した『学生要覧』を配付し、教職員に対しては、『立正大学方針集』へ掲載することで周知を図っている(資料：(Web)建学の精神、(Web)人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的/教育目標/三つの方針、(Web)学則、令和5年度 学生要覧、令和5年度 大学院学生要覧、立正大学方針集)。こうした建学の精神および理念・目的への理解を深めるため、学士課程における全学共通科目として「学修の基礎Ⅰ」を開設し、立正精神に深く精通した仏教学部教員による授業を行うなど、その淵源に触れる機会を設けるとともに、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を含む各学部学科の学びの特性について解説している(資料：START 学修の基礎 2023)。そのほか、学生に対する周知とその理解を促すための工夫として、新入生を対象としたガイダンスにおいて、先に挙げた『学生要覧』を用いた説明を行っている(資料：令和5年度 学生要覧、令和5年度 大学院学生要覧)。

さらに、本学の理念・目的を端的に表したブランドビジョン「モラリスト×エキスパート」を2005(平成17)年に策定し、長らく学内外への浸透を図ってきた。このブランドビジョンについては、教育ビジョン・研究ビジョンとあわせて開校150周年を契機に公表した長期計画の検討にあたりその存在意義を見直し、「学園としてのあるべき姿」を表現する学園メッセージ「『モラリスト×エキスパート』を育む。」として収斂した。これを教育目標として共有することで、大学の理念・目的と学部・研究科の目的および教育目標との関連性を強化するとともに、理念・目的と併せた定期検証を全学的に実施することで、その適切性の担保に努めている(資料：(Web)学園メッセージ、定期検証事項チェックリスト、立正大学総合案内2023)。また、この学園メッセージを体現する顕著な業績を収めた本学在学学生、卒業生、教職員に対しては「モラリス賞」として褒賞を与える制度を設け、その活動を奨励している(資料：「モラリス賞」に関する申し合わせ)。さらに教職員に対し本学の理念・目的への理解を深める機会を創出するため、2021(令和3)年度に体系的な研修制度を構築することを目的とした教職員研修規程を制定した(資料：立正大学教職員研修規程)。

理念・目的と教育目標、そして中・長期計画を結ぶ役割を担い、学内外に対し本学の社会的役割をより一層明確にするとともに、教育研究活動の質保証にも資するものとして、学園メッセージを活用した訴求効果の向上を図っていく。

【1.3】 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

本学園では2022(令和4)年に迎えた開校150周年という記念すべき時を好機と捉え、2016(平成28)年2月に「ビジョン150策定委員会」を設置した後、今日的課題を踏まえてビジョ

ンや基本政策を明確にし、2018（平成30）年度から2022年度を事業期間とした、「立正大学学園 第1次中期計画（RISSHO VISION 150）」を策定した。「RISSHO VISION 150」は、「真実を求め人類社会の平和の実現を念願する立正精神に基づく教育を行い、有能な人材を育成する」という、寄附行為に謳われた本学園の目的を遂行し、立正精神を大学の使命たる「教育」、「研究」、「社会貢献」を通して実現するために、「1. 社会化：社会的に有益でかつ注目・評価される方向の追求、2. 特色化：立正らしさの発揮、3. 組織化：特色化を実現する組織体制や財政基盤の構築」を基本とし、社会貢献、教育、研究、運営・基盤整備、付属中学・高等学校の5分野における具体的なアクションプランを策定し、年度ごとの実行プランも策定したものである（資料：立正大学学園第1次中期計画）。

この中期計画では、事業終了年度である2022年度の学園の姿をイメージした学生数や教員比率等を具体的に示している。これは2012（平成24）年度から2017（平成29）年度までの5年スパンの推移から、意欲的かつ現実的な目標値を設定したものである。こうした数値目標の達成とアクションプランの実行性を担保するため、学園の事業計画を検討および推進するための組織である立正大学学園中長期計画検討委員会において、年度ごとに事業責任主体から進捗状況の報告を受け、事業遂行に向けた支援を行う体制を整えている。計画の実行性を担保するため、第1次中期計画5カ年計画の3年目にあたる2020（令和2）年度には、中間見直しの年としてアクションプランと各事業の進捗状況の確認および成果検証を行った。この結果、中期計画アクションプランに基づいた実行プラン等について諸情勢の変化に伴い、当初の計画から一部変更を加えることで柔軟かつ着実に当初目標達成に向けた取り組みを進めた（資料：令和2年度第1回中長期計画検討委員会資料）。中期計画の個々のアクションプランは、必要な組織・人員や財務等をシミュレーションしたうえで策定した。なお、アクションプランを実行するにあたっては、毎年の事業計画を策定し、予算化をおこなった。

また、2020年度より着手した大学の将来を見据えた長期計画について、2023（令和5）年から2032（令和14）年までの10年を事業期間とする計画を中長期計画検討委員会において策定し、長期構想「立正グランドデザイン」として2022年6月に広く社会に公表した（資料：（Web）立正グランドデザイン）。同構想は、「多様性を尊重し、伝統と新たな知を融合することで社会に革新をもたらすことのできる人材が集う学園」を基本方針として、教育、研究、社会貢献・連携、学園経営・運営・校友連携の5分野にわたるものである。これに基づき、認証評価の結果等も踏まえた学園の第2次中期計画の検討に着手し、2022年10月に策定した。本計画は、2023年度から2027（令和9）年度を対象とするもので、教育の質向上（大学・大学院・中高）、研究活動の活性化、社会貢献・連携、学生受入・支援、経営基盤強化の5分野における具体的なアクションプランおよび年度ごとの実行プランを策定するものである（資料：立正大学学園第2次中期計画）。

中期計画と単年度事業計画との関連性に関しては、統一のフォーマットを活用することや、中長期計画検討委員会が単年度事業計画の内容確認を担うことで、相互の関連性を担保している。また、事業計画と事業報告の一貫性を担保するとともに、計画に基づく事業評価基準を明確にし、検証したうえで次の計画へと繋げるPDCAサイクルを機能させるため、2019（令和元）年度より、従来の事業計画書、事業報告書を見直し、新たな「学園事業計画・報告書」フォーマットを用いて運用している（資料：「事業計画・報告書」記入の手引き、令和5（2023）年度事業計画書）。

また、各学部・研究科における中長期計画策定に向けた検討を今後順次進めていくこととしている。

2.長所・特色

学生に対する建学の精神や理念・目的の理解を深めるための工夫や具体的な取り組みとしては、新入生を対象としたガイダンスにおいて、『学生要覧』を用いた説明が挙げられる。加えて、全学共通で初年次教育科目に位置づける「学修の基礎Ⅰ」においては、全学統一テキスト『START 学修の基礎 2023』を用いて「建学の精神」、「大学の歴史」等について理解の浸透を図るとともに、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を含む各学部学科の学びの特性について解説している。

また、2020（令和2）年度より着手した大学の将来を見据えた長期計画について、2023（令和5）年から2032（令和14）年までの10年を事業期間とする計画を中長期計画検討委員会において策定し、開校150周年の記念式典において長期構想「立正グランドデザイン」として広く社会に公表した。同構想策定にあたっては、ブランドビジョン「モラリスト×エキスパート」および教育ビジョン・研究ビジョンの在り方を見直し、理念・目的と各種計画・目標が乖離することなく一貫性をもって構築されるよう、学園メッセージ「『モラリスト×エキスパート』を育む。」として収斂し、その理念を再確認した。第2次中期計画の策定にあたっては、具体的な数値目標の設定、および財政面を考慮し、実現可能性を高めることに努めた。

3.問題点

特になし。

4.全体のまとめ

標榜する理念・目的は、本学の前身である日蓮宗の教育機関、1580（天正8）年の飯高檀林設置以来の伝統に加え、1872（明治5）年に近代的な教育機関として開校以来150年を越えて積み上げてきた教育研究資源上の特色や優位性を踏まえて定式化してきたものである。

長い歴史の中で本学の支柱たる「立正精神」を1961（昭和36）年に建学の精神へと収斂し、さらに学内外へ広くその理念・目的の理解・浸透を図るため、2005（平成17）年に策定した「モラリスト×エキスパート」というブランドビジョンは、教育ビジョン・研究ビジョンとあわせて開校150周年を契機に公表した長期計画の検討にあたりその存在意義を見直し、「学園としてのあるべき姿」を表現する学園メッセージ「『モラリスト×エキスパート』を育む。」として収斂した。このメッセージを教育目標として共有し、理念・目的と併せた定期検証を全学的に実施することで、本学の理念・目的と教育目標との連関性の強化を図るとともに、適切性の担保に努めている。そのうえで、この理念・目的を実現していくため、学園としては2018（平成30）年度から2022（令和4）年度を中期計画の事業対象とした「RISSHO VISION 150」を策定し、見直しを図りながら取り組みを進めた。

2022年度には、開校150周年を機に2023（令和5）年度から10年を期間とする長期構想「立正グランドデザイン」を公表した。中長期計画検討委員会では、第1次中期計画の後を受ける2023年度から2027（令和9）年度までの第2次中期計画を策定し、今後の大学経営の基盤整備を進めた。

今後も、「立正精神」を十分に理解し、深い教養と専門性に優れ、人類社会の発展に貢献しうるような人材の継続的輩出を目指していく。



第 2 章 内部質保証

第2章 内部質保証

1.現状説明

【2.1】 内部質保証のための全学的な方針(「内部質保証に関する方針」)及び手続を明示しているか。

本学は「内部質保証に関する方針」を定め、内部質保証を有効に機能させるための全学的な方針や手続を明示している。また、「三つの方針策定の基本方針」を定め、DP・CP・APに関する全学的な方針を示している(資料:立正大学方針集)。

「内部質保証に関する方針」には、「学長をリーダーとした全学的な教学マネジメント体制のもと、教育研究等活動の質を向上させるための継続的な仕組みを開発し、これを適切かつ有効に機能させ、その結果を学内外に向けて公表し、もって教育研究等の質を自ら保証します。」という基本的な考え方が示されている。同方針では、内部質保証の対象を大きく「教育〔大学基準4関係〕」と「その他(教育以外)〔大学基準3、5~9関係〕」に分けた上で、それぞれの第一次的な内部質保証の責任主体である各学部・研究科および各センターや各種委員会などその他の諸組織と、内部質保証システムをマネジメントし責任を担う組織である大学および大学院の「自己点検・評価委員会」との権限と役割分担について明確にしている。加えて、教育の内部質保証システムの運用指針としてPDCAサイクルを示している。また、2019(平成31)年1月には同方針を改訂し、教育の質保証の考え方、実施体制およびプロセスの明確化を図った。

さらに2019(令和元)年度には、「内部質保証に関する方針」をもとに本学の内部質保証システムを図示した概略図を作成し、同方針や教育研究等にかかる各種方針と共に大学公式ホームページも掲出し、学内外に周知・共有を図っている。また、2022(令和4)年度には学長室の役割を明確にするため、同概略図の修正を行った(資料:(Web)内部質保証に関する方針、立正大学内部質保証システム概略図)。

【2.2】 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証を推進する全学組織については、「立正大学自己点検・評価委員会規程」「立正大学大学院自己点検・評価委員会規程」に定めている(資料:立正大学自己点検・評価委員会規程、立正大学大学院自己点検・評価委員会規程)。

自己点検・評価結果に基づく改善・向上のための全学的・組織的な実施を掌り、内部質保証システムをマネジメントする役割・責任を担う組織としては、大学・大学院それぞれにおいて「立正大学自己点検・評価委員会」「立正大学大学院自己点検・評価委員会」の2つの自己点検・評価委員会を設置している。「自己点検・評価委員会」は、学長を委員長とし、各学部長および研究科長、自己点検・評価担当副学長、事務局長、事務局副局長等で構成されている。また、そのもとに「自己点検・評価小委員会」を組織しており、さらに、同小委員会の中には3つの部会(年次報告書部会・アンケート部会・複合部会)を設けている。小委員会および部会は、自己点検・評価担当副学長を委員長とし、各学部・研究科の専任教員より選出された委員、事務局長、事務局副局長、学長室部長、学長室総合経営企画課長等の委員によって構成されて

いる（資料：2023年度立正大学自己点検・評価委員一覧、2023年度立正大学大学院自己点検・評価委員一覧、2023年度自己点検・評価小委員会部会構成一覧）。これらの委員会活動については、全て大学・大学院合同で開催することにより、内部質保証を担うにあたり実効性・機動性のある組織編成となっている。なお、2020（令和2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策と効率性を重視し、全ての活動をオンラインで実施した。加えて、2016（平成28）年度より、従来、教員のみで構成されていた「自己点検・評価小委員会」の「年次報告書部会」の部会員として事務職員も参画することとし、多様な視点から意見交換を行いながら教職協働で点検・評価業務にあたっている（資料：立正大学自己点検・評価委員会規程、立正大学大学院自己点検・評価委員会規程、立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ、立正大学大学院自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ）。

このように、全学内部質保証推進に責任を負う組織である「自己点検・評価委員会」の委員長（責任者）を学長が担い、学部長・研究科長・担当副学長・事務局長・同副局長が委員というメンバー構成をとることで、内部質保証の全学的推進における学長を中心とした教学マネジメントの仕組化を図っている。また、自己点検・評価活動において発見された課題・長所について特に全学的な課題として改善・進展させる必要があると判断された場合には、同委員会の委員長である学長が校務を統理する学長としての立場において、改めて学長室会議における担当副学長との協議や各種学長政策を行うことで、内部質保証の推進を実質化している。

さらに、内部質保証の機能性を高めるにあたり、学長のリーダーシップを有効に機能させるための事務組織として、学長室のもとに総合経営企画課を置き、学内の基本情報収集、分析および事業計画と併せたエビデンスベースによる自己点検・評価の強化を図っている。

以上のような事務部局および全学的自己点検・評価委員会、同小委員会の体制により、各責任主体（学部、研究科、センター等）による自己点検・評価活動を、外部評価委員会の提言を受けつつ、それぞれの権限・責任から管理・支援している。

内部質保証システムをマネジメントする役割・責任を担う組織である「自己点検・評価委員会」と、内部質保証推進に関与する各責任主体との役割分担や連携のあり方については、「立正大学自己点検・評価委員会規程」「立正大学大学院自己点検・評価委員会規程」「立正大学自己点検・評価の実施に関する規程」「立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程」「立正大学自己点検・評価の実施に関する細則」「立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する細則」に示している。立正大学自己点検・評価の実施に関する規程第2条の4および立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程第2条の4には、内部質保証推進に関与する各責任主体を明示しており、「立正大学自己点検・評価の実施に関する細則」および「立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する細則」に規定された実施手順に基づいて、自己点検・評価を実施することとしている。さらに「自己点検・評価委員会」は、この結果を受けて全学的な点検・評価結果を報告書として作成し、公表するとともに、同委員会規程第5条には、「委員会は全学内部質保証推進組織として、教学マネジメント上、各部局およびその他の委員会等の関係全学組織、ならびに各学部による点検・評価結果にもとづく改善の取り組みが有効に機能するよう必要な指示または支援を行い、もって本学の教育全体の質を向上させ、かつ学内外に対して保証する責任を負う」旨を規定している。さらに、自己点検・評価の実施に関する細則第8条には「自己点検・評価委員会の委員長は、自己点検・評価の実施の結果から改善すべき課題が提起された場合には、適切な責任主体に当該課題事項の検討を指示し、改善のために必要

な措置をすみやかに講じなければならない」と規定しており、点検・評価結果に基づいた改善支援を行うにあたっての組織の権限や役割等を明示している（資料：立正大学自己点検・評価委員会規程、立正大学大学院自己点検・評価委員会規程、立正大学自己点検・評価の実施に関する規程、立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程、立正大学自己点検・評価の実施に関する細則、立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する細則）。

【2.3】 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

全学的な内部質保証の取り組みとして、「内部質保証に関する方針」に従い、各責任主体による自己点検・評価に加え、適切なPDCAサイクルを保つために、全学的・組織的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上のための取り組み体制を構築している。

三つの方針（「卒業（修了）認定・学位授与の方針（以下、「DP」という）」「教育課程編成・実施の方針（以下、「CP」という）」および「入学者受入れの方針（以下、「AP」という）」）の基本的な考え方を共有し、かつDP・CP・APに一貫性をもたせるために、本学では2016（平成28）年度に「3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン」を作成している（資料：3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン）。このガイドラインでは、2016（平成28）年3月に中央教育審議会大学分科会大学教育部会が策定した「DP、CP及びAPの策定および運用に関するガイドライン」に基づき、3つのポリシーの策定単位や各単位の関係性のほか、ポリシー策定時のチェックポイントと運用にあたり留意すべき事項等を明示している。

一方で、2020（令和2）年度に実施した自己点検・評価の結果、上記のガイドラインに加え、3つのポリシーを策定するための全学的な基本方針を定める必要があることが確認されたため、全学教育推進センターおよび入試センターを中心として調整・協議のうえ、2021（令和3）年度に「三つの方針策定のための全学的な基本方針」を策定した。この基本方針では、各方針の整合性・一貫性に留意することや、三つの方針を教育の質向上を継続的に図っていく内部質保証システムの核として位置づけ、絶えず検証を行い、必要に応じて見直しを行うことを明示している（資料：三つの方針策定の基本方針）。

また、各学部・研究科のDP、CP及びAPの策定・見直しに際しては、上記の基本方針およびガイドラインに沿って検証が行われており、適切に整合性が保たれている（資料：定期検証事項チェックリスト）。

各学部・研究科およびセンター・部局等の各責任主体における自己点検・評価にあたっては、大学基準に沿って本学が独自に定めた「点検・評価項目表」に則り、「自己点検・評価委員会」が「定期検証事項チェックリスト」に基づく検証およびその結果の提出を求めている（資料：2023年度点検・評価項目表、定期検証事項チェックリスト）。この定期検証の結果については、自己点検・評価委員会において確認を行うことで、全学的・組織的な共有と改善を図っている（資料：2022（令和4）年度第1回自己点検・評価委員会／第1回大学院自己点検・評価委員会議事録）。さらに、各学部・研究科が執筆した「点検・評価報告書」の「学部・研究科編原稿」に対しては、教職協働にて構成される自己点検・評価小委員会年次報告書部会において、記載内容に関するピア・レビューや意見交換を行うことで、教育等の活動状況を中心とした各学部・研究科の点検・評価結果を集約し、共有を図っている。また、学長および各副学長といった大

学執行部は、上記の各学部・研究科における最新の点検・評価結果を踏まえつつ、全学的な観点から「点検・評価報告書」の「全学編原稿」を執筆し、「学部・研究科編原稿」と同様に年次報告書部会によるピア・レビューが行われた後、最終的な「点検・評価報告書」として取りまとめ、学内に共有している（資料：2022年度立正大学点検・評価報告書）。さらに、2020（令和2）年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止およびDXの推進などの観点から、各責任主体と年次報告書部会による意見交換はすべてオンラインにて開催し、効率化・実質化を図っている。なお、2023（令和5）年度は業務負担軽減を図るため、例年行われている年次報告書部会による学部・研究科編、全学編それぞれの執筆者との間での点検・評価報告書原稿の記述内容に関する意見交換会は省略し、文書による記述内容の確認と意見交換を行うにとどめた。

また、自己点検・評価委員会は、これらの報告書やピア・レビュー等の作業を通じて抽出された全学で共有すべき長所や課題を「点検・評価報告書」において掲載するとともに、2014（平成26）年度より長所を収録した「GPリスト」および課題を収録した「タスクリスト」から成る「自己点検結果リスト」に記載することで、長所や課題の可視化を図っている。本リストに課題を掲載（タスク化）する際には、責任主体を明確にし、「到達目標（完了条件）」「完了までのプロセス」「完了予定日」を記入することにより、各課題に対する改善プロセスを全学で把握、共有することが可能となったほか、これらの課題・長所は、他の学部・研究科の事例も相互に参照できるようになっている（資料：自己点検結果リスト）。課題が解決しない場合は、リストに課題が残ることから解決に向けた取り組みが活発になっている。また、自己点検・評価小委員会複合部会では、定期的に自己点検結果リストに掲載されている課題や問題点の内容確認を行い、進捗状況についても自己点検・評価委員会で確認している。このように、学部・研究科や各責任主体の課題に対し、大学全体の課題として自認したうえで全学的に課題の改善・向上に向けて運営・支援を行うとともに、各年度末の自己点検・評価委員会では、委員会全体に加えて小委員会の3つの部会も1年間を振り返り、それぞれの活動内容と結果を報告している。これにより、点検・評価活動を通して発見した課題や改善できなかった項目は、次年度に継続対応することを確認している（資料：2022（令和4）年度第7回大学/大学院自己点検・評価委員会・第3回大学/大学院自己点検・評価小委員会（合同）議事録）。さらに、各年度初めの「自己点検・評価委員会」においては、諸活動の点検・評価の結果から浮き彫りになった課題や長所を踏まえ、新年度の自己点検・評価委員会の活動方針と計画を策定、承認することにより、継続的に改善・向上のための取り組みを行っている（資料：2023（令和5）年度 自己点検・評価活動方針・目標・計画）。

その他に、内部質保証に関する情報共有のため、大学基準協会や高等教育質保証学会、その他外部のセミナー等で知り得た情報を、学長室会議、自己点検・評価委員会等で報告することにより、教育の充実に寄与している。

このような全学的な改善・向上の取り組みが確認できる事例として、「アセスメント・ポリシー」の策定・運用プロセスがあげられる。2018（平成30）年度の自己点検・評価結果に基づき「自己点検結果リスト」に課題として記載された「アセスメント・ポリシー」策定について、「2019（令和元）年度第1回大学/大学院自己点検・評価委員会」において学部長および研究科長から意見を収集し、まずは機関レベルでの「アセスメント・ポリシー」を定めたうえで、同レベルと整合がとれた教育課程レベル、科目レベルでの「アセスメント・ポリシー」を策定す

る計画を確認した（資料：2019（令和元）年度第1回自己点検・評価委員会／第1回大学院自己点検・評価委員会議事録）。これを受け、自己点検・評価委員会より三つの方針に基づいた教育および教育改革を推進の全学組織である全学教育推進センターに「アセスメント・ポリシー」の策定に向けた検討を依頼した。同センターにおいては各学部からの代表者によって構成される全学教育推進センター運営委員会のもとに部会を立ち上げ検討を行い、2019（令和元）年度に「アセスメント・ポリシー」を策定した（資料：アセスメント・ポリシー）。さらに2021（令和3）年度には、「自己点検・評価委員会」より「全学教育推進センター」に対して学修成果の把握・測定および検証を依頼し、その結果を確認した（資料：学修成果の達成度検証結果について、学修成果の評価について全学版）。

同様に、2019年度に実施した自己点検・評価結果において、全学としての「求める教員像および教員組織の編成方針」については策定されているものの、学問分野や学位課程等を考慮した学部・研究科ごとの「教員組織の編成方針」は未策定であることを課題として確認した。その結果を受けて、2019年度に開催した「2019（令和元）年度第6回大学／大学院自己点検・評価委員会」において同方針を改訂、策定する旨が審議・議決された。その後、学部・研究科といった各責任主体で策定した同方針案については、「学長室会議」における審議承認後、「学部長会議」「研究科長会議」における諮問を終え、「全学協議会」「大学院運営委員会」等の会議体を経て、「2020（令和2）年度第4回大学／大学院自己点検・評価委員会」において内容を再確認し、策定した（資料：教員組織の編成方針一覧（各学部・研究科）、2020（令和2）年度第4回大学／大学院自己点検・評価委員会議事録）。これらの成果については、点検・評価報告書に記載するとともに、「定期検証事項チェックリスト」に掲載し、2021（令和3）年度以降は毎年自己点検・評価委員会において確認したうえで、新たなPDCAサイクルのもとで継続的に改善を進める予定である。

また、2020（令和2）年度の自己点検・評価小委員会内の複合部会にて自己点検結果リストの点検を行ったところ、導入当初にリストアップされた一部の課題について、その目標設定が抽象的であるものや、実現可能性が担保されていないものなどが確認されたことから、既存の課題の再設定や、課題設定の目安について見直しを行った（資料：2020（令和2）年度第5回複合部会記録）。

このような自己点検結果リストを活用したこうした取り組みや成果は、方針に基づく内部質保証システムが有効に機能している証左であり、本学の教育研究活動の着実な改善・向上に寄与しているといえる。

課題に対する具体的な取り組みとしては、大学院の定員充足に対する指摘への対応があげられる。各研究科への支援を目的に2020（令和2）年度に学長政策事業として大学院改革予算を計上したことに加え、大学院改革PTおよびWGを立ち上げて取り組みを実行した（資料：大学院改革プロジェクトチーム答申書）。例えば文学研究科においては、企画広報委員会を設置し、研究科独自の中・長期的な計画をより効果的に実施し、計画の進捗状況については、毎月の定例委員会において確認しており、2021（令和3）年度においては、研究科の特色と魅力を社会に広く発信し進学者を獲得するために、学長政策事業として、インターネットを活用した、動画配信を含む広報事業を展開している（資料：令和3年度第2回文学研究科企画広報委員会議事録、令和3年度第3回文学研究科企画広報委員会議事録、令和3年度第4回文学研究科企画広報委員会

議事録)。このように、本学では行政機関や認証評価機関等からの指摘事項に対して適切に対処している。

この他に、本学の内部質保証システムの妥当性と客観性を担保するため、2012（平成24）年度以来外部評価委員会を設置し、毎年学外者の意見を聴取している。外部評価委員会は、本学が毎年行っている自己点検・評価とその結果に基づく改善・向上のための取り組みに対して、学識と経験を有する外部の方々に委員を依頼し、第三者の目で教育活動・学生支援・研究活動・管理運営等といった内容について検証・評価及び改善に向けた提言等を受け、質の向上に生かすことを任務としている（資料：立正大学自己点検・評価の実施に関する規程、立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程、立正大学外部評価委員会細則）。2019（令和元）年度の外部評価委員会では、大学基準7「学生支援」より「多様な学生の修学支援について」をテーマとして実施したが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ることとなった。2021（令和3）年度は、「ポストコロナにおけるオンライン教育の質保証について」をテーマとしてオンラインで、2022（令和4）年度は、「ポストコロナにおける学生支援について」をテーマとして、3年ぶりに対面で実施した（資料：2022年度第1回立正大学外部評価委員会報告書）。さらに、2023（令和5）年度は、昨年度の大学評価（機関別認証評価）においても指摘を受けた「学生の受け入れ—立正大学における2030年の入試と学生の受け入れ—」をテーマに同委員会を開催した（資料：2023年度第1回立正大学外部評価委員会報告書）。なお、2022（令和4）年度までの外部評価を受けて浮き彫りになった改善が必要な事項、課題については、自己点検結果リストに記載し、当該責任主体に自己点検・評価委員会から通知と改善を要請している。

【2.4】 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、立正大学学園情報公開規程に則り、大学公式ホームページ等を通じて広く社会に情報を公開することを定めている（資料：立正大学学園情報公開規程）。

学校教育法施行規則第172条の2に規定されている教育情報については、法令に従い、大学公式ホームページにおいて情報公開に関するページを掲載し、教育・大学情報（1. 基本情報 2. 経営および財務に関する情報 3. 大学の教育研究活動に関する情報 4. 評価に関する情報 5. コンプライアンス等に関する情報 6. 学生生活の活動に関する情報 7. 附属中学校・高等学校の活動に関する情報）を毎年更新のうえ、公表している（資料：（Web）情報公開）。また、「学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準」の項において、「必要単位取得数」や「取得可能学位」を掲載している。さらに、Webシラバスにおいて「成績評価基準」を明記しているほか、教育情報および教職課程に関する情報の公表についても、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づいて教員養成・社会教育職員養成の理念（目標及び計画）等を公表している（資料：（Web）教職課程・社会教育主事養成課程）。

点検・評価結果については、毎年報告書にとりまとめ、自己点検・評価委員会で承認後、教職員に配布して周知を図るとともに、大学公式ホームページに過年度分を含めた「点検・評価報告書」および外部評価委員会の報告書を掲載し、学内外に公表している（資料：（Web）自己点検・評価、（Web）外部評価）。

財務情報については、大学公式ホームページにおいて決算報告、収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書を公開しているほか、上記以外にも、「立正大学学園財務情報閲覧規程」（資料：（Web）財務情報、立正大学学園財務情報閲覧規程）に基づき閲覧にも供している。

諸活動の情報については、「立正大学学園情報公開規程」の項目に沿ったうえで、学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たし教育研究の質向上に資すべく、大学公式ホームページで公表するとともに「大学ポートレート」にも適宜掲載している（資料：立正大学学園情報公開規程）。

情報の得やすさ、理解しやすさへの配慮としては、大学公式ホームページ内に情報公開に関するページを設け、学内外に対し、容易に情報が得られるように工夫を講じている（資料：（Web）情報公開）。また、公表する情報の正確性、信頼性を担保するため、大学公式ホームページの各種掲載情報にはそれぞれ管理組織を定めており、原則として1次情報を管理する部門がそれに当たっている。情報の更新処理は、ホームページの運用を所管している学長室広報課が行っており、ページの更新状況等から掲載情報の正確性、信頼性に疑義が生じた場合は、管理組織に対し内容確認を求めるなど是正措置を講じている（資料：立正大学学園事務局職務分掌細則）。

【2.5】 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

全学的な内部質保証システムの適切性については、自己点検・評価委員会がまとめた点検・評価項目表に基づく点検・評価報告書の執筆および定期検証事項チェックリストを用いて自己点検・評価委員会が自ら検証を行っている（資料：定期検証事項チェックリスト）。その検証結果を自己点検・評価委員会で共有し、必要に応じて改善を図る体制となっている。さらに、本学の自己点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みの妥当性と客観性を担保するため、外部評価委員会を設置し、学外者の意見を随時本学の諸活動に反映させている。なお、改善が必要な事項、課題については自己点検結果リストに記載し、当該責任主体に自己点検・評価委員会から通知と改善を要請している。また、自己点検・評価小委員会の複合部会では定期的に自己点検結果リストに掲載されている課題や問題点の内容確認を行い、進捗状況についても自己点検・評価委員会で確認している（資料：立正大学自己点検・評価の実施に関する規程、立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程、立正大学外部評価委員会細則）。

このほかに、毎年度末に行われる自己点検・評価小委員会の各部会において、内部質保証システムの核となる各部会活動の「当該年度の振り返り」「次年度への引継ぎ」をとりまとめた後、自己点検・評価委員会においてこれらの内容について確認を行っている。そのうえで、これらの情報に基づき、次年度初めの自己点検・評価委員会において、昨年度の点検・評価の結果から浮かび上がった課題や長所と併せて、同委員会の活動方針・目標・計画として策定し、これを承認することにより、内部質保証システムを継続的に点検・評価し、改善・向上を図る取り組みとしている（資料：今年度の部会報告について、2021（令和3）年度 自己点検・評価活動方針・目標・計画）。

2023（令和5）年度は、第4期を見据えた点検・評価体制の構築、ならびに年次報告書の作成にかかる過大負担や効率化の必要性のために、年次報告書部会において、点検評価項目の見直

しに関する検討に着手し、自由記述が中心で長大化する点検・評価報告書の体裁について一部にチェックリスト方式を導入するなどして簡略化しながら点検・評価の実質化を図るべく、検討を続けている。

点検・評価結果に基づく改善・向上の例として、本章2.3に記載した通り、定期的な点検・評価や「自己点検結果リスト」の活用を通じた、「アセスメント・ポリシー」の策定・運用のプロセスや、「教員組織の編成方針」の策定プロセスなどが挙げられる。

このように、本学においては内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価が行われているといえる。

2.長所・特色

本学の取り組みに関する長所・特色としては、全学の点検評価活動の結果として出された長所を収録した「GPリスト」および課題を収録した「タスクリスト」から成る「自己点検結果リスト」を用いることで、内部質保証システムを有効に機能させ、点検・評価結果に基づいて問題点を抽出し、これを改善・向上するという、改善・向上のための体制がシステム化されている点が挙げられる。これは2014（平成26）年度より開始した取り組みであり、具体的には、2019（令和元）年度は「アセスメント・ポリシー」、2020（令和2）年度は学部・研究科ごとに「教員組織の編成方針」を策定するに至るまでのプロセスに寄与したことを事例としてあげることができる。これらの事例は、PDCAサイクルが効率的に機能していることを示すものであり、本学の内部質保証システムの長所・特色である。

3.問題点

2023（令和5）年度は、第4期を見据えた点検・評価体制の構築に向け、年次報告書部会において、アンケートやそれに基づく協議等を実施し、点検・評価報告書の執筆・確認体制について検証を開始した。その中で、年次報告書の作成にかかる過大負担や効率化の必要性が課題として挙げられており、取り急ぎ部会において継続して検証を続けている。

4.全体のまとめ

本学では、内部質保証のための全学的な方針を定め、公表するとともに、本学の内部質保証システムを図示した概略図を作成し、学内外に向けて全学的な手続きを明示している。

また、自己点検・評価結果に基づく改善・向上のための全学的・組織的な実施を掌り、内部質保証システムをマネジメントする役割・責任を担う組織として、「立正大学自己点検・評価委員会」および「立正大学大学院自己点検・評価委員会」を設置し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を構築している。

各学部・研究科およびセンター・部局等の各責任主体における自己点検・評価にあたっては、大学基準に沿って本学が独自に定めた「点検・評価項目表」に則り、「自己点検・評価委員会」が「定期検証事項チェックリスト」に基づく検証およびその結果の提出を求めている。また、毎年度作成する「点検・評価報告書」は、各責任主体が執筆した報告書原稿に対して、自己点

検・評価小委員会年次報告書部会によるピア・レビューを実施するなど、全学的・組織的な共有と改善を図っている。

また、点検・評価によって明らかになった課題を「自己点検結果リスト」に記載することにより、全学で共有すべき長所や課題を可視化している。加えて、本学の内部質保証システムの妥当性と客観性を担保することを目的に、外部評価委員会を設置し、毎年学外者の意見聴取も行っている。

このように実施される点検・評価の結果については、「点検・評価報告書」および「外部評価委員会報告書」として大学公式ホームページにおいて公表しているほか、教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況等についても大学公式ホームページに掲載することにより、社会に対する説明責任を果たしている。

全学的な内部質保証システムの適切性については、自己点検・評価委員会でまとめた定期検証事項チェックリストを用いて定期的に点検・評価できる体制を整備している。また、同委員会において内部質保証に関わる項目について点検・評価を行い、毎年「点検・評価報告書」として取りまとめるとともに、残された課題を「自己点検結果リスト」に記載することにより、全学で共有すべき長所や課題を可視化している。また、年度末の同委員会において「当該年度の振り返り」「次年度への引継ぎ」をとりまとめたうえで、次年度初めの同委員会において残された課題を解決するための計画を策定し、これを実行することにより、改善・向上に向けた取り組みを恒常的・継続的に行っている。

「2.長所・特色」でも示したように、本学における内部質保証システムは、教育の質に関連する現状の課題を明らかにし、改善に向けた計画の立案・実施、更なる課題の検出と改善といったサイクルを機能させることにより、教育の質を保証するとともに更なる質の向上を実現するために効果的な役割を果たしているといえる。「自己点検結果リスト」に記載されている課題については、今後も継続的にPDCAサイクルを機能させることによって、改善していく。

第 3 章 教育研究組織

第3章 教育研究組織

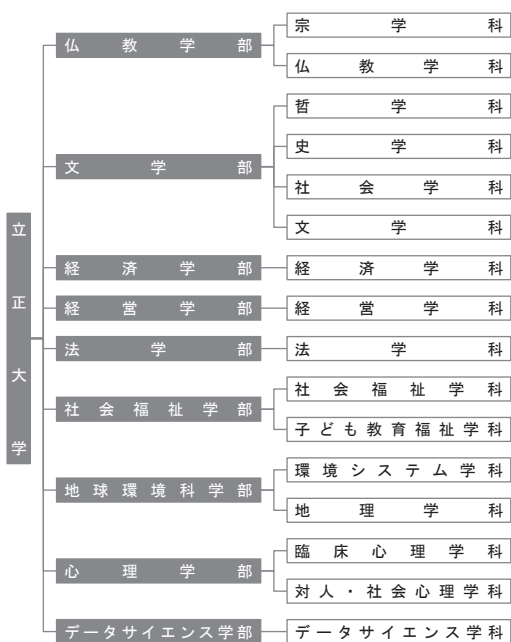
1.現状説明

【3.1】 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

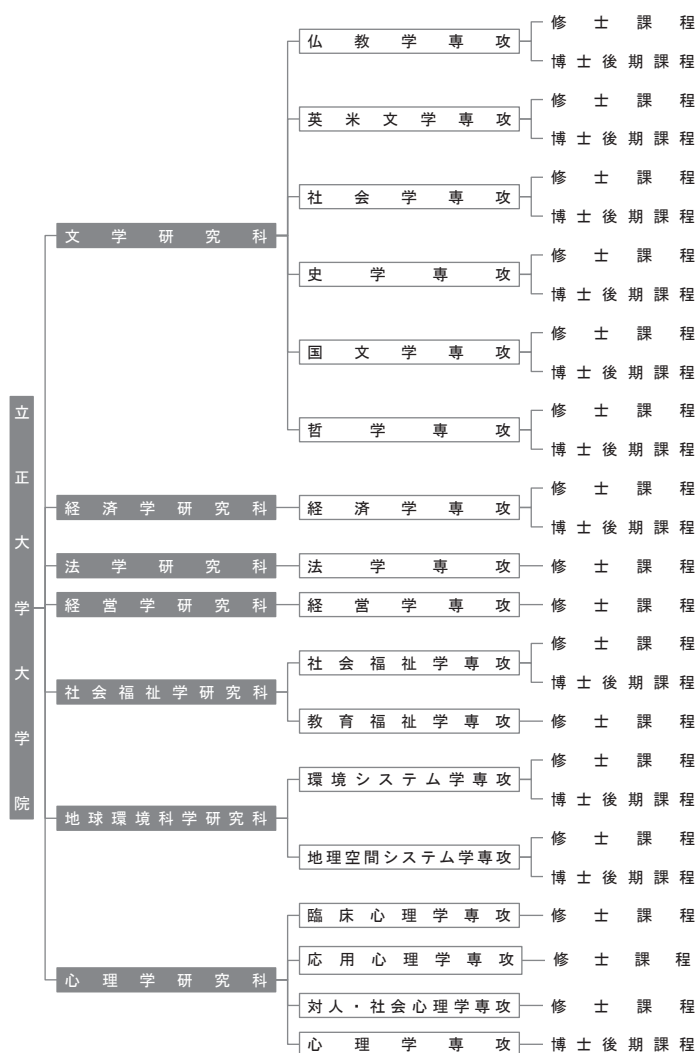
立正大学は「真実を求め至誠を捧げよう、正義を尊び邪悪を除こう、和平を願い人類に尽そう」という建学の精神に基づき、立正大学学則及び立正大学大学院学則に定める教育研究組織を図のとおり設置している（資料：学校法人立正大学学園寄附行為 第4条、第9条、立正大学学則 第4条）。

本学の理念・目的を实践する教育研究組織は、創立時より培った立正精神を支柱とした人間教育を基軸とし、時代の要請を反映しながら、人文・社会・自然の諸科学を融合して健全で豊かな人間社会を創造することを目指し、今日の9学部7研究科による「人間・社会・地球に関する総合大学」を形成している。

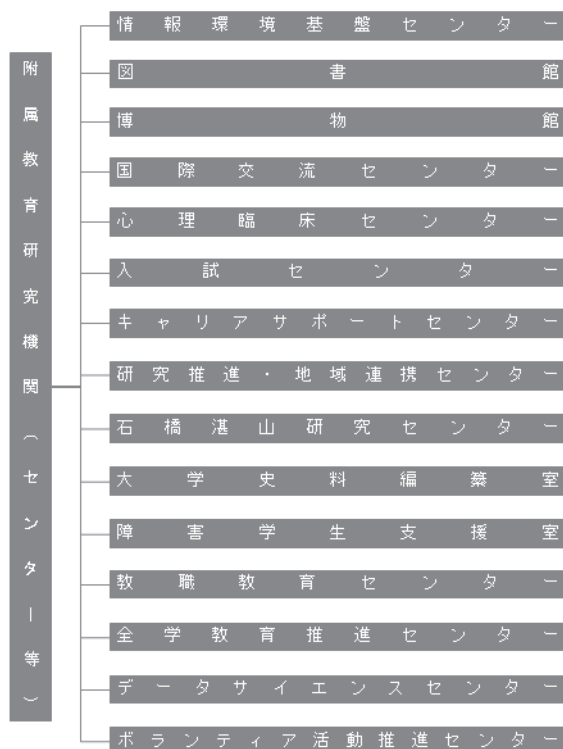
○立正大学



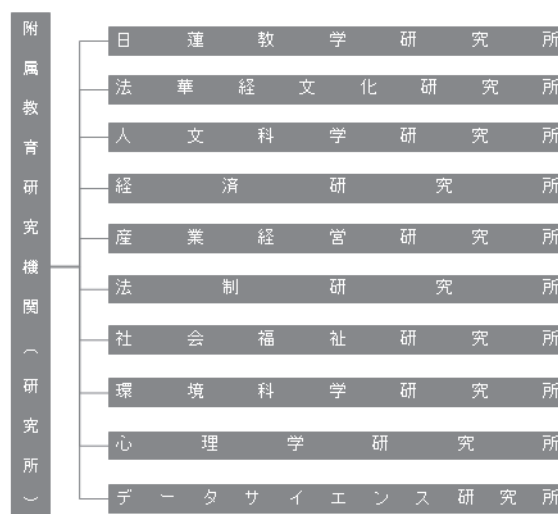
○立正大学大学院



○附属教育研究機関(センター等)



○附属教育研究機関(研究所)



直近では既設他大学とは一線を画す「文系モデル」のデータサイエンスを標榜し、データを駆使した「価値創造」に秀でた人材育成を目指すデータサイエンス学部を2021（令和3）年に開設した。新たにデータサイエンス学部を設置した背景には、日本政府が公表した第5期『科学技術基本計画』において「超スマート社会（Society 5.0）」すなわち「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」という将来像が示され、その前提としてデータサイエンスの活用が謳われたことがあげられる。この超スマート社会では、進化したICTを利活用することによってさまざまな社会的課題が解決されるとともに、人々に格差のない豊かさをもたらすことが期待されている。データサイエンスこそは、まさに立正大学が建学の精神として掲げた「正しきを立て、人々の安穏と社会の恒久平和の実現を願うもの」を実現するためにふさわしい学問領域と言える（資料：第5期科学技術基本計画）。

また、社会福祉学部では、独自に子育て支援センターを設置し、地域の子育て世帯の交流の場としてだけでなく、育児相談の窓口としての役割を果たしている。同学部では子育て支援センターでの活動を含めた学生ボランティアを推進しており、2021（令和3）年に全学化されたボランティア活動推進センターの前身組織を2002（平成14）年に設置し、2015（平成27）年にはボランティア功労者厚生労働大臣賞表彰を受賞する等、長年にわたる活動実績は高く評価されており、地域に根差し社会に貢献する活動は、まさに建学の精神を体現するものと言える。

これらの学部・研究科に加え、真実を求め人類社会の平和の実現を念願する「立正精神」を体得し、時代に適応した知識と技術を修め人類社会に寄与する有能な人材を育成するため、また専門的な学術研究・調査の成果を広く社会に還元するため、本学では、附属教育研究機関（以

下、「研究所やセンター等」という)を設置している。これらの研究所やセンター等は、それぞれの機関ごとに目的や運営等を規定し、これに沿って本学の理念・目的の実現に向けた運営を行うとともに、各学部・研究科の教育研究活動などを支援、充実及び向上に資する活動を行っている(資料:立正大学日蓮教学研究所規程、立正大学法華經文化研究所規程、立正大学人文科学研究所規程、立正大学経済研究所規程、立正大学産業経営研究所規程、立正大学法制研究所規程、立正大学社会福祉研究所規程、立正大学環境科学研究所規程、立正大学心理学研究所規程、立正大学データサイエンス研究所規程、立正大学情報環境基盤センター規程、立正大学図書館規程、立正大学博物館規程、立正大学国際交流センター規程、立正大学心理臨床センター規程、立正大学入試センター規程、立正大学キャリアサポートセンター規程、立正大学研究推進・地域連携センター規程、立正大学史料編纂室規程、立正大学教職教育センター規程、立正大学石橋湛山研究センター規程、立正大学全学教育推進センター規程、立正大学データサイエンスセンター規程、立正大学ボランティア活動推進センター規程)。

センター組織の活動の例として、教育政策のガバナンス強化を目的として2018(平成30)年度に新たに設置された全学教育推進センターは、全学的な教育政策の立案・遂行を担う組織として、教育の質保証に係るアセスメント・ポリシーをはじめとする検証体制の構築、初年次教育・全学共通教養教育の推進、外部試験を導入した学修成果の評価等を行っている。また、心理臨床センターは、臨床心理士指定大学院となっている心理学研究科臨床心理学専攻における実習拠点かつ、公認心理師カリキュラムにおける内部実習施設となっているほか、心理学部臨床心理学科の学生の実習教育の場、臨床心理学科教員の研究の場など、教育研究における機能に加え、地域の行政機関や医療機関と連携しながら地域相談活動(心理療法・カウンセリングなど)の実施、立正大学附属立正中学校・高等学校のスクールカウンセリングとの連携、心理臨床セミナーの実施などの社会連携・貢献活動も行っている。

附置研究所の活動の例として、法華經文化研究所では、日蓮宗の教えの土台となる法華經およびそれに関連する文化の基礎的研究を行い、その成果は『梵文法華經写本集成』全12巻・『法華經関係稀観資料集成データベース』として刊行され、世界で高い評価を得ている。また、日蓮教学研究所では、研究成果の発信とともに、建学の精神の浸透を目的として広く学内外から講師を招き、公開講座として「仏教講座」を開催する等、各機関が大学の理念・目的の達成に向けた取り組みを行っている。2017(平成29)年度に私立大学研究ブランディング事業に採択された「立正大学ウズベキスタン学術交流プロジェクト」は、こうした仏教文化研究と歴史・考古・地理学的諸側面からの学際的取り組みとして高い評価を得た(資料:(Web)立正大学仏教学部関連研究機関、(Web)立正大学私立大学研究ブランディング事業ホームページ)。

こうした学術研究成果を広く社会に還元する取り組みの一環として、2002(平成14)年に立正大学博物館を熊谷キャンパスに設置し、学術的資料を収集・保管・公開してきた。また、2021(令和3)年度には立正大学ロータスギャラリー特別展示室(ミュージアム施設)を新たに品川キャンパスに開室し、開室記念特別展として、前述のウズベキスタンにおける成果を含む「立正大学海外仏跡調査展」を開催する等、調査研究成果の発信力強化に努めているほか、2023(令和5年度)には大学図書館が所蔵する貴重資料を集めた『立正大学図書館 古今善本録～蔵書が伝える図書館150年の軌跡～』(2023年6月刊行)に合わせ、立正大学図書館 第51回企画展「古今善本150選」を開催している。品川キャンパス内の3つの施設(古書資料館、図書館、

特別展示室)を併用し、『古今善本録』第1部に掲載した全150点の資料を紹介するなど活用の幅を広げている。(資料:(Web)立正大学博物館、(Web)立正大学図書館)。

従前より、建学の精神に則り、本学の教職教育を推進することを目的として、全学的な教職課程に係る実施組織として教職教育センターを設置した上で、定期的に教職教育センター運営委員会を開催し、適切に運営されてきたところである。なお、2021(令和3)年度までは、全学に跨る中等教育教員養成課程(中学校・高等学校)のみを対象に運営していたが、2022(令和4)年4月1日付で施行された教育職員免許法施行規則の改正により、複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとするとしてされた。これを踏まえ、教職教育センターにおいて、中等教育教員養成課程(中学校・高等学校)、初等教育教員養成課程(幼稚園・小学校)、特別支援学校教員養成課程の教育に関する事項を取り扱うこととして、2022(令和4)年4月1日付で教職教育センター規程を改正した。2022(令和4)年度より、全ての教職課程を含む形で教職教育センター運営委員会を開催するようになっており、適切な全学実施組織にて教職課程の運営が行われている(資料:立正大学教職教育センター規程)。

こうした教育研究にかかる組織については、昨今の大学を取り巻く社会的要請や、政策的動向に応じて柔軟な改編を行っている。その最たるものとして前述のデータサイエンス学部新設やデータサイエンスセンターの設置が挙げられる。同センターは、データサイエンスを活用した社会課題・企業課題の解決を志向する地元企業との連携を目指し、品川区が主催するマッチングイベントに参加するなど、共同研究の機会創出を行っている。その他にも、学生のボランティア意識の高まりからボランティア活動推進センターを全学組織化するなど、本学の理念・目的を踏まえつつ時流に即した組織構成・活動を行っており、本学の教育研究組織は適切に管理されている。

【3.2】 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織に関する適切性については、自己点検・評価委員会より本学独自の点検・評価項目が記載された「点検・評価項目表」を用いた定期検証を行うよう指示が出され、これに基づき学長室会議において教育研究組織の適切性について「定期検証事項チェックリスト」を取りまとめ検証結果を確認している(資料:2023年度点検・評価項目表、定期検証事項チェックリスト)。

具体的な検証の手続としては、学事担当副学長及び大学院担当副学長が中心となり、大学として毎年取りまとめている「点検・評価報告書」の執筆を通じて、定期的な点検・評価を行っている。この点検・評価の結果、抽出された課題や長所については、「自己点検結果リスト」に記載し、課題に対しては責任主体が中心となり改善方策を策定している。さらに、同自己点検・評価委員会において、「自己点検結果リスト」に記載した事項を全学課題として捉えて自認し、責任主体が策定した改善方策と併せて改善方法の確認を行いながら改善を支援している。

近年の取り組みとしては、全学共通教育をはじめとする全学的教育政策を検討・実施する組織の必要性が課題として共有されたことを受け、全学教育推進センターを組織したことが挙げられる。また、従来熊谷キャンパスを拠点として熊谷およびその周辺での活動を主としていた

社会福祉学部ボランティア活動推進センターについて、品川キャンパス所属学生の活動への参加実績や品川周辺地域からのボランティア派遣に関するニーズに応えるべく、全学的組織として立正大学ボランティア活動推進センターを設置した。当該課題への取組状況は、自己点検結果リスト上に可視化され、自己点検・評価委員会においてその進捗を把握しながら、組織改編プロセスの達成を支援した。さらに、2022（令和4）年4月1日付で施行された教育職員免許法施行規則の改正により、全学的な組織体制の下で教職課程における教育の内容及び方法を自ら点検・評価し、改善することが求められるようになったことを踏まえ、「教職教育センター運営委員会」を中心として全学的に教職課程の自己点検・評価を進めている。

2.長所・特色

本学では建学の精神に基づき、人間・社会・地球に関する総合大学として充実した教育研究組織を整備している。その特色は、立正精神に基づいて識見を涵養し人格を陶冶し、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成するという本学の理念・目的を実現するものとして、2021（令和3）年、データサイエンス学部を新設したことに示されている。同学部は既設の他大学とは一線を画す「文系モデル」のデータサイエンスを標榜している点で特色ある学部となっている。

また、本学は日蓮宗の教えに立脚した仏教系大学として、日蓮教学研究所や法華経文化研究所といった特色ある附置研究所を設置しており、日蓮教学研究の基本文献である『昭和定本日蓮聖人遺文』『日蓮聖人遺文辞典』の編纂、『梵文法華経写本集成』全12巻・『法華経関係稀観資料集成データベース』の刊行は学界で高い評価を得ている。2017（平成29）年度に私立大学研究ブランディング事業に採択された「立正大学ウズベキスタン学術交流プロジェクト」は、こうした仏教文化研究と歴史・考古・地理学的諸側面からの学際的の取り組みとして高い評価を得た。またこうした学術研究成果を広く社会に発信・普及する取り組みの一環として、立正大学博物館を熊谷キャンパスに設置し、学術的資料を収集・保管・公開してきた。さらに、2021（令和3）年度には品川キャンパスに立正大学ロータスギャラリー特別展示室（ミュージアム施設）を新たに開室し、開室記念特別展として、前述のウズベキスタンにおける学術成果を含む「立正大学海外仏跡調査展」を開催する等、調査研究成果の発信力強化に努めている。

また、社会福祉学部では独自に子育て支援センターを設置し、地域の子育て世帯の交流の場としてだけでなく、育児相談の窓口としての役割を果たしている。同学部では子育て支援センターでの活動を含めた学生ボランティアを推進しており、ボランティア活動推進センターを2002（平成14）年に設置し、2015（平成27）年にはボランティア功労者厚生労働大臣賞表彰を受賞する等、長年にわたる活動実績が高く評価されており、地域に根差し社会に貢献する活動は、まさに建学の精神を体現するものと言える。同センターは2021（令和3）年度から全学組織化されており、さらなる活動拡大が期待される。

3.問題点

特になし。

4.全体のまとめ

建学の精神に基づき、学部・研究科、研究所やセンター等の組織を適切に設置している。学部・研究科とも教育と研究を充実させるために堅実に組織されていることはもとより、社会的要請に応えるためにデータサイエンス学部、データサイエンス研究所、データサイエンスセンターを開設し、建学の精神を体現するボランティア活動推進センターや研究成果の発信・普及を促進するための展示室を新たに設置するなど、学問動向や大学を取り巻く環境に即した運営を行っている。また、教育研究組織に関する適切性についての点検・評価については、大学・大学院の「自己点検・評価委員会」を中心に作業を進め、毎年度更新される自己点検結果リストに照らして問題点の改善に向けた取り組みを行っている。なお、2022（令和4）年4月1日付で施行された教育職員免許法施行規則の改正により、全学的な組織体制の下で教職課程における教育の内容及び方法を自ら点検評価し、改善することが求められるようになったことを踏まえ、「教職教育センター運営委員会」を中心として全学的に教職課程の自己点検・評価を進めている。

以上より、本学の教育研究組織は、「大学基準」を踏まえて、適切に整備されていると評価できる。



第 4 章 教育課程・学習成果

第4章 教育課程・学習成果

1.現状説明

【4.1】 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

教育目標については、大学の理念・目的に則し、学位課程教育プログラムごとに養成する人材像として設定している。これらの教育目標は、大学公式ホームページを通じて広く社会に公表している（資料：（Web）人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針）。学生に対しては、入学時に当該内容を掲載した『学生要覧』を配付し、教職員に対しては、『立正大学方針集』へ掲載・共有することで周知を図っている（資料：令和5年度 学生要覧、令和5年度 大学院学生要覧、立正大学方針集）。また、学生に対する周知とその理解を促すための工夫として、新入生を対象としたガイダンスにおいて、前記の『学生要覧』を用いた説明を行っており、全学共通で初年次教育科目に位置づける「学修の基礎Ⅰ」で、教育目標を含む各学部学科の学びの特性について解説している（資料：START 学修の基礎 2023）。

教育目標の内容は、学士課程においては「その学士課程教育プログラム（正課外のものも含む。）を通じ、持続可能でより良い豊かな平和社会を築くための一つの重心・芯となるべき人材として、『モラリスト×エキスパート』を養成すること」、修士課程においては「立正大学大学院は、その修士課程教育プログラムを通じ、持続可能でより良い豊かな平和社会を築くための一つの重心・芯となるべき人材として、『モラリスト×エキスパート』を養成すること」、そして博士課程においては「立正大学大学院は、その博士後期課程教育プログラムを通じ、持続可能でより良い豊かな平和社会を築くための一つの重心・芯となるべき人材として、『モラリスト×エキスパート』を養成すること」としている。また、それに基づき各学部、各研究科でも学位課程ごとに教育目標を定めており、立正大学学園寄附行為第3条に示す本学の理念・目的を収斂した「『モラリスト×エキスパート』を育む。」を、各々の教育目標に盛り込むことで、全学的な方向性を定めるとともに、理念・目的との関連性を担保している。

卒業認定・学位授与の方針（以下、「DP」と略記）は、三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方を定めた「三つの方針策定の基本方針」、および三つの方針策定のための具体的な留意点を示した「3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン」に沿って、原則として全学および授与する学位ごとに設定している。全学のDPは、学部・研究科を問わず共通に求める資質・能力を定義しており、建学の精神を反映した内容としている。各学部・研究科のDPは、全学のDPに則り策定され、各々の授与する学位に相応しい内容としている。DPには、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等を明示しており、特に学士課程においては「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「知識・理解」、「技能」の4つの観点から具体的に明示することを前項のガイドラインにおいて規定し、これに則り策定している（資料：三つの方針策定の基本方針、3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン）。DPはそれぞれの学位課程教育プログラムの目標を達成するために必須の学修成果を示したものであり、学位に相応しい内容となっている。

DPは大学公式ホームページを通じて広く社会に公表している（資料：（Web）人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針）。学生に対しては、入学時に当該

内容を掲載した『学生要覧』を配付し、教職員に対しては、『立正大学方針集』へ掲載・共有することで周知を図っている（資料：令和5年度 学生要覧、令和5年度 大学院学生要覧、立正大学方針集）。なお、卒業要件、修了要件はDPの中には含まれていないが、立正大学学則および立正大学大学院学則、『学生要覧』、各学部・研究科の『講義案内』、大学公式ホームページにて周知・公表している（資料：立正大学学則第19条の4、第27条、立正大学大学院学則第9条、第10条、令和5年度 学生要覧、令和5年度 大学院学生要覧、(Web) 必要単位修得数）。

また学生への周知とその理解を促すための工夫として、新入生を対象としたガイダンスにおいて、前記の『学生要覧』を用いた説明を行っている。

【4.2】 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

三つの方針策定に関する大学の基本的な考え方を定めた「三つの方針策定の基本方針」および三つの方針策定のための具体的な留意点を示した「3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン」に沿って、原則として全学および授与する学位ごとに教育課程編成・実施の方針（以下、「CP」と略記）を設定している。全学のCPは、学部・研究科を問わず共通する指針を定めている。また、各学部・研究科のCPは、全学のCPに則り策定しており、各々のDPに則した内容としている（資料：三つの方針策定の基本方針、3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン）。

前記のガイドラインにおいて、CPには教育課程の体系、教育内容、授業科目区分や授業形態など、カリキュラムの編成方針に加え、その構成原理を具体的に明示するよう規定している。CPは大学公式ホームページを通じて広く社会に公表している（資料：(Web) 人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針）。学生に対しては、入学時に当該内容を掲載した『学生要覧』を配付し、教職員に対しては、『立正大学方針集』へ掲載・共有することで周知を図っている（資料：令和5年度 学生要覧、令和5年度 大学院学生要覧、立正大学方針集）。また周知とその理解を促すための工夫として、新入生を対象とした学部・学科ガイダンスにおいて、前記の『学生要覧』を用いた説明を行っている。

前記のガイドラインでは、三つの方針相互の関係について明示しており、CPはDPを踏まえ一体的に策定するものと定め、方針間の整合性を担保する内容としている（資料：3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン）。これに基づき、当該方針の責任主体による定期検証を毎年実施しており、修正が必要な場合は各責任主体が改訂した後、学長室会議や学部長会議、全学協議会等における審議、諮問および報告等を経たうえで、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会が改訂した方針についての最終的な確認を行い、適切性を担保している（資料：定期検証事項チェックリスト、立正大学教育目標、三つの方針および各種方針等の策定・改訂・公表手続に関する申し合わせ）。

【4.3】 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学士課程においては、「DPに掲げる能力・資質を身につけるために、教養的科目、専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業

を開講する」ことを全学のCPとして掲げ、授与する学位ごとに定める方針と併せ、専門分野の学問体系に応じた適切な教育課程を編成している。教養教育と専門教育の配置については、各学部各学科の特性に応じた科目の開設、卒業要件における修得単位の設定を適切に行っている（資料：立正大学学則 第17条、第19条）。また、授業科目の位置づけ（必修、選択等）は、CPに基づき、その基幹科目に対し適切に設定している（資料：立正大学学則 第10条）。たとえば、経済学部は、CPにおいて「経済学に対する興味関心を持ちやすいように、導入的科目として必修科目を設置」「多様な関心に対応するために、教養選択必修科目と教養選択科目を配置」「現代社会における必要な技能が十分身につくように、語学科目、情報科目、数学・統計科目を設置」することを定めている。これに沿って、1年次には経済学を順次的・体系的に修得する上で必要となる、数学・統計科目を含む6つの専門必修科目と情報系科目・外国語科目からなる7つの教養的必修科目を全コース共通で配置するとともに、コース限定の選択必修科目を配置し（経済コース2科目、国際コース3科目、金融コース4科目）、各コースの特性に合った基礎的な学力・知識の習得を目指している。また、CPで定める「自らの関心に基づく主体的な勉学が可能になるように専門選択必修科目と専門選択科目を配置」することおよび「段階的な知識の修得を可能にするために、1年次の専門必修科目、2年以降の専門選択必修科目を設置する」ことに関しては、2年次以降は、基幹の科目である専門選択必修科目と各自の目的意識に応じて選択可能な専門選択科目を、科目の特性や各コースの目標に応じて年次毎に配当することで、体系的な履修が可能となるよう配慮している。よって、CPと教育課程は整合している（資料：令和5年度 講義案内 経済学部pp. 8-21、pp. 38-51）。

科目間の関係性や学修の順次性を明示する方法として、全ての科目に対し体系化されたナンバリングコードを付与し、教育課程の編成にあたり、それに基づく各授業科目の年次・学期配当を行っている。授業期間は2期制とし、各学期内で学修成果を修得させるために必要な授業回数が確保され、また各科目には修得に必要な学修時間に即した単位が設定されている（資料：令和5年度 学生要覧、立正大学学則第11条、第30条、第30条の2）。

またDPに掲げる学修成果と各科目の関係性を明示する方法としてカリキュラム・マップを作成し、学生に配布している（資料：2023年度カリキュラム・マップ）。個々の授業科目の内容及び方法については、各学部・研究科等の責任のもとで第三者による内容確認を行い、課程修了時の学修成果と各授業科目との関係の整合性を確保している（資料：2023年度シラバス作成要領）。

1単位あたりの授業時間については、立正大学学則第11条に規定し、それに基づき単位を設定している（資料：立正大学学則第11条）。設定単位に対するその他授業外に必要な学修時間量、およびその学修内容についてはシラバスに明記し、単位制度の趣旨に基づく学修時間を確保している（資料：2023年度シラバス作成要領）。授業を休講した場合の補講による授業時間の補填については、学年暦上で全学的補講実施日を設けるとともに、授業期間中の補講実施についても対応している（資料：2023年度授業支援ハンドブック）。

学士課程にふさわしい教育内容における工夫として、全学共通の必修科目である「学修の基礎Ⅰ」を開設し、全学教育推進センター運営委員会が編集した導入教育ガイドブック『START学修の基礎 2023』を用い、建学の精神に対する理解を深め、大学での学びの仕組みや意義を学ぶ初年次教育を展開していることがあげられる（資料：START 学修の基礎 2023）。また、入学者選抜制度の多様化による入学時の学力差を補完すべく入学前教育を実施している。たと

えば、立正大学附属立正高等学校からの入学生に対しては、高等学校での学習の復習を兼ねて大学の教員による授業を実施している（資料：令和4年度附属校入学前教育の実施について）。また、仏教学部では総合型選抜・学校推薦型選抜入試合格者を対象として、あらゆる学習行為の基礎となる国語（日本語）能力の錬成に向け、入学前教育として高等学校における国語科古典教育の総復習を実施し、導入教育として一般教育科目の「教養基礎（日本語表現）」「教養基礎（古文漢文表現）」を学部独自の内容として開講し、本学部1年生が全員履修するよう推奨指導している（資料：令和5年度版仏教学部1年生向け 科目履修に関する注意事項―最初に読む資料―）。データサイエンス学部でも、入学前教育としてデータサイエンス学修の基礎となる数学を中心に通信教育を入学手続き者全員に提供している。2月以降に実施される入学試験の入学手続き者にも、入学後の学修と並行して学習に取り組むよう指導している（資料：令和4年度データサイエンス学部第7回定例教授会資料pp. 54-57）。なお、入学後も数学については補習授業を実施し、高校において数学Ⅲまでの学習をしていない学生を中心に、知識の補完に努めている（資料：数学補習講座2023年度実施方針）。

各研究科の修士課程および博士後期課程における教育課程については、全学のCPとして、修士課程（博士前期課程）においては「DPに掲げる能力・資質を身につけるために、当該研究科の学問分野に関する科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた高度な授業を開講する」ことを、博士課程（博士後期課程）においては「DPに掲げる能力・資質を身につけるために、専攻分野に関する科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた高度な授業を開講するとともに、優れた研究指導を行う」ことを掲げ、授与する学位ごとに定める方針と併せ、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮した適切な科目配置と研究指導体制を整えている（資料：立正大学大学院学則 第6条、第6条の2）。たとえば、地球環境科学研究科のCPは、修士課程においては専攻横断型の研究科共通科目と専攻内の分野横断の総合演習科目の段階的配置、野外研究・実地研究科目、専門講義、研究指導科目、演習、実験・実習科目の設置、博士後期課程においては分野横断の総合演習、学位論文の完成に向けた個別研究指導の実施が明示されている。これらの本研究科としての方針に則り、学位課程と専攻ごとに定めたCPに基づき、修士課程においては学際複合領域である地球環境科学の特性から、専攻や分野横断型の科目群と分野内の学問を深化させる科目群が講義、演習、実験・実習、研究指導科目を組み合わせ、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮して適切に配置されている。各専攻とも研究科共通科目群のほか、環境システム学専攻では生物圏、地圏、気圏、水圏、環境情報の各分野が、地理空間システム学専攻では人文地理学、自然地理学、地理教育、地理情報科学の各分野が基幹科目群や総合研究科目群として配置されている。これらに加えて、演習、実験・実習、野外研究・実地研究、研究の各科目が配置されている。博士後期課程においては分野横断型の総合演習と、それぞれの分野の指導教員から研究指導を受ける特別研究が配置されている（資料：令和5(2023)年度 大学院 地球環境科学研究科 講義案内pp. 21-33）。

各学部研究科における教育課程編成の適切性については、自己点検・評価委員会より本学独自の点検・評価項目が記載された「点検・評価項目表」を用いた定期検証を行うよう指示が出され、これに基づき各学部・研究科のほか、教育の質保証を担う責任主体である全学教育推進センターと常務連絡委員会において教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的な検証を実施し、検証結果を「定期検証事項チェックリスト」に記載し、課題に対しては責任主体

が中心となり改善方策を策定している（資料：2023年度点検・評価項目表、定期検証事項チェックリスト）。

正課のキャリア教育についての方針は、本学のホームページにおいて「社会的・職業的自立のための指導を教育の一環として位置づけ、入学から卒業に至るまで、正課の教育課程と連携した系統的な就業力育成支援を行います。」と明示している（資料：（Web）学生支援に関する方針）。

これをキャリアサポートセンター主体で具体化したものとして、初年次からの段階的キャリア形成を目的とした「キャリア開発基礎講座」、在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行う「インターンシップ」の単位化を行っている（資料：令和5（2023）年度キャリア開発プログラム総合案内 Let's TRYpp.9-12）。

また各学部における取り組みの例として、経営学部では、より実践的・実務的なキャリア教育として、実務家による講義である「経営総合特論」によりキャリア形成意識を高め、「スキル開発演習」によって実務能力を修得できるようにしている（資料：令和5年度講義案内 経営学部pp.9-69）。法学部では、「学修の基礎Ⅰ」において業界セミナーと銘打って、1年生を対象に、社会の第一線で活躍する本学部卒業生から、現在の業務内容ややりがい、職務上発生した危機にどう対処したか、当該職業を選択するに至った動機や在学中の学習方法等を直接聞く機会を設け、2年次配当科目である「学修の基礎Ⅱ」では、士業、各種公務員ないし民間企業において第一線で活躍する講師を迎え、学生のキャリア形成に努めている（資料：令和5年度講義案内法学部p.69、2023（令和5）年度「卒業生による業界セミナー」実施概要について）。心理学部では、全学共通科目に加え、心理学という学部の学びの特性を生かした学部独自のキャリア教育科目を設定している。具体的には、臨床心理学科における「キャリアとライフ」、対人・社会心理学科における「心理学と職務スキル」がそれぞれ必修科目として開講されている（資料：令和5年度講義案内 心理学部pp.15,41）。

修士・博士課程においては、研究科それぞれの特性もあることから、論文指導教員の個別指導を中心として修了後の進路指導を行っているが、全学的なキャリア支援についても、大学院合同全体ガイダンスを実施して、キャリアサポートセンターより院生にその支援内容を説明している（資料：令和5年度 大学院合同全体ガイダンス 案内）。

各研究科の取り組みの例として、文学研究科修士課程では、1年生対象の共通必修科目「研究の基礎」において、本研究科での学修を通じて獲得が見込まれる能力を生かしたキャリアデザインや研究の発展および活用への方途を学生一人ひとりに考え検討させるべく、キャリアサポートセンターのキャリアカウンセラーによるキャリアデザインの授業や、研究推進・地域連携課職員による、研究の社会的意義と学内外の研究助成獲得の方法とについて授業を行っている（資料：令和5（2023）年度 大学院文学研究科講義案内 p.85）。

また、地球環境科学研究科では、大学院生に対する研究科独自のキャリア教育として、2016（平成28）年度から課外の講座として開催していた「キャリアパス講座」を、2021（令和3）年度からは各学位課程・専攻の「総合演習」に組み込み、正課科目内において実施している。常務委員会において策定した年間計画に基づき、地球環境科学の研究領域と職業選択との関係性を主眼として、学内外の講師を招いて開催している（資料：2023年度大学院FD懇談会および大学院生対象アカデミックスキルズ講座・キャリアパス講座実施予定）。

【4.4】 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

単位の実質化を図るために、すべての学部学科において卒業要件科目の履修に対しCAP制を採用しており、学修時間の確保に努めている（資料：令和5年度 学生要覧）。授業外学修の総量および内容についてはシラバス内で各教員から指示することとし、課題の取り組み状況についてはWebClass等を活用するなど工夫を講じている（資料：2023年度シラバス作成要領、WebClass説明会用テキスト（入門編））。なお、CAP制度の趣旨を踏まえ、年間だけでなく半期（第1期、第2期）ごとの履修登録単位数の上限についても設定されている（資料：（Web）必要単位修得数、2023年度学生要覧）。大学院に関しては、その特性上履修登録単位数の上限は設定しておらず、授業外学修の総量および内容についてシラバス内で明示することで、単位数に対する学修時間の担保に努めている（資料：2023年度シラバス作成要領）。

教職・資格等の科目をはじめとする卒業要件科目以外の履修について、既存の履修登録単位数の上限を超えての履修が可能となっているが、教職教育センター担当者会議、および博物館学芸員養成課程担当者会議において、定期的に学生の学修状況を把握し、必要に応じた指導を行っている（資料：2023年度第2回教職教育センター担当者会議（中高部会）議事録、2023年度第2回博物館学芸員養成課程担当者会議 議事録）。また、データサイエンスセンターと協働し、全学教育推進センター運営委員会において対象学生の履修状況、成績、資格取得状況の確認を行うとともに、その質保証に対し、制度化の検討を継続している（資料：DSCIR研修・報告会ポスター、DSCIRプロジェクト成果報告）。各学部におけるCAP制度の例として、地球環境科学部では前年度の年間GPAが一定以上の学生には、年間履修登録単位数の上限を他の学生より2単位分引き上げる措置を実施している（資料：2023（令和5）年度 学生要覧pp. 171-197）。

学修時間および授業時間は、法令条件を満たすように授業形態に応じた1単位当たりの授業時間を立正大学学則第11条に規定しており、これに基づき科目の単位数を設定している（資料：立正大学学則 第11条）。また、その授業時間を確保するための授業期間を立正大学学則に規定しており、これに基づき授業回数カレンダーおよび学年暦を策定し運用している（資料：立正大学学則 第30条、第30条の2、2023年度授業支援ハンドブック pp. 4～7）。

授業形態、授業方法については、CPに基づき、学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果に応じたものを採用している。たとえば、社会福祉学部では、各学科が策定したCPのいずれにおいても「教養的科目、専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講」すると謳っている。その方針に沿って、講義では座学により理論を学び、演習では小グループによる議論を経験し、学外での実習で現場に触れるなど、それぞれの科目の長所を生かし、授業が構成されている（資料：2023年度講義案内 社会福祉学部社会福祉学科pp. 8-27、2023年度講義案内 社会福祉学部子ども教育福祉学科pp. 8-32）。また、法学研究科では、CPにおいて基礎科目群・コア科目群・発展科目群を配置することによる多段階的な学習指導をうたっており、これに沿って、基礎科目群においては、法学の基礎的概念等を着実に身につけさせるための講義を中心とし、発展科目群においては、演習形式等を取り入れ、履修者の発展的思考を促す授業形態・形式を取っている（資料：（Web）法学研究科 人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針）。

シラバスに記載する項目は全学で統一している。掲載項目は全学教育推進センター運営委員会で点検を行っており、科目の基本的な情報に加え、「授業の目的」、「到達目標」、「授業外学修内容・授業外学修時間数」、「授業計画」、「成績評価の方法」、「フィードバックの内容」、「オフィスアワー」等で構成している。各項目の記載要件については、全学教育推進センター運営委員会が作成する「シラバス作成ガイドライン」にて各科目担当教員へ周知し徹底するとともに、作成したシラバスの内容については、各学部・研究科等の責任のもと、第三者による内容確認を行っている（資料：2023年度シラバス作成要領、シラバスチェック体制）。

また、授業内容とシラバスの整合性については、学士課程の開設科目を対象とした「授業改善アンケート」と、大学院生を対象とした「大学院生の教育・研究環境に関するアンケート」を全学で実施することにより、その実態把握に努めている。アンケート結果は自己点検・評価委員会を通じて各学部、各研究科へ提供され、評価・分析を行っている（資料：令和5年度 授業アンケート報告書）。

2023年度の授業は、原則として対面で授業を実施し、教育上、オンラインの効果が認められる一部の科目については、オンラインで授業を実施している。授業は、原則、シラバスに基づいて実施しているが、教員の出張等で休講した授業を補講で実施する場合や教育上の理由等により、授業期間中に授業の内容や方法等を変更する場合、Webシラバスの改訂は求めないが、受講学生に対しては、ポータルサイトや掲示板で適切に周知を図っている（資料：履修登録ガイダンス資料、授業変更情報の確認方法について（休講・補講・教室変更））。

特に学生の主体的参加を促す授業として、本学では、2014（平成26）年度から文部科学省で実施されている「大学教育再生加速プログラム」（Acceleration Program for University Education Rebuilding:AP）の「アクティブ・ラーニング」に採択されたことから、地球環境科学部を中心とするアクティブ・ラーニングの推進を全学的に展開するため、立正大学全学AP推進委員会を組織し、普及と学部学科特性に応じた教育開発に取り組んだ。なお、アクティブ・ラーニングの推進は、2020（令和2）年度以降、FD実行組織である全学教育推進センターへ引き継がれた。アクティブ・ラーニングを実施している科目を明確にするため、2021（令和3）年度より、対象となる科目は、シラバスにおいてその方法を記載することとした（資料：2023年度シラバス作成要領）。アクティブ・ラーニングの手法は、オンライン授業における教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保にも有効である。たとえば、法学部では、学生の主体的参加を促す授業形態として「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」では、20～25人程度の少人数クラスで、高校までの教育と大学における法学教育とを架橋すべく、レポートの作成法・専門書や専門論文の読み方・専門ゼミに備えたプレゼミ・法学検定試験（ベーシック）の指導等を行っている（資料：令和5年度 講義案内 法学部pp.75-90）。「アカデミック・ライティングⅠ・Ⅱ」では、大学生に必要な文章作成および文章読解の基本的な能力を養成することを目的とし、具体的には、レポート・論文についての基本的知識の理解並びに社会人基礎力として必要な実用的文章・メールの作成等を指導する。課題については添削をしたうえで、必要に応じて個別に対応している（資料：令和5年度 講義案内 法学部pp.38-51）。また、「社労士実務演習／実務演習Ⅱ＜社労士＞」では、社労士実務家の指導のもと、実際に扱った事件等をもとに、学生に報告させた後、講師を含む全員で考察を加えるのみならず、報告と質疑応答により、プレゼンテーション能力の涵養もその目的としている（資料：令和5年度 講義案内 法学部 p.151）。「行政書士実務演習／実務演習Ⅲ＜行政書士＞」では、行政書士実務家のリレー講義

により、机上のものにとどまらない行政書士実務について具体的に理解できる。社会人基礎力の中でもとりわけ重要な「傾聴力」「応用力」を涵養し、ワークショップを行うことにより、双方向的な学びも実現している（資料：令和5年度 講義案内 法学部p.106）。また、経営学研究科では、ほぼすべての授業で双方向式コミュニケーションを通じた少人数教育を行っている。たとえば、「専門発展科目」群に属する①「経営実務特論[会社経営の実務]」、②「経営実務特論[税務の機能と実務]」、③「経営実務特論[法人税等の実務]」（②と③は隔年開講で今年度は③を開講）では税理士や司法書士によるケーススタディやシミュレーションなどを交えた工夫を行っている（資料：経営学研究科 人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針、令和5(2023)年度大学院経営学研究科講義案内pp.8-13、p53）。

授業に対する学生の理解度については、「授業改善アンケート」のアンケート項目「Q10：授業の内容を理解できましたか」への回答を通して授業担当教員が確認を行っている。その結果については、個別の授業については教員からのコメントのフィードバックによって、また各学部学科での点検・評価については報告書『授業アンケート』によって学生に公表する仕組みが整備されている（資料：2022年度（令和4）年度授業アンケートpp.100～104）。

2022（令和4）年度以降、授業は原則として対面で行っているが、教育上、オンラインの効果認められる一部の科目についてオンライン授業とした。オンライン授業の実施形態には「同時双方向型、オンデマンド型、資料配布型」の3種類があり、科目の特性等を考慮して決定することとしているが、原則オンデマンド型での実施としている。なお、オンライン授業の実施方法はWebシラバスを通じて学生に予め周知した。オンライン授業の受け方については、学生向けには「オンライン授業の進め方について（学生用）」、教員向けには「授業支援ハンドブック」において実施方法や留意点を周知するとともに、効果的な学習につなげるための各種ツールのマニュアルも配布した（資料：オンライン授業の進め方について（学生用）、2023年度授業支援ハンドブック pp.11～14）。

授業外学修時間での学習内容と提出された課題・レポート等に対するフィードバックの方法についてはシラバスに明示している。その記載内容については、授業外学習での課題の量的・質的な適切性を含めて、学部・研究科等の責任のもとで第三者による確認を行っている（資料：2023年度シラバス作成要領）。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数については、各学部学科等において履修抽選制度も活用しながら、特に外国語科目、演習科目、実技科目、実験・実習科目において、その授業の特性に合わせた授業規模としている。また、情報教育科目、体育実技科目、実験・実習科目においては、ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という）、チュードレント・アシスタント（以下、「SA」という）を適切に配置するなど教育の質担保に努めている（資料：SAの採用計画から任用までの諸手続きの流れ、立正大学大学院ティーチング・アシスタント規程、立正大学チュードレント・アシスタント規程）。

学生に対する適切な履修指導の実施については、年度当初に全学的なガイダンス期間を設け対応するとともに、各学部・各研究科において履修指導担当教員による相談体制を整えるなどの支援体制を整備している（資料：2023年度新学期日程品川対面型、2023年度新学期日程品川オンライン型、2023年度新学期日程熊谷新入生、2023年度新学期日程熊谷在学生DS、2023年度新学期日程熊谷在学生社福、2023年度新学期日程熊谷在学生地球）。また、学生が効果的に自主学習を進められるよう、図書館やラーニング・コモンズなど学内施設の利用方法等について

も年度初めに周知している（資料：（Web）2023年度 オープン端末・学内情報サービス利用案内）。全学的対応として、非常勤講師を含む全教員にオフィスアワーを設け、シラバスを通じて周知しており、学習相談だけでなく履修相談の機会としても活用されている。また、特に指導を必要とする成績不振学生（学部生）に対する対応については、「成績不振学生の個別指導対応」を各学部で定め、全学教育推進センター運営委員会において共有し、各責任主体において対応を行っている（資料：2023年度成績不振学生に対する学修指導状況）。

大学院の研究指導計画については、研究指導の内容や年間スケジュールを示した研究科または専攻ごとに研究指導計画を策定し、講義要項や大学公式ホームページなどを通じて大学院生に明示している。研究指導計画に基づいた研究指導を実施するために、指導教員は指導する大学院生ごとに個別の「研究指導計画書」を提出し、年度末には「研究指導報告書」を提出し、第三者による確認を受けることになっている（資料：各研究科の研究指導計画）。たとえば、心理学研究科では、「立正大学大学院心理学研究科における研究指導及び修了認定に関する申し合わせ」および「立正大学大学院心理学研究科における課程博士の学位審査に関する申し合わせ」、「立正大学大学院心理学研究科における論文博士の学位審査に関する申し合わせ」において学位課程ごとに指導方法や指導計画等を定めており、研究科内で共有している。また、「研究指導計画書」を用いて、学生と指導教員が協議して研究指導計画を策定しており、その結果を常務会および研究科委員会にて確認する仕組みを構築している（資料：立正大学大学院心理学研究科における研究指導及び修了認定に関する申し合わせ、立正大学大学院心理学研究科における課程博士の学位審査に関する申し合わせ、立正大学大学院心理学研究科における論文博士の学位審査に関する申し合わせ、令和4年度第6回心理学研究科委員会議事録、令和4年度第12回心理学研究科委員会議事録）。

【4.5】 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

単位制度の趣旨に基づき、学則上定める1単位あたりの授業時間を確保したうえで、定期試験やレポート等、シラバスに明示する評価方法に基づき適切に単位を認定している（資料：立正大学学則 第11条、第25条）。たとえば、授業外の学修時間の確保については、シラバス上で予復習の内容・時間数の目安を提示しており、それを前提とする授業への取り組み姿勢や成果物を評価に加味するなど、単位の実質化に努めている。

学士課程における既修得単位の認定は、大学設置基準第28条から第30条に基づき、立正大学学則第18条および第19条の2において定めている（資料：立正大学学則 第18条、第19条の2）。なお、認定可能な単位の上限は、他の大学等を卒業または退学し、本学の第1年次に入学した場合は30単位、単位互換協定等、他の大学との協議に基づき学生に当該他大学の授業を履修させた場合は60単位と定めている。また、他の大学より編入した学生に対する既修得単位の認定は、立正大学学則第20条において定めており、認定可能な単位は平成26年度第10回教務委員会において卒業単位の半分までということが確認されている（資料：立正大学学則 第20条）。修士・博士課程における既修得単位の認定は、大学院設置基準第15条に基づき、立正大学大学院学則第8条の2および同条の3において定めている。認定可能な単位の上限は、他研究科または当該他大学の大学院の授業科目を履修する場合と、学士課程の学生が大学院の授業科目を履修し単位を修得した場合のそれぞれ15単位までとし、合わせて20単位を超えない範囲で修了必要

単位数に算入することができる（資料：立正大学大学院学則 第8条の立正大学自己点検・評価委員会規程）。認定にかかる審議は、学士課程は立正大学学則第18条、第19条の2および第20条に定めるとおり各学部教授会が、修士・博士課程は立正大学大学院学則第57条により、立正大学学則第18条、第19条の2に準じ、各研究科委員会が行っている。またこれらの決定は、立正大学学則第94条の2および立正大学大学院学則第37条の2において、学長が行うと定めている（資料：立正大学学則 第20条、第94条、立正大学大学院学則 第37条の2）。

成績評価の客観性を担保するため、受講者に対し成績評価の方法を、シラバスを通じて予め明示している（資料：2023年度シラバス作成要領）。評定はS・A・B・C・Fの5種類をもってこれを表し、Sは90点から100点、Aは80点から89点、Bは70点から79点、Cは60点から69点、Fは59点以下と定め、S・A・B・Cを合格、Fを不合格としている。なお、成績評価基準に対して疑義が生じた場合、学生は所定の期間において成績調査確認申請を行うことができる制度を設けている（資料：2023年度第1期 成績調査確認申請について）。また、学士課程では成績評価指標としてGPA制度を採用している。算出に使用されるGPは1点刻みの評点に対応した数値を取るもので、学内におけるGPAの活用において、その厳格性を担保している。以上の成績評価基準、成績調査確認申請制度、およびGPA制度については、「授業支援ハンドブック」に掲載し、全教員へ周知している（資料：2023年度授業支援ハンドブック pp. 40～43）。また、成績評価の公正性・公平性を担保するため、全学教育推進センター運営委員会において、同一シラバスまたは同一科目で複数クラス開講している授業について、クラスによってGPAの分布に大きな違いがないかを点検し、情報を共有することになった（資料：令和4年度第5回全学教育推進センター運営委員会議事録）。

卒業（修了）要件は、学則に規定されており、その内容を、『学生要覧』に掲載し、学生に対し明示している（資料：令和5年度 学生要覧、令和5年度 大学院学生要覧）。学位授与にあたっては、学士課程は立正大学学則第17条および第19条に定めた卒業要件に対し、同学則第94条に基づき学部教授会で審議・判定を行い、同じく学則第27条に則して学位を授与する。一方、大学院課程（修士・博士）については、立正大学大学院学則第9条、第10条に定めた修了要件に対し、同第12条および第13条に則して、同第37条に規定しているとおりに大学院研究科委員会において審議し、学位を授与する。このように、各学位課程はいずれも審査の客観性を担保しており、その決定は、立正大学学則第94条の2および立正大学大学院学則第37条の2において学長が行うと定めている（資料：立正大学学則 第17条、第19条、第27条、第94条、第94条の2、立正大学大学院学則第9条、第10条、第12条、第13条、第37条、第37条の2）。

大学院の論文審査基準については、各研究科の『講義案内』に掲載するとともに大学公式ホームページで公表している（資料：令和5年度 講義案内 文学研究科、(Web) 文学研究科 修士課程 学位論文審査基準等）。研究科の学位審査および学位授与基準については、その客観性・厳格性を確保するため、立正大学大学院学則に従い、研究科委員会において審議し、学長が学位授与を行う権限を有する（資料：立正大学大学院学則 第37条）。学位授与にかかる手続きは、立正大学大学院学位規則に定めている（資料：大学院学位規則）。また、これらは、『学生要覧』に掲載し周知している（資料：令和5年度 大学院学生要覧）。さらに、「学位論文審査に関する不服申し立てに関する申し合わせ」を制定し、より一層客観性・厳格性の確保を図っている（資料：学位論文審査に関する不服申し立てに関する申し合わせ）。大学院研究科に

においては、博士論文の要旨および審査報告を印刷公表しており、立正大学学術機関リポジトリにて公表し、その信用性の担保に供している。

【4.6】 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学士課程における DP に示す学修成果に対する個別具体的な指標として、アセスメント・ポリシーを策定し大学公式ホームページに公表している（資料：（Web）立正大学アセスメント・ポリシー）。アセスメント・ポリシーは、三つのポリシーに照らして機関レベル・課程レベル・科目レベル別に定めた。DP に示す学修成果については、機関レベルでは単位修得状況、GPA、卒業論文等の評価や就職・進学率、学生調査結果等、教育課程レベルでは単位修得状況、成績、卒業論文等の評価、学位授与数、就職・進学率、免許・資格取得状況等により検証することを明示している。機関レベルの全学の DP に対する検証は全学教育推進センターが実施した（資料：学修成果の評価について全学版）。具体的には「学修の基礎 I」の修得率および成績と GPA を指標として評価した（資料：学修成果の評価について全学版）。2022（令和 4）年度からは、在学生・卒業生を対象とする学修成果・満足度調査の質問項目を、DP に掲げた教育目標に照らして学修成果を評価できるように刷新した（資料：2022 年度版学修成果・満足度調査 4 年生（卒業生）アンケート質問項目）。昨年度卒業生の結果については、全学及び学部別に分析して 12 月に公表した。（資料：令和 5 年度第 7 回全学教育推進センター運営委員会議事録、2022 年度卒業生 A 満足度分析結果、2022 年度卒業生 B ガクチカ分析結果、2022 年度卒業生 C 学修成果分析結果）。また、学生調査に加えて、DP の〈関心・意欲・態度〉、〈思考・判断・表現〉、〈技能〉の領域における能力・資質を評価することを目的に外部テスト（GPS-Academic）を導入し、新入生と 3 年生を対象に実施した（資料：GPS-A 受検案内）。その結果は学部学科とも共有され、機関レベル・課程レベルにおける FD に活用された。（資料：GPS-Academic 報告会）また教育課程レベルの学部・学科の DP については、各学部・学科で検証し、その結果を全学教育推進センター運営委員会で報告し、共有している。

学修成果を把握・評価するため、仏教学部では、2017（平成 29）年度より学びの基礎となる文献読解能力に関して 1 年生入学時と 1 年生終了時にアセスメント・テストである「文献読解基礎能力テスト」を実施し、学生の理解度を確認する機会としている（資料：令和 5 年度第 1 期文献読解基礎能力テスト一覧）。また外部テストを利用している例として、法学部では法律に関する知識・理解、及び技能を確認するため、法学部生全員が法学検定試験（ベーシック）を 1 年次で受験することとしている。心理学部でも一般社団法人日本心理学諸学会連合が実施する外部認定試験である「心理学検定」の資格取得助成制度を導入し、「心理学検定」受験のための参考書を学生に配布するなど、学生に受験を促し、その結果を学修成果の指標としている（資料：心理学検定資格支援制度のお知らせ）。

修士課程および博士後期課程においては、2021（令和 3）年度に機関レベル・課程レベル・科目レベルで三つのポリシーに照らしたアセスメント・ポリシーを策定し大学公式ホームページに公表した（資料：（Web）立正大学アセスメント・ポリシー）。DP に示す学修成果については、機関レベルでは学位授与数、修了時の進路調査、免許・資格の取得状況等で、課程レベルでは単位修得状況、論文審査、学会発表、学術雑誌への論文の掲載状況、学位授与数、修了時の進路調査、免許・資格の取得状況等で検証することを明示している。2022（令和 4）年度

からは、機関レベル・課程レベルでのアセスメント・ポリシーに基づいた検証を実施している（資料：第1回常務連絡委員会資料 p2-29）。機関レベルの全学のDPに対する検証は常務連絡委員会が行っている（資料：第1回常務連絡委員会資料 p2-29）。また課程レベルのDPについては、各研究科・専攻で検証し、その結果を常務連絡委員会で報告し、共有を図っている。

学部では2021（令和3）年度に策定した「アセスメント・ポリシー」に基づき、全学教育推進センターを主体とし学修成果の把握・評価を行っている。また、全学教育推進センターでは学部・学科から出されるアセスメント・レポートの書式を定型化して揃えることで、教育課程レベルの学修成果の可視化を目指している。大学院においても、2021年度に各研究科の代表者によって構成される大学院常務連絡委員会において研究科の「アセスメント・ポリシー」を策定・公表し、2022（令和4）年度から各研究科専攻別の学修成果の把握・評価を実施している。このように、学修成果の測定・把握に対しては、全学の質保証を推進・支援する組織である自己点検・評価委員会と教育の質保証を担う全学教育推進センターと常務連絡委員会が連携して取り組んでいる。

【4.7】 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育内容・方法等の改善にかかる第一次的な責任主体は学部・研究科である。また、全学的教育施策について、学士課程は全学教育推進センターが担うとともに、大学院課程については常務連絡委員会がその権限を有し、各種検証を行っている（資料：立正大学内部質保証システム概略図、（Web）内部質保証に関する方針）。そのうえで、最終的な全学内部質保証推進組織としてマネジメントする役割・責任を担う組織である大学・大学院の自己点検・評価委員会は、「授業改善アンケート」及び「大学院生の教育・研究環境に関するアンケート」結果に基づく検証や「点検・評価報告書」の執筆のほか、「自己点検結果リスト」等の作成を通じて、学部・研究科の教育活動の改善・向上に寄与している。

教育課程及びその内容、方法に関する自己点検・評価は、大学・大学院の自己点検・評価委員会が本学として独自に定めた点検・評価の視点をまとめた「点検・評価項目表」に基づき、「定期検証事項チェックリスト」を用いて確認するよう各責任主体に対して指示をし、これをもとにして、各学部・研究科に加え、全学の教育の質保証を担う全学教育推進センター、常務連絡委員会といった各責任主体が適切性等の定期的な検証を実施している（資料：2023年度点検・評価項目表、定期検証事項チェックリスト）。また、これらの責任主体が大学として毎年取りまとめている「点検・評価報告書」の執筆を通じて、公益財団法人大学基準協会が制定している大学基準に則り、毎年度定期的に点検・評価を行っている。この点検・評価の結果、抽出された課題や長所については、「自己点検結果リスト」に記載し、課題に対しては責任主体ごとに改善方策を策定している。さらに、同自己点検・評価委員会において、「自己点検結果リスト」に記載した事項を全学課題として捉えて自認し、責任主体が策定した改善方策と併せて改善方法の確認を行いながら改善を支援している。

以上のような点検・評価結果に基づいた、教育課程及びその内容方法の改善・向上のための取り組みの具体例として、「自己点検結果リスト」の中に、オンライン授業や反転授業を実施する上で教材提示や学習記録・課題提出管理を行うとともに学修成果を可視化するためのシス

テム構築の必要性が記載されたことを受けて、責任主体である全学教育推進センターと情報環境基盤センターにおいて新LMS（Learning Management System）の整備に向けた機種選定作業が進み、来年度からの導入が決定したことが上げられる（資料：LMS 合同検討会議議事録）。

また、学習成果の測定結果を活用した教育課程及びその内容方法の改善・向上のための取り組み例としては、アセスメント・ポリシーの策定を受けて、全学教育推進センターが主体となって全ての学部生を対象とする学修成果・満足度調査を実施したことが上げられる。実施に当たっては、過去の学生調査で用いてきた質問項目を刷新し、その結果を全学 DP に即した学修成果の把握ができるよう工夫した（資料：2022 年度版学修成果・満足度調査 4 年生（卒業生）アンケート質問項目）。成長実感の自己評定による間接指標ではあるが、これによって改善・向上につながるアセスメントの実施と学修成果の可視化が可能となった。

2.長所・特色

本学では、2014（平成26）年度から文部科学省の「大学教育再生加速プログラム（AP）」の「アクティブ・ラーニング」に採択され、地球環境科学部を中心に立正大学全学AP推進委員会を組織し、アクティブ・ラーニングの普及と学部学科特性に応じた教育開発に取り組んできた。その成果を継承して、各学部・研究科においてさまざまな取り組みが行われていることは、本学の特筆すべき特色である。また、さらに多くの科目でアクティブ・ラーニングを含めた多様な教育方法の導入ができるよう、2024年度より新LMSを導入することが決定され、また2025年度からは105分授業を基本とするより柔軟なアカデミック・カレンダーに移行することが決定された（資料：アカデミック・カレンダーの変更についてお知らせ教員、アカデミック・カレンダーの変更についてお知らせ学生）。

2021（令和3）年度に設置したデータサイエンス学部は、既設の他大学とは一線を画す「文系モデル」のデータサイエンスを標榜している点で特色ある教育課程を持つ。全国的にも新しい領域であるデータサイエンス教育を実施するにあたって、専門基礎科目群、データサイエンス科目群に置かれている科目は、一般社団法人情報処理学会が令和3年4月にデータサイエンスを専門とする大学・学部レベルの専門教育プログラムが参照することを意図して公表した「データサイエンス・カリキュラム標準」に示されている内容を含むものであり、専門分野の学問体系を考慮して編成されている。2023（令和5）年度からは、データサイエンス学部が提供する全学共通科目「データサイエンス入門」を開設し、文科省の数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定（リテラシーレベル）を目指している（資料：データサイエンス入門案内）。

3.問題点

2021（令和3）年度から、各学部学科においてアセスメント・ポリシーに基づく学修成果の検証を実施しており、2022（令和4）年度にはDPの〈関心・意欲・態度〉、〈思考・判断・表現〉、〈技能〉の領域における能力・資質を評価することを目的に外部テスト（GPS-Academic）を導入した（資料：GPS-A受検案内）。また、DPに即して学修成果を評価できるよう学生調査の質問項目を設定したことで学生の成長実感を把握できるようになった。アセスメント報告の書式も徐々に整備され、改善に繋がる実効性のあるアセスメント体制が整いつつある。一方、大学院にお

けるアセスメント・ポリシーも2021（令和3）年度に策定し、2022（令和4）年度よりアセスメント・ポリシーに基づいた検証が始まった。しかし、アセスメントのための客観的指標の選定にとどまり、DPに即した学修成果の可視化に向けた取り組みは十分とは言えない。今後、各研究科の特質を踏まえつつ、大学院における学修成果の検証の在り方についてさらに検討を加え、新たな可視化の方策を開発していくことが求められる。

4.全体のまとめ

三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方を定めた「三つの方針策定の基本方針」および、三つの方針策定のための具体的な留意点を示した「3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン」に沿って、DP、CPは全学および各学部・研究科において適切に定め、公表している。CPは、DPに掲げる能力・資質を身につけるために、教養的科目、専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講することとし、授与する学位ごとに定める方針と併せ、専門分野の学問体系に応じた適切な教育課程を編成している。授業科目の位置づけ（必修、選択等）は、CPに基づき、その基幹科目に対し適切に設定している。全ての科目に対し体系化されたナンバリングコードを付与して学修の順次性を明示し、それに基づく各授業科目の年次・学期配当を行っている。また、カリキュラム・マップによりDPに掲げる学修成果と各科目の関係性を明示している。

単位制度においては、1単位あたりの授業時間について立正大学学則第11条に規定し、1単位あたりの授業時間を確保したうえで、定期試験やレポート等、シラバスに明示する評価方法に基づき適切に単位を認定している。たとえば、授業外の学修時間の確保については、シラバス上で予復習の内容・時間数の目安を提示しており、それを前提とする授業への取り組み姿勢や成果物を評価に加味するなど、単位の実質化に努めている。また半期科目を主として教育課程が編成されている状況から、CAP制度の趣旨を踏まえ、年間だけでなく半期における履修登録単位数の上限の設定も進めている。

成績評価の客観性を担保するため、シラバスを通じて成績評価の方法を予め受講者に明示している。学士課程では成績評価指標としてGPA制度を採用している。算出に使用されるGP値は1点刻みの評点に対応した数値を取るもので、学内におけるGPAの活用において、その厳格性を担保している。また、成績評価基準、成績調査確認申請、およびGPAについては、「授業支援ハンドブック」に掲載し、全教員へ周知している。卒業（修了）要件は、学則に規定されており、その内容を『学生要覧』に掲載し、学生に対し明示している（資料：令和5年度 学生要覧、令和5年度 大学院学生要覧）。学位授与にあたっては、学士課程は立正大学学則第17条および第19条に定めた卒業要件に対し、同学則第94条に基づき学部教授会で審議・判定を行い、同じく学則第27条に則して学位を授与する。一方、大学院課程（修士・博士）については、立正大学大学院学則第9条、第10条に定めた修了要件に対し、同第12条および第13条に則して、同第37条に規定しているとおり大学院研究科委員会において審議し、学位を授与する。このように、各学位課程はいずれも審査の客観性を担保しており、その決定は、立正大学学則第94条第2項および立正大学大学院学則第37条第2項において学長が行うと定めている。

学修成果の把握及び評価については、2020（令和2）年度にアセスメント・ポリシーを策定し、2021（令和3）年度にアセスメント・ポリシーに基づいて検証を行った。2022（令和4）年

度からは、〈知識・理解〉の領域の能力・資質を評価するために外部テストを導入した。また大学院においては、2021（令和3）年度にアセスメント・ポリシーを制定し、2022（令和4）年度よりアセスメント・ポリシーに基づいた検証が始まった。今後、学修成果・教育成果について、アセスメント・ポリシーを踏まえた点検、評価に活用し、教育改善につなげていく。また、学生の学修成果の可視化や大学全体の教育成果に関する情報の的確な把握・可視化について、そのための取り組みを全学教育推進センター、および大学院常務連絡委員会において推進する。教育課程及びその内容、方法の適切性については、各学部・研究科および学士課程においては全学教育推進センターが、修士・博士課程においては常務連絡委員会が各種検証を行っている。そのうえで、最終的な全学内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会が、「授業改善アンケート」「大学院生の教育・研究環境に関するアンケート」の結果等に基づく検証や「点検・評価報告書」の執筆、「自己点検結果リスト」の活用を通して適切に改善・向上を図っている。

以上より、本学は「大学基準」を踏まえ、CPに基づく体系的な教育課程を編成し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じて適切に学位を授与し、DPに示した学修成果の修得状況を把握し評価している。また、それらに対する点検・評価も適切に行われ、改善・向上がはかられていると評価できる。

第 5 章 学生の受け入れ

第5章 学生の受け入れ

1.現状説明

【5.1】 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方を定めた「3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン」および「三つの方針策定の基本方針」に沿って、DPやCPと関連させたうえで各課程（学士、修士、博士）における全学共通のAP、そして、各研究科と専攻、各学部と学科（必要に応じてコース）ごとのAPを設定している（資料：3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン、三つの方針策定の基本方針、（Web）人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針）。3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドラインでは、三つの方針相互の関係について明示しており、APはDPおよびCPを踏まえ、一体的に策定することと定めている（資料：3つのポリシーおよびアセスメント・ポリシー制定・改正ガイドライン）。また、三つの方針策定の基本方針では、AP策定のための基本方針や記載内容について定めている（資料：三つの方針策定の基本方針）。

例えば全学のAPでは、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、思考力・判断力・表現力、知識・技能という学力の3要素に即して、入学者に求める「学力の3要素に即した人物像」を具体的に明示するとともに、「高等学校等で修得すべき具体的内容（入学までに身につけてほしい知識・能力等）」を定め、各入学者選抜方法における評価項目と求める人物像に示す具体的な資質・能力の関係を明示している（資料：（Web）人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針）。各学部、研究科においては、全学APの指針を踏まえつつ、それぞれの具体的な学びの特性をAPに加えている（資料：2024年度立正大学方針集ver.1.0）。さらに、障害のある学生の受入れ方針を独自に策定し、入学者受入れにおいて、一切の差別を行わないこと、一人ひとりのニーズに応じた合理的な配慮・支援を行う旨などを定めている。APおよび障害のある学生受入れに関する方針の内容については定期的に検証を行っており、内容やDPおよびCPと整合したものであることを確認している（資料：定期検証事項チェックリスト）。これらのAPや障害のある学生の受入れ方針は大学公式ホームページを通じて広く社会に公表し、教職員に対しては、『立正大学方針集』へ掲載することなどで周知・共有を図っているほか、立正大学への入学希望者に対しては、学士課程における「求める人物像」や「入学者選抜の基本的な考え方」について入試ガイドブックにも掲載している（資料：（Web）人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針、（Web）障害のある学生の受入れ方針、立正大学方針集）。

入試における評価方法は各募集要項において明示し、判定に用いることを示している（資料：2024年度立正大学入学試験要項 総合型選抜入学試験 p.4、2024年度立正大学入学試験要項 全学部一般選抜入学試験・大学入学共通テスト利用選抜入学試験 pp.8-17、2024年度立正大学入学試験要項 学校推薦型選抜公募制推薦選抜入学試験・特別選抜専門高校（学科）・総合学科生徒対象選抜入学試験 p.4、2024年度立正大学入学試験要項 指定校制推薦選抜入学試験 p.4）。

研究科のAP及び具体的な試験科目に関しては、大学院案内及び学生募集要項に明示している（資料：2024年度大学院案内 pp. 4-6）。

また、2021（令和3）年度は、三つの方針策定の基本方針の策定を受け、学士課程においてAPの改正を行った。具体的には、学力の三要素に即した求める人物像について、求める能力と入学後の学びとの関連性をよりわかりやすい形で明示するとともに、入学前に求められる学習活動、学習歴を新たに加筆するなど、受験生への情報提供を改善し、高等学校における進路指導等でより効果的に活用可能な内容とすることを目指し、2022（令和4）年3月に改正、4月に公表した（資料：令和3年度第12回入試運営委員会議事録）。

【5.2】 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

APに基づいた「立正大学入学者選考規程」を整備し、同規程第2条に則り入学者選抜を実施している（資料：立正大学入学者選考規程）。APでは、掲げる資質・能力を有する入学希望者を受け入れるため、各入学者選抜方法における入学者選抜の基本的な考え方を明示するとともに、各入学者選抜方法における評価項目と求める人物像に示す具体的な資質・能力の関係性を取りまとめ、公開することで受験生に対しても周知している（資料：（Web）人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的／教育目標／三つの方針）。

学部・研究科によって差異はあるものの、複数回の入学試験の機会を設け、各入学試験要項で募集定員や出願資格、選考方法をあらかじめ公表し、それに基づき適切に実施している（資料：2024年度立正大学入学試験要項 総合型選抜入学試験 pp. 5-9, 13-23、2024年度立正大学入学試験要項 全学部一般選抜入学試験・大学入学共通テスト利用選抜入学試験 pp. 8-17、2023年度立正大学入学試験要項 学校推薦型選抜公募制推薦選抜入学試験・特別選抜専門高校（学科）・総合学科生徒対象選抜入学試験 pp. 5-6, 8-12、2024年度立正大学入学試験要項 指定校制推薦選抜入学試験 pp. 5-6, 8-11、2024年度大学院学生募集要項 pp. 11-12, 15-16, 19-20, 23, 27, 29, 35, 38, 41-42, 45, 49-50, 53, 57-58, 61）。

また、授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供に関しては、学部・研究科ともに大学公式ホームページなどにおいて一覧的に周知を行っているほか、それぞれの研究科においては、本学所属の学部生に対し、直接的な周知に努めている（資料：（Web）学費／、（Web）大学院ファイナンシャル・プラン（授業料や経済的支援等の情報））。

こうした入試を実施する主体として、入試センターを設置し、学生募集、入学者選抜および入試広報活動にかかわる基本政策の企画立案などを、一元的かつ効率的に執行することとしている（資料：立正大学入試センター規程）。また入試センターのもとには、入試業務の円滑な運営に必要な事項を検討するため、入試運営委員会を設置している。本委員会には、各学部より選出された運営委員が構成員として参加し、センター長の諮問を受け、「センター運営の基本方針に関する事項」「センターの予算・決算に関する事項」「センター所管事項のうち、全学的な調整と支援を必要とする事項」「センター所管事項と関連し、入試政策上検討を要する事項」などについて協議することを定めている。こうした各入試運営にかかわる重要事項について、学部と連絡・調整を取りながら、円滑な運営を図っている。

また、試験実施当日の対応は全教職員が運営にあたる体制としている。受験者数の規模に応じて試験日ごとに対応する教職員数は変動があるものの、原則として全ての教職員が、いずれかの日程で運営に携わっている。一方、試験問題の作成については、学内教員からなる一般選抜入学試験問題出題採点委員会を組織している（資料：一般選抜入学試験問題出題採点委員会に関する申し合わせ）。

入学者選抜においては、公正性を担保すべく、試験実施環境の均一化に努め、試験実施要領や監督者マニュアルを整備し、入試業務にあたる教職員に対し説明会を実施している。また、質的な評価を伴う面接試験では、質問内容はあらかじめ統一したものを用意し、公平性の担保に努めている。さらに、不合格者に対し成績開示請求制度を設けることで、選抜の透明性を高めているほか、大学公式ホームページにおいて、前年度の入試データ、過去問題などを掲載し情報公開に努めている（資料：2024年度立正大学入学試験要項 全学部一般選抜入学試験・大学入学共通テスト利用選抜入学試験 pp. 28、2024年度大学院学生募集要項 p. 8、（Web）入試結果データ、（Web）過去問題）。また、学部・大学院とも外国人留学生試験制度を設け、国外に対しても広く門戸を開いている。障害のある入学希望者に対しては全学的な「障害のある学生の受入れ方針」をAPとは別に定め、APと同様に公表・周知することで、多様な学生の受入れについての対応方針を掲げており、具体的な配慮内容は（独）大学入試センターの指針を準用しながら、手話通訳の同席や補聴器使用の許可、別室受験や試験時間の延長など、合理的配慮を行っている（資料：（Web）障害のある学生の受入れ方針、（Web）令和5年度 受験上の配慮案内）。

合否判定については、立正大学入学者選考規程第3条に定める通り、学部教授会または研究科委員会が行い、学長がそれを承認することとなっている（資料：立正大学入学者選考規程第3条）。また入学手続きを行った受験生に対する入学許可についても、最終的な責任者である学長のもと、一部権限を付託された学事課が中心となり行っている。

2020（令和2）年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学生募集、入学者選抜を実施していた。2020（令和2）年度は、感染拡大防止の観点から従来の対面形式によるオープンキャンパスの実施を取りやめ、WEBによるオープンキャンパスを実施し、例年対面で実施している個別相談や説明会、入試対策講座など全てのプログラムをオンラインとした。個別相談については、入試センター職員による相談のほか学部に関する質問に教員が対応することで、入試センターでは対応しきれない学びの細やかな特徴や学生の雰囲気などを伝えることができた。さらに、予約締切日間近にメールやSNSで情報発信を行い、予約を促進した。2021（令和3）年度は、学内紹介や在学生が参加する企画などコンテンツを増やし、受験生のオープンキャンパスへの期待に応えるものとしたことに加え、感染症拡大防止を徹底し定員制としたうえで、受験生からの希望の多い来校型のオープンキャンパスを開催した。このように、新型コロナウイルスの影響下で受験生の活動が制限される中でも不利益などが生じないよう、入学希望者が必要とする情報を適切に届ける体制を整備した。さらに、2022（令和4）年度からは、感染防止対策を万全に行った上で従来型の来校型オープンキャンパスを実施するとともに、WEBオープンキャンパスも併用することで受験生の利便性を図っている（資料：（Web）立正大学オープンキャンパス特設サイト）。

また、2021（令和3）年度入試では、受験会場による密の防止や、地方在住者が長距離の移動で感染のリスクにさらされることなどを防ぐため、入試日程や入試方法についても大幅な変更

を試みた。具体的には、公募制推薦選抜や総合型選抜において、試験会場での筆記試験を、出願時に小論文を提出するなどの事前課題に置き換えた。また面接についても、感染状況の大幅な悪化により対面実施が不可能となった場合でも公平な試験が実施可能となるように、感染拡大状況に応じて対面での面接をオンラインでの面接に代替できるように体制を整備した（資料：2021年度入学者選抜日程・実施科目・判定方法）。2022（令和4）年度入試でも引き続き、公募制推薦選抜や総合型選抜において来校型の筆記試験に替えて小論文などの事前課題の実施を継続することで感染機会を減じ、オンラインでの面接への切り替えが可能な体制を準備しつつ、入試を実施した（資料：2022年度入学者選抜日程・実施科目・判定方法）。また、一般選抜など、受験の特性上来校が必須となる入試については、十分な感染予防策を講じ、感染が疑われる受験生の受験機会の確保などを行った上で実施した。こうした方法の変更は、文部科学省のガイドラインに整合する形で実施され、感染予防だけでなく、新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる受験生に対する予備日の設定、受験料の返還等なども行った（資料：令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン、新型コロナウイルス感染症への入学試験に関する対応〈一般選抜〉、新型コロナウイルス感染症への入学試験に関する対応〈総合型選抜、学校推薦型選抜、特別選抜〉、新型コロナウイルス感染症への入学試験に関する対応〈大学院入学試験〉）。また、文部科学省からの通達（資料：文部科学省通達令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について（依頼））により、新型コロナウイルス感染により3月入試を受験できなかった受験生に関して特別入試を実施した（資料：2022立正大学特別対応入学試験要項）。以上のように、受験生の活動が制限される中でも、公平かつ適切な入試の実施ができるように制度を整えた。今後は、2023（令和5）年4月のコロナウイルスの5類感染症への引き下げによって変更される文部科学省からの通達に伴い、従来の試験制度に戻ることが予想される。

大学院については2021（令和3）年度入試において新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一部日程でオンラインによる入学者選抜を実施した。事前に大学院常務連絡委員会で検討を重ねた上で研究科長会議にてオンラインによる実施を決定し、実施主体である各研究科で運営体制を適切に整備した上で、公平な入学者選抜を実施した。ただし、初めての試みであったことによる通信トラブルも発生したため、研究科長会議及び大学院常務連絡委員会において課題の整理を行い、2022年（令和4）度入試においては、感染症拡大状況よりオンラインによる試験への移行を想定しつつ、対面型での入試を実施した（資料：令和2年度第5回研究科長会議議事録、令和2年度第6回研究科長会議議事録、令和2年度第1回大学院常務連絡委員会議事録、令和2年度第2回大学院常務連絡委員会議事録、令和3年度第4回大学院研究科長会議議事録）。

【5.3】 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学定員に対する入学定員充足率は、2023（令和5）年度では学士課程全体で0.92、過去5年平均では2021（令和3）年度新設のデータサイエンス学部を含め0.93と適正な値を維持している。しかし、学部単位で見ると2023年度の入学定員充足率は、地球環境科学部で0.72、仏教学部で0.58、社会福祉学部で0.74など、やや低い水準にある学部も見られる。過去5年平均入学定員充足率においても、2021（令和3）年度新設のデータサイエンス学部を除けば、地球環境科

学部環境システム学科で0.79、地理学科で0.77、およびそれに伴い地球環境科学部全体でも0.78と、充足率の低下がみられる学部・学科がある（資料：2023(令和5)年度 立正大学 大学基礎データ 表2）。なお、2021(令和3)年度入試における指定校制推薦選抜においては募集定員の2倍を超える入学者となっている学部もみられたが、2023(令和5)年度入試においては学部単位では2倍を超える学部は存在していない（資料：2023(令和5)年度 立正大学 大学基礎データ 表3）。総合型選抜では定員数を上回る入学者数となっている学部もあるが、高等学校の学習指導要領の改訂対応となる2025年(令和7)年度入試に向けて、総合型選抜については選抜方法も含めて検討中である。また、編入学生数比率に関しては、募集時は全ての学部で「若干名」としているが、実際の編入学生数もその範囲を逸脱したものは見受けられない（資料：2023(令和5)年度 立正大学 大学基礎データ 表2）。

以上のように、一部の学部・学科や入試区分においては適正な定員管理のための対策が必要と考えられるが、基本的に全体の運用は概ね範囲内となっている。定員充足率については2021(令和3)年度入試の減少を回復できないまま2023(令和5)年度もさらに充足率が低下した学部も存在する。地球環境科学部においては、2021(令和4)年度から入学定員充足率が大きく低下している。2021(令和3)年度における入学定員充足率の低下は、2016(平成28)年度からの文部科学省による定員管理の厳格化に伴う上位校からの受験生流入が収束したことや新型コロナウイルスによる受験生の地元志向が高まったことなどにより、合格者における手続き者数の大幅減少も作用したと考えられる。そのため、2021(令和3)年度は、概ね従来通りの合格および補欠合格者数であったにもかかわらず、入学定員充足率の低下が見られた。しかしながら、2022(令和4)年度の入学定員充足率は2021(令和3)年度と同水準の0.93であり、2023(令和5)年度は0.92と低下している（資料：2023(令和5)年度 立正大学 大学基礎データ 表2）。すなわち、入学定員が未充足である要因のひとつには一部の学部に構造的な問題が存在する可能性が高く、今後その要因について分析していく必要がある。こうした収容定員に対する在籍学生数については、毎年度学部長会議などにおいて、志願状況や定員充足状況とその原因分析・対応を含めた定員管理方針を確認・共有している（資料：2021(令和3年度)入試分析および展望、2022(令和4年度)入試分析および展望、2023(令和5年度)入試分析および展望）。

大学院における収容定員に対する在籍学生数比率は、まず修士課程全体で2023(令和5)年度では0.57である。2019(平成31)年度の0.56よりわずかながら増加傾向にて推移している。各研究科・専攻単位では文学研究科(仏教学専攻、英米文学専攻、社会学専攻、国文学専攻)、社会福祉学研究科(教育福祉学専攻)、地球環境科学研究科(環境システム学専攻、地理空間システム学専攻)において、2023年度の収容定員充足率が0.5を下回っている（資料：2023(令和5)年度 立正大学 大学基礎データ 表2）。

一方、博士課程全体の収容定員に対する在学学生比率は2023(令和5)年度で0.41である。なお、各研究科・専攻単位では文学研究科(社会学専攻、国文学専攻)、地球環境科学研究科(地理空間システム学専攻)において、2023(令和5)年度の収容定員充足率が0.33を下回っている（資料：2023(令和5)年度 立正大学 大学基礎データ 表2）。

大学院学位課程における収容定員に対する在籍学生数の未充足については、2015(平成27)年度に受審した大学評価における指摘事項への対応のみならず、大学院全体の活性化を図るべく、大学院改革プロジェクトチームである改革検討委員会を発足し、2018(平成30)年度に答申をまとめるとともに、その継続性を重視し、2018年7月に大学基準協会に提出した「改善報

告書」に対し2019年に受領した「改善報告書検討結果」の内容も踏まえ、2019年度からは常務連絡委員会および研究科長会議等がその任を引き継ぎ対応している（資料：立正大学大学院の未来を考える、令和2年度第5回研究科長会議議事録）。

【5.4】 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性は、各責任主体（学部、研究科）および入試センターなどによる検証プロセスを経た後、全学でさらにこれを検証するという体制をとっており、具体的には、「点検・評価報告書」、「定期検証事項チェックリスト」、「自己点検結果リスト（タスクリスト）」などを用い、最終的には全学の自己点検・評価委員会にて定期的に検証している。収容定員に対する在籍学生数については、毎年度学部長会議などにて、志願状況や定員充足状況とその原因分析・対応を含めた定員管理方針を確認・共有し、改善策を講じている（資料：2023（令和5年度）入試分析および展望）。2022（令和4）年度入試においては、18歳人口の減少・大学の入学の軟化・コロナウイルス感染症蔓延のための地元志向などにより、受験生が大きく減少した。これは、対面型オープンキャンパスが実施できなかったことによるところも大きい。2023（令和5）年度入試では、十分な感染症対策をとった上での来校型オープンキャンパスを復活させたが18歳人口の減少・年内入試への受験生の移行および志望校数の減少などの複合的な要因により受験生数の回復には至っていない。これらの問題を解決するための入試センターによる点検・評価の結果、より受験生に伝わりやすいAPにする必要があるとの認識に至り、学内手続きを経て2021（令和3）年度よりAPの改定を行うなど、改善と向上に努めた。

学生の受け入れに関する自己点検・評価は、独自に作成した点検・評価項目表に示す報告書作成の視点および評価指標に加え、各学部・研究科の独自視点を交えて行われている。点検・評価項目表は、自己点検・評価委員会にて毎年度見直しを図り、各責任主体である学部・研究科へ提示され、それに基づく点検・評価結果を根拠資料とともに報告書として取りまとめ、全学的な共有を図っている。その結果、2023（令和5）年度入試においても引き続き、APや障害のある学生受入れの方針の適切性、APに示された適切な学生の受け入れが行われたものと判断された（資料：定期検証事項チェックリスト）。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、2021（令和3）年度入試においては、感染拡大の状況下においても、受験生に不利益が生じることなく、APに沿った適切な学生受け入れを行うことができるよう入学試験の実施回数や方法、オープンキャンパスの在り方、入試説明会などについて検証した。その結果、2022（令和4）年度入試においても新型コロナウイルス感染症の影響は継続することが予測されたため、感染拡大によって受験生の来校が困難になった場合でも、引き続きAPに沿った適切な学生受け入れができるように、原則として同様の選抜方法を維持すること、オープンキャンパスや入試説明会についても、志願者への情報提供の機会を確保することなどを確認し、オンラインなどを活用して実行した（資料：令和2年度第14回入試運営委員会議事録、令和2年第15回入試運営委員会議事録）。これらの感染症対策の経験での知見を踏まえ、2023（令和5）年度入試においても新型コロナウイルス感染症の対策をとりつつ、来校型でのオープンキャンパスの実施とともに、遠隔地からの参加が容易であるオンラインでのオープンキャンパスを実施した。

2.長所・特色

特になし。

3.問題点

入試形態と募集定員との関係についてみると、学部においては、一部の学部・学科の総合型選抜などにおいて、入学者選抜制度で設定した定員よりも入学者数が多くなっている。これを改善するために、2025（令和7）年度の新課程入試に向けて、実施形式も含めて総合型選抜についての検討を、入試運営委員会を通して進めている。また、一部の学部・学科で入学者数、収容定員充足率が低いところがあることも問題としてとらえている。

一方、大学院の修士課程においては収容定員に対し著しく未充足な状況にある研究科が少なからずあり、博士課程においてはほぼ全体的に収容定員の未充足の状態が生じていた。これを改善するために常務連絡委員会などにおいて、内部進学者の増加を促進する対策をはじめ、外国人留学生や社会人を確保するための広報、奨学金などによる就学援助の対策を実施すべく、検討を行ったところ、2023（令和5）年度の博士課程においてはすべての研究科で収容定員の基準である0.33以上を達成した（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 表2）。

上記、内部進学者の増加促進対策として具体的には、単位先取履修制度を設けている。これは、立正大学の学部生が将来大学院への進学を考えている場合に、学部4年次（文学部では3年次）から大学院設置科目を履修できるという制度である。大学院進学後は、ある一定の単位数を大学院修了必要単位数に算入することが可能である。

また、上記のような定員超過または未充足の事態に対し、全学的な定員管理に対する危機意識の共有を全学で図り、定員管理に関する内部質保証を推進すべく、体制を整備することが必要である。

4.全体のまとめ

DPおよびCPを踏まえたAPが設定され、かつ公表されている。大学公式ホームページ等で各学部・学科の求める学生像が明示され、そうした学生を選抜すべく多様な入試が制度化され実施されている。大学の国際化に向けて外国人留学生には広く門戸が開かれており、また、合理的配慮を要する入学希望者に対しては、事前に相談に応じ可能な対応をする努力も積み重ねられている。

しかしながら、全体としての入学定員は確保されてはいるが、学部によっては、各入学者選抜制度によって入学定員に対する入学者数比率に偏りもみられることから、なお改善の余地は残されている。

また、大学院修士課程においては、定員の大幅な未充足が見られる研究科もあり、大きな課題となっている点は否めない。これまでの改革検討委員会の答申を踏まえ、有効な対策を見出すべく常務連絡委員会および研究科長会議などで検討をしている（資料：令和2年度第5回大学

院研究科長会議議事録、立正大学大学院の未来を考える、令和3年度第3回大学院研究科長会議議事録)。

なお、学生の受け入れの適切性については、各学部・研究科および入試センターといった責任主体が、APに基づき点検・評価項目表に沿って自己点検・評価を実施し、この結果については、大学として毎年「点検・評価報告書」に取りまとめている。同報告書の執筆に加えて、「定期検証事項チェックリスト」の確認を通じて、自己点検・評価委員会が毎年度定期的に点検・評価を行い、その結果を把握・確認している。



第 6 章 教員・教員組織

第6章 教員・教員組織

1.現状説明

【6.1】 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(「求める教員像および教員組織の編成方針」)を明示しているか。

大学の「求める教員像」および「教員組織の編成方針」をそれぞれ定めている。「求める教員像」については、本学の教員には、建学の精神に基づいた本学、および各学部・研究科の使命を十分に認識し、学生と真摯に向き合い、その可能性を引き出し、一定の知識・能力を修得させ、社会的に有為な人材へと育てることのできる高度な教育力、モラルと融合した感性豊かで高度な専門性と研究力を有するとともに、教育・研究活動の成果を積極的に社会に還元し、持続可能な循環型社会づくりに貢献する姿勢、円滑で組織的な大学運営の一翼を担い、協働・共創することのできる社会性、コミュニケーション力およびリーダーシップ、大学人としての公共的使命感、大学をめぐる社会的動向への関心、深い教養に裏打ちされた人間性を求めている。さらに、以上のような能力・資質を有しているだけでなく、それらを不断に高める努力を惜しまない教員を求めている。また、教員組織の編成に関する事項については、教員組織、教員人事、教員の資質向上の各項目について、その方針を明示している。これらの全学の「求める教員像」および「教員組織の編成方針」については、大学公式ホームページを通して広く学内外に公表している(資料：(Web) 求める教員像、(Web) 教員組織の編成方針)。

また、2020(令和2)年度に全学の教員組織の編成方針に基づき、「専門分野・教員配置」、「教育課程や学部(研究科)運営における教員の役割分担」、「教員構成」、「教員人事(募集、採用、昇任等)」、「教員の資質向上」の項目ごとに学部・研究科で教員組織の編成方針を策定した。この学部・研究科ごとの教員組織編成方針についても大学公式ホームページを通じて広く内外に公表している(資料：(Web) 教員組織の編成方針)。

【6.2】 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

学長は毎年度当初に「教員人事に関する申し合わせ」に則り、理事会、役員会・学長室会議および学部長会議における関係手続において、設置基準を踏まえた専門分野ごとの教員数を確認するとともに、各学部に対し法令要件を充足する人事計画の作成・提出を求めている(資料：教員人事に関する申し合わせ)。各学部は作成・提出した人事計画および「教員組織の編成方針」に基づいて教員組織を編成している。この申し合わせと併せ、全学における教員組織の編成方針に基づき、学長室会議において各学部・研究科が定期検証事項チェックリストに記載した検証結果を確認することで、その適切性を検証しており、この結果適切に編成・運用されていることを確認している(資料：定期検証事項チェックリスト)。

また、全学の教員組織の編成方針に基づき、各学部・研究科の実態に即した個別の方針を2020(令和2)年度に策定しており、全学の教員組織の編成方針に加え、学部・研究科で教員組織の編成方針と編成実態の整合性について自己点検・評価していくことが可能となった。

大学および大学院設置基準に基づく、学部・研究科の教育課程に必要とされる専任教員数については充足している（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 表1）。

教員一人あたりの学生数は、学問領域や教育内容に応じて適正な数値を維持している（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 表1）。

教育上主要と認められる授業科目（必修科目・選択必修科目）における専任教員担当割合は、必修科目、選択必修科目ともに概ね適正な数値を維持している（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 表4）。

研究科担当教員は、「立正大学大学院学則」の定めにより原則として学部所属教員より配置している（資料：立正大学大学院学則 第31条）。学部所属教員からの登用にあたっては、研究科ごとに教員資格判定基準を設け、厳格な資格審査制度の下、教員組織を編成している（資料：立正大学大学院文学研究科委員会内規、立正大学大学院経済学研究科教員資格審査判定基準に関する申し合わせ、立正大学大学院経営学研究科教員資格審査に関する申し合わせ、立正大学大学院法学研究科教員資格審査に関する申し合わせ、立正大学大学院社会福祉学研究科教員判定基準に関する申し合わせ、立正大学大学院地球環境科学研究科教員資格判定基準に関する申し合わせ、立正大学大学院心理科学研究科教員資格審査判定基準に関する申し合わせ）。

女性教員・研究者比率については、学部間でばらつきはあるものの、全学で24.6%である（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 表1）。この数値は2016（平成28）年度の21.9%から毎年度その割合を増やしている。今後も教員組織の編成方針に基づく性別多様性に配慮した採用に努めていく。

外国人教員・研究者比率については、今年度全学で4.8%である（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 表1）。引き続き、教員組織の編成方針に基づく教育研究組織・環境の国際化に配慮した採用に努めていく。例えば、法学部においては、語学担当教員だけではなく、専門領域においても外国人教員を配置しているが、これは比較法研究に資する編成といえる（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 表1）。

専任教員の授業担当義務時間については、「学校法人立正大学学園就業規則 第一編 第1章 第12条」に、原則1週4コマを基本と定め、研究時間の確保を行っている（資料：立正大学就業規則 第12条）。また、研修員制度および特別研究員制度を設け、専任教員が一定期間研究活動に専念できる環境を整備している（資料：立正大学研修員規程、立正大学特別研究員規程）。なお、学長、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、研究所長、センター長といった教員役職者等については、役員会において責任担当授業数を別に定め負担の軽減を図っている（資料：教員役職等ノルマコマ数（令和3年度以降））。

専任教員の年齢構成比率について学士課程では、70歳以上が0.0%、60～69歳が32.2%、50～59歳が27.1%、40～49歳が27.4%、30～39歳が11.6%、29歳以下が1.7%であり、修士課程では、70歳以上が0.0%、60～69歳が37.1%、50～59歳が30.0%、40～49歳が25.4%、30～39歳が6.6%、29歳以下が0.9%であり、博士課程では、70歳以上が0.0%、60～69歳が53.2%、50～59歳が34.2%、40～49歳が11.7%、30～39歳が0.9%、29歳以下が0.0%であり、概ねバランスのとれた年齢構成の教員配置がなされている（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 表5）。学部・研究科単位でも大きな偏りは見られず、概ね適正な配置となっている。例えば、経済学部では「教員組織の編成方針」に則り、職位・年齢等・性別のバランスや国際性に配慮した教員編成を行っている。専任教員数は34人であり、職階別の教員数は、教授16人、准教授11人、講師7人とな

っており（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ表1）、適切な配置となっている。また、経済学研究科修士課程では研究指導教員は21人（内、教授16人）、研究補助教員8人であり、同博士後期課程では研究指導教員は13人（内、教授8人）、研究補助教員8人となっており、（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ表1）、適切な配置となっている。

学士課程における教養教育については、全学に共通する基盤科目を運営・管理する立正大学全学教育推進センターにおいて、推進および企画・運営が行われている（資料：立正大学全学教育推進センター規程第3条）。

【6.3】 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

専任教員の任用・昇格については「立正大学教員任用基準規程」に、教育・研究業績や学会・社会における活動等を評価する基準および審査方法や手続きについて定めている（資料：立正大学教員任用基準規程、助教及び助手の任用に関する申し合わせ）。また、特任教員については「立正大学特任教員規程」にその任用基準を定めている（資料：立正大学特任教員規程）。これらの教員の人事については「教員人事に関する申し合わせ」に則り、各学部の翌年度の人事計画を学長室で集約し、学長室会議を経て学部長会議で確認後、全学協議会において承認している（資料：教員人事に関する申し合わせ）。さらに、名誉教授については「立正大学名誉教授規程」に、特別名誉教授については「立正大学特別名誉教授規程」にそれぞれ基準を定めている（資料：立正大学名誉教授規程、立正大学特別名誉教授規程）。

こうした全学的な任用・昇任関連規程に加え、各学部・研究科において独自の基準等を定めて適切に実施している。例えば、文学部における教員の採用・昇任については、「立正大学教員任用基準規程」に則った「立正大学文学部教員任用規程」に審査の基準および手続きを明確に定めている（資料：立正大学教員任用基準規程、立正大学文学部教員任用規程）。また、特任教員に関しては「立正大学特任教員規程」および「立正大学特任教員要領」に基づき「立正大学文学部特任教員任用に関する内規」を整備している（資料：立正大学特任教員規程、立正大学特任教員要領、立正大学経済学部特任教員任用に関する内規）。文学部は、教員の採用・昇格にあたって審査委員会および教授会において十分な審議を経て、教員に求められる能力・資質等を確認することにより決定している。また、例えば、地球環境科学研究科の資格審査に関しては、「立正大学大学院地球環境科学研究科委員会の資格審査に関する申し合わせ」と「立正大学大学院地球環境科学研究科教員資格判定基準に関する申し合わせ」に手続と基準を定めており、研究業績の評価基準に関しては「立正大学地球環境科学部教員昇任人事審査に関する申し合わせ」に定めている（資料：立正大学大学院地球環境科学研究科委員会の資格審査に関する申し合わせ、立正大学大学院地球環境科学研究科教員資格判定基準に関する申し合わせ、立正大学地球環境科学部教員昇任人事審査に関する申し合わせ）。

各学部および研究科においては、上述の規約類に沿った手続きによって教員の任用等を実施するとともに、その適切性は教授会議事録等を用いて自ら定期的に検証している。また、その検証結果を点検・評価報告書（学部・研究科編）に記載・確認することで、全学的な点検・評価を行っている。

【6.4】 ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

FD活動は、学長を委員長、FD担当副学長を副委員長とする立正大学FD委員会および立正大学大学院FD委員会を組織して全学で実施している（資料：立正大学FD委員会規程、立正大学大学院FD委員会規程）。2020（令和2）年度より、FD活動の実行組織として全学教育推進センターがその役割を担っている。

また、各学部・研究科にて独自に実施する活動については、FD活動報告書として取りまとめ、委員会で共有するとともに、大学公式ホームページで前年度の活動を公表している（資料：（Web）各学部・研究科の活動状況）。なお、学部・研究科毎の教員組織の編成方針には、FDの実施についても明示している（資料：（Web）教員組織の編成方針）。

教育内容および方法の向上を目的としたFD活動の他、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図ることを目的とした研修、説明会等を毎年度企画・実施している。

全学のFD研修会は、全学教育推進センターが主催するFD研修会と各センター等が主催し全学教育推進センターを共催とする全学FD研修会を実施している。2023（令和5）年度第1期には、全学教育推進センター主催「令和5年度外部アセスメント（GPS-Academic 1・3年生）報告会」（資料：01案内GPS-Academic報告会全学教育推進センター主催）、社会福祉学部主催「発達障害の学生が抱える困難と支援のあり方」（資料：01【開催通知】発達障害の学生が抱える困難と支援のあり方社会福祉学部主催）、全学教育推進センター主催「DS学部における多様な授業の構築と実践～座学からプログラミングまで～」（資料：01【開催通知】DS学部における多様な授業の構築と実践～座学からプログラミングまで～全学教育推進センター主催）等を実施した。第2期にも、各センター等が主催する全学的なFD研修会を実施する。

また、2022（令和4）年度よりFD関連情報を一元化し、Microsoft Teamsを活用したFD情報の共有を開始したが、2023（令和5）年度に運用の見直しを行い、FDに加えSDの情報も共有するとともに、全教職員が自由に投稿できるように整備し、他大学が実施しているFD・SD情報も積極的に共有している（資料：FD・SDに関する情報収集・情報共有について）。

各学部・研究科のFD研修会は、それぞれがテーマ設定を行い実施している。例えば、文学部独自のFD活動として、教育現場におけるChat GPT（生成AI）の取り扱いについて、各教員が共通の認識を持てるよう「ChatGPTを知る」をテーマに、FD研修会を行った。教員は研修会で情報交換を行い、理解を深めた。また初年次教育のさらなる充実を目標に「基礎ゼミナール担当教員アンケート」を行い、学生による授業評価結果とあわせ、今後の授業改善に取り組むべく、情報交換・研修を行った（資料：「基礎ゼミナール実施報告（アンケート）」のお願い、令和5年度文学部FD研修会の開催について（令和5年5月17日開催））。

さらに、地球環境科学部では、教員の全員参加を促すために、原則として教授会の前後に年2～3回のFD研修会を開催している。そこでは、学部専任教員に加えて外部者を講師とし、大学教育を巡る課題、授業の工夫や問題点、学生生活に係わる諸問題について意見交換を行い、教員の能力開発に資する取り組みを続けている。なお、2023（令和5）年度の学部FD研修会については情報セキュリティ対策の基本的事項と最新情報をテーマとして地球環境科学研究科と共催で行ったほか、立正大学地球環境科学部の入試ビジョンに関するテーマ、GPSアカデミック地球環境科学部報告会、社会福祉学部主催の「発達障害の学生が抱える困難と支援のあり方」

への参加など、活発に行っている（資料：令和5年度地球環境科学部5月（第2回）定例教授会目次、令和5年度地球環境科学部6月（第3回）定例教授会目次、令和5年度地球環境科学部7月（第4回）定例教授会目次、令和5年度第2回地球環境科学研究科FD懇談会お知らせ）。

【6.5】 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、「定期検証事項チェックリスト」の中に項目を設け、全学については学長室会議において、学部・研究科については各学部・研究科運営委員会ないし主任会（学部）、常務委員会（研究科）において「教員組織の編成方針」運用・評価方法策定シートを活用しつつ、同シートに示したアセスメント方法に沿った検討がなされ、学部教授会や研究科委員会において審議決定している。これに加え、全学的観点からも点検・評価を行い、これらの結果は内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会がその結果を把握し、問題があった場合は「自己点検結果リスト」へ掲載することで全学的に共有している。そのうえで、同委員会は各学部・研究科における自己点検結果リストを用いた改善プロセスの策定と実行を支援している（資料：定期検証事項チェックリスト、自己点検結果リスト）。

2.長所・特色

特になし。

3.問題点

特になし。

4.全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、求める教員像と教員組織の編成方針を策定している。また、2020（令和2）年度に各学部・研究科ごとに教員組織の編成方針を策定したことにより、今後、内容の適切さについてもより詳細な点検・評価をすることが可能になった。いずれも大学公式ホームページにおいて公表し、学内で共有している。「教員人事に関する申し合わせ」に則り、学部・研究科における教員組織の編成方針に基づいた人事計画案が学部から提出され、教員の募集や任用、昇任が進められていく。教員組織の年齢構成について著しい偏りはなく、また女性教員・研究者比率、外国人教員・研究者比率について概ね問題ない。

各学部・研究科における募集・採用・昇任をはじめとする教員組織の編成は、関連する諸規程を整備し、それに基づき各教授会や研究科委員会における慎重な審議を経て適切に実施している。その後、学部長会議や研究科長会議において学部長・研究科長から当該教員に関する採用や昇任のプロセスについて説明の上で審議しており、全学的なチェックのもと公正性や透明性が確保されている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、学長を委員長、FD担当副学長を副委員長とする立正大学FD委員会および立正大学大学院FD委員会を組織して全学で実施している。特に2022（令和4年度）より、教職員の積極的なFD活動を促すため、FD関連情報を全学的に一元化し、Microsoft Teamsを活用したFD情報の共有を開始したが、2023（令和5）年度に運用の見直しを行い、FDに加えSDの情報も共有するとともに、全教職員が自由に投稿できるように整備し、他大学が実施しているFD・SD情報も積極的に共有している。一方、学部・研究科それぞれにおいても、大学教育を巡る課題、授業の工夫や問題点、学生生活に係わる諸問題について意見交換を行い、組織的に教員の職能開発を支援するとともに、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるための取り組みがされている。

教員組織の適切性については、「定期検証事項チェックリスト」の中に項目を設け、各学部・研究科運営委員会ないし主任会（学部）、常務委員会（研究科）において検討がなされ、学部教授会や研究科委員会において審議決定している。さらに全学的観点からも点検・評価を行い、問題があった場合は「自己点検結果リスト」へ掲載することで全学的に共有している。



第 7 章 学生支援

第7章 学生支援

1.現状説明

【7.1】 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針(「学生支援に関する方針」)を明示しているか。

立正大学は教育目標として、その学士課程教育プログラム(正課外の者も含む。)を通じ、持続可能でより良い豊かな平和社会を築くための一つの重心・芯となるべき人材として、「モラリスト×エキスパート」を養成することをかかげており(資料:(Web)人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的/教育目標/三つの方針)、大学としてその目標を達成するための学びを促す教育的環境基盤を整備し、それにより学生一人ひとりが安心・安全にして充実したキャンパスライフを送り、希望する進路に進むことができるよう、「学生支援に関する方針」を定めている。当該方針は修学支援、生活支援、進路支援から成り、多様な学生の受け入れに対応すべく、その内容を整備している(資料:(Web)学生支援に関する方針)。同方針の周知については、大学公式ホームページに掲載するとともに、教職員に対しては、『立正大学方針集』へ掲載・共有することで周知を図っている(資料:立正大学方針集)。

【7.2】 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

(修学支援体制の整備)

学生の修学支援については、「学生支援に関する方針」に基づき、全学教育推進センターおよびその所管部署である学事課を中心に、各学部・研究科(事務室を含む)、学生生活課、国際交流センター等の関係部署が連携し、教職員が協働する修学支援体制を整えている。

各学部・研究科では年度当初にガイダンスを行って年次ごとに適切な学修支援を行うとともに、全学的対応として、非常勤講師を含む全教員にオフィスアワーを設け、学修相談にあっている。また円滑な高大接続を図るため、全学共通初年次導入科目「学修の基礎Ⅰ」を開設するとともに、学部学科専門領域への導入として「学修の基礎Ⅱ」を適宜開設している。

(補習教育・補充教育)

学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、学部の取り組みを全学教育推進センターで取りまとめ、共有している。例えば、地球環境科学部では、両学科ともに学生の能力に応じた補習教育、補充教育を実施している。英語教育においても、1年次、2年次に全学実施のTOEIC®試験を必修で受験させており、環境システム学科では、1年次TOEIC®結果に基づき正課科目「基礎英語」の学力別クラス編成を行っている。

環境システム学科では、入学時に実施する学科独自の数学プレイスメントテストによって正課科目「基礎数学」の学力別クラス編成を行っている。さらに数学に苦手意識を持つ学生を対象に、Web教材を用いた数学補習教育を行っている(資料:環境システム学科令和4年度2月定例学科会議:2022年度数学・英語補習実施報告ならびに2023年度実施案について)。

地理学科では、1年次の必修科目を中心に、分からない点を自由に質問することができる「地理学科エクステンション講座」を開催している（資料：令和4年度4月定例学科会議資料 令和5年度 地理学科エクステンション講座等（1期）事業計画）。

（正課外の自主的な学修を促進するための支援）

正課外の自主的な学修を促進するための支援として、ラーニング・コモンズを各キャンパスに設置し、授業外学修の場としての活用や課外講座の開催等利用を促進している（資料：(Web) 立正大学図書館ラーニング・コモンズ）。また、連携している外部英会話学校の講師による英会話を無料で学べる場として英会話ラウンジの開設など語学に親しむ機会を提供している（資料：英会話ラウンジ【案内】）。

学部独自の取り組みとして、社会福祉学科ソーシャルワークコースにおいて、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を取得することを支援するため、国家試験対策室を設置し、専属スタッフが常駐して学生が学習相談を受けられるような体制を整えているほか、対策講座の企画・実施をしている。一部の講座はオンライン配信を行い、受講の利便性を高めた（資料：(Web) 立正大学社会福祉学部）。教育福祉・社会デザインコースの教育福祉系においては、特別支援学校教諭の採用試験対策として、正課外に希望者を対象に勉強会を開催している（資料：特別支援学校教員採用試験に向けての勉強会のお知らせ）。

オンライン授業の運用方針は学部ごとに異なり、各学部はその運用方針に合わせた学習支援を実施している。たとえば、経営学部では一人1台ノートパソコンを配付し、自宅や学内等のインターネット接続が可能な環境からオンライン授業を受講できる環境を整えている（資料：(Web) 立正大学経営学部 学びの環境）。それに対して、心理学部は学生の通信環境に配慮して、オンライン授業の実施を限定している。また、経済学部はリアルタイム双方向オンライン授業の実施や、対面授業の録画データを一定期間、大学のネット授業環境（マイクロソフト社のTeams上）に置いてオンデマンドで視聴できるようにすることで、受講生に自主学習の機会を提供している。

（国際交流センターにおける修学支援）

国際交流センターの修学支援としては、英語講座、TOEFL ITP®テストを実施している（資料：TOEFL ITPテスト対策講座、令和5年度 TOEFL 年間スケジュール）。外国人留学生を対象とした支援については、経済的支援として私費外国人留学生授業料減免制度を設けている（資料：立正大学私費外国人留学生授業料減免規程、令和5年度第3回国際交流委員会議事録）。また、外国人留学生は年2回の個人面談を実施し、授業・生活・進路について聞き取りを行い、適宜必要な支援につなげている（資料：2023年度留学生個人面談について）。2019（令和元）年度より開始した留学生ラウンジは、2023（令和5）年度に「留学生のための日本語教室」へ名称を変更し継続して実施しており、日本語会話のブラッシュアップや、レポート・論文の日本語添削を中心に利用されている（資料：2023年度留学生のための日本語教室）。

（障害のある学生等に対する支援）

障害のある学生等に対する修学支援は、「学生支援に関する方針」に加え、「立正大学における障害学生支援に関する対応指針」に基づき障害学生支援室が各学部・研究科、入試センタ

一、学事部、管財部、キャリアサポートセンター、学生カウンセリングルーム、保健室等の関連する教職員と協働して行っている（資料：立正大学における障害学生支援に関する対応指針）。具体的には、障害のある学生（障害の疑われる学生を含む）等への修学上の困難さについて、建設的対話を通して自己理解・障害理解を深めつつ、必要に応じた授業における合理的配慮、入学希望者の事前相談および入試における合理的配慮、就労移行支援等、包括的な支援が関係部署と連携して行われている。

2022（令和4）年度は対面授業が本格的に再開され、修学相談件数は特に品川キャンパスにおいて支援を必要とする学生の相談が増えたことが影響して、品川キャンパスは前年より91件増加し335件、熊谷キャンパスでは前年より86件減少し296件の対応を行った（資料：令和4年度立正大学障害学生支援室事業報告書）。また、2021（令和3）年度より継続している熊谷キャンパス内の点字ブロック敷設工事については、授業棟アカデミックキューブからゲートプラザを經由して熊谷キャンパス内学生寮ユニデンスまでの一部区間、およびゲートプラザからインフォメーションセンターまでの区間のうち前年度に着工できなかった区間について学長政策事業として工事が完了し、ユニデンスに居住する全盲・弱視の学生の用に供している（資料：令和4年度立正大学障害学生支援室事業報告書、令和3年度立正大学障害学生支援室事業報告書）。

（学修の継続に困難を抱える学生への対応）

成績不振学生の状況把握と指導については、全学教育推進センターを中心に、各学部における指導対応基準の明確化を図り共有するとともに、責任主体である学部において、それに基づいた対応を行っている（資料：2023年度成績不振学生に対する学修指導状況）。留年、休学および退学の状況は、全学教育推進センターにおいて、その実数や理由を把握し、経年変化を分析の上、各学部と連携した対応を行っている（資料：令和5年度9月卒業申請者数集計表、令和5年度第1期休学者数、令和5年度第1期退学者数）。留年については、各学部で単位修得状況を確認の上、9月卒業の可否のチェックおよび9月卒業申請状況を把握し、指導を行っている。また、休学および退学希望を申し出た学生には、届け出にあたって理由を明記させており、各学部・研究科にて教員による面接を行うなど、個別具体的にその原因と向き合い適切に対処している。

（奨学金等の経済的支援）

奨学金その他の経済的支援として、学内に以下の制度を設け、大学公式ホームページやポータルサイトで全学生へ周知・公募を行い、各規程に基づく手続きに従い選考・採用を行っている。また、学生・大学院生の学費支弁者が、大規模自然災害による災害救助法の適用地域に居住し被災した場合に、学費等就学に関わる負担軽減を図るための経済的支援を行っている（資料：立正大学大規模自然災害被災者に対する経済的支援要領）。

■ 学内奨学金制度および対象一覧

対象	奨学金制度	根拠規程
学部生	立正大学特別奨学生	立正大学特別奨学生規程
	立正大学学部橋経済支援奨学生	立正大学学部橋経済支援奨学生規程
	立正大学セカンドキャリア支援奨学生	立正大学セカンドキャリア支援奨学生規程
	立正大学校友会成績優秀奨学生	立正大学校友会成績優秀奨学生規程
	立正大学学業継続支援奨学生	立正大学学業継続支援奨学生規程
	立正大学キャリア育成奨学生	立正大学キャリア育成奨学生規程
	スポーツ奨学金	立正大学スポーツ奨学金細則
	立正大学チャレンジ奨学生	立正大学チャレンジ奨学生規程
大学院生	立正大学大学院橋経済支援奨学生	立正大学大学院橋経済支援奨学生規程
	立正大学大学院研究科別奨学生	立正大学大学院研究科別奨学生規程
	立正大学大学院学業継続支援奨学生	立正大学大学院学業継続支援奨学生規程
	聖厳法師奨学金	聖厳法師奨学金運用細則

さらに、日本学生支援機構をはじめとする学外の奨学金制度についても、学内奨学金と同様に、大学公式ホームページやポータルサイトで全学生へ周知・公募を行い、各々の公募基準に適合する候補者を推薦している。

(生活支援体制の整備)

生活支援については、「学生支援に関する方針」に基づき、学生生活課が中心となり学生の心身の健康サポートを行っている（資料：学生生活ハンドブック 2023）。保健室では、常時看護スタッフが健康な学生生活を送るための諸相談に応じている他、校医による健康相談も実施している。また、品川・熊谷両キャンパスに、学生カウンセリングルームを開設し（資料：立正大学学生カウンセリングルーム要領）、非常勤の心理カウンセラー11人（品川キャンパス6人、熊谷キャンパス5人）を配置して、週6日開室して対面および電話・メールで対応している。

2022（令和4）年度に学生カウンセリングルームに寄せられた相談件数は両キャンパス合計で延べ3,918件と前年度より増加し、その支援ニーズは多様化している（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ立正表 表17）。そのため、品川キャンパスでは2021（令和3）年の学生生活課事務室の移転を機に面談室を増設した。一方、熊谷キャンパスでは2021（令和3）年度よりカウンセラーの出勤日を増やし、相談体制の強化を行った。

加えて、学生健康保険互助会による医療費や見舞金の給付なども行っている（資料：学生健康保険のしおり2023）。

(ハラスメント防止に関する取り組み)

「立正大学学園キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会を設置している（資料：立正大学学園キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程）。人事担当常任理事を委員長とした同委員会において、防止に関する啓発、

研修や申し立てに関する事項、救済措置を行っている。また、キャンパス・ハラスメント防止ガイドラインやキャンパス・ハラスメント防止・相談ガイドを大学公式ホームページに掲載し、学内外に公表・周知をしている(資料：(Web) ハラスメントについて、キャンパス・ハラスメント防止・相談ガイド(学生用)、キャンパス・ハラスメント防止・相談ガイド(教職員用)、キャンパス・ハラスメント防止・相談ガイド(生徒用))。更に、学生には学生手帳、学生生活ハンドブックにて相談できる窓口の周知を図っている(資料：学生手帳2023 p.21、学生生活ハンドブック2023 p.23)。相談窓口には、本学関係者ではない第三者に相談できる外部相談窓口を設置しており、電話、WEBなど場所を選ばず相談でき、学内の相談員が対応できない時間(土日、夜間等)にも対応している(資料：ハラスメント外部相談窓口の設置について)。

(人間関係の構築につながる措置、学生の交流機会の確保のための支援)

学部学科で実施している新入生オリエンテーションやチューター制度等を活用し対応している。例えば、仏教学部では、新入生同士の交流の場を提供して友達作りのきっかけとし、初年次教育への円滑な接続を図ることを目的として、例年「新入生オリエンテーション」を実施している。2023(令和5)年度の新入生オリエンテーションでは、プロ登山家・竹内洋岳氏(本学客員教授、本学部OB)を招いての講演と、履修計画立案や学生生活に関する情報交換のためのプログラムとして「履修懇談会」、そして障害者理解を深めるためのプログラムとして「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」(一般社団法人ダイアログ・ジャパン・ソサエティ運営)の体験を実施し、新入生のみならず上級生も交えてコミュニケーション活動を行った(資料：令和5年度立正大学仏教学部新入生オリエンテーション参加のてびき)。

また、心理学部では1年生を対象に学科それぞれで4つのクラスに分けて新入生ガイダンスを実施している。その中で、学生同士の交流が深まるようなエンカウンターグループなどのグループワークを取り入れて、人間関係を構築する第一歩となるための支援を実施している。さらに、対人・社会心理学科のみではあるが、学生チューターによる学習相談制度を採用し、上級生と下級生の交流の機会を確保するための支援を実施している。

(進路支援体制)

キャリアサポートセンターが主体となって、「学生支援に関する方針 3-2」に基づいた取り組みを行っている。具体的には、学部特性に配慮した様々な資格対策講座の開講、キャリアカウンセラーによるキャリア相談(個別進路相談)など、学生の要望や実情に即した就職支援体制を整えている。

特に、キャリア相談においてはコロナ禍への対応を経て従前の対面形式に加え、オンライン形式での相談が出来る体制を確立した。このオンライン相談の導入により、長期休暇中においても通学せず相談が可能となり学生の利便性が高まった。また面談枠の不足という課題もあったが、オンライン化により物理的な問題が解消され、相談件数が増える2、3月に枠を増やすなど、時期ごとに異なる相談ニーズに合わせて学生支援体制を強化した(資料：令和5(2023)年度 キャリア開発プログラム総合案内 Let's TRY p.6)。

新たな取り組みとして、大学の財産のひとつであるOB/OGを、在学生の就職活動により活用すべく、株式会社ビズリーチの主催するオンライン完結型OB/OG訪問のシステムを導入した。本システムにより、従来簡便かつ安全にOB/OG訪問を実施することが可能となり、学生の就活

の負担を軽減することができる。今年度9月から稼働を開始しているが、現在試験運用中で、OB/OGの登録の確保に注力している（資料：【OBOG向け】チラシ | ビズリーチ・キャンパスのご案内）。

（キャリア教育・支援）

新たな取り組みとして正課科目の「インターンシップ」において、第2次中期計画に基づき、従来の就業体験型に加え課題解決型のプログラムをスタートさせた（資料：令和5(2023)年度キャリア開発プログラム総合案内 Let's TRY p.12）。多様な業界から選別された5社で実施された本プログラムは、ポストコロナ時代にふさわしい5日間の完全対面型で、当該企業が実際に抱える課題について、学生目線からいかにプレゼンできるかをテーマとして実施された。

その他、正課科目以外にも、キャンパスごとに多様な取り組みを行っており、例えば、品川キャンパスでは、3年次生を対象として夏期休暇期間のインターンシップ等への参加を促進するため、企業を招き「自由応募インターンシップ企業紹介フェア」を6月に開催した（資料：自由応募インターンシップ企業紹介フェアチラシ）。また、熊谷キャンパスでは、研究推進・地域連携課と連携してTJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）による業界企業研究セミナーを（資料：第6回業界セミナー TJUP主催 オンライン合同企業説明会）、また、埼玉県内16大学で構成する埼玉県就職問題協議会による合同企業説明会（資料：埼玉県就職問題協議会主催 オンライン合同企業説明会）を実施した。

（プレFD）

博士課程の学生に向け、学識を教授するために必要な能力を培うための機会（以下、「プレFD」という）に関する情報提供を積極的に行うため、大学院FD委員会を責任主体として、大学院常務連絡委員会および全学教育推進センターが連携して取り組んでいる。現在、大学のFD・SDについてはMicrosoft Teamsを活用し研修情報の共有を行っているが、プレFDについても、同様に情報共有を実施することが大学院FD委員会で決定し、年度内の運用開始に向け準備を進めている。

（課外活動に対する支援）

課外活動支援のための助成金制度（一般助成、特別助成）、課外活動顧問・副顧問に対する指導費支給制度、校友会課外活動奨励支援制度、建学の精神を具現化した「モラリスト×エキスパート」を体現した学生・卒業生・団体を表彰するモラリす賞表彰制度、課外活動顕彰制度を設けている（資料：立正大学校友会特別助成に関する申し合わせ、令和3年度第12回モラリす賞募集要領、課外活動の顕彰に関する申し合わせ）。また、2020（令和2）年度からのコロナ禍で、部活・サークル活動などの活動に制限がかかったことで、課外活動団体への加入率が低下していることから、今後も定期的に検証を行い、改善に向けた支援・取り組みを継続する。

学部の特性を生かした独自の取り組みとしては、例えば地球環境科学部では、正課外活動を含む学生の顕著な活動に対して学部長奨励賞を授与しており、多様な課外活動がより充実するよう他の学生にも促している（資料：2023（令和4）年度5月定例教授会：学部長賞および学部長奨励賞）。また、心理学部でも、コロナ禍においては実施を取りやめているが、ボランティア活動については、自由科目「ボランティア実習」を設置し、学部として単位認定を行って

いる（資料：ボランティア実習について）。単位認定は、毎年4月に実施するオリエンテーションへの参加や、活動参加前に「ボランティア実習エントリーシート」の提出を参加学生に求めるほか、ボランティア活動の実施団体や実施内容が授業目的に沿っていることや、活動時間が30時間以上あることなどの審査基準を設け、適正に行っている。ボランティア実習の単位認定は在学中に1回限りであるが、単位を認定された後もボランティア活動に参加する学生は多く活性化につながっている。また、臨床心理学科で開設している「サービス・ラーニング」の授業を通して、子どもの電話相談を実施している「特定非営利活動法人しながわチャイルドライン」の研修を行っており、それを契機に授業後もボランティア活動を続ける学生も少なくない。

（保護者向け学生支援）

保護者を対象とした「保護者懇談会」を全国各地で開催している。ここでは学業に関すること、学生生活や進路に関することなど、保護者を対象とした全体説明に加え、学業、学生生活、就職に関しての疑問点などを事前に保護者からアンケート調査し、教員および学部事務室、学事部、学生部、キャリアサポートセンター等の管理職による個別面談を実施している。2023（令和5）年度は、全国9地区において対面での開催を行うと共に、品川キャンパス開催時は対面とオンデマンド配信を行い、会場へ来場出来ない保護者への対応を行った。また常時保護者向けとして、ホームページ上でWEB保護者懇談会サイトを設けて、動画配信を行うとともに、希望する保護者には、メール・電話、オンライン会議システム（Zoom）を使用した個別相談対応も行っている（資料：（Web）立正大学校友会 保護者懇談会）。

【7.3】 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「定期検証事項チェックリスト」や「自己点検結果リスト（タスクリスト）」などを用い、全学教育推進センター運営委員会、キャリアサポート運営委員会、学生生活委員会等、全学組織の各責任主体および各学部・研究科において定期的に検証している（資料：定期検証事項チェックリスト、自己点検結果リスト）。学生支援に関する自己点検・評価は、大学として独自に作成した点検・評価項目表に示す点検項目および参考指標に加え、各学部・研究科の独自視点を交え行われている。点検・評価項目表は、自己点検・評価委員会にて毎年度見直しを図り、第一次的な責任主体である学部・研究科や学内主管組織へ提示され、それに基づく点検・評価結果を根拠資料とともに報告書として取りまとめ、全学的な共有を図っている。

修学支援の適切性に関する定期的な点検・評価の例として、成績不振学生に対する指導の確認と、留年者および休・退学者への対応の確認を半期ごとに全学教育推進センター運営委員会において行っている（資料：2023年度成績不振学生に対する学修指導状況）。成績不振学生の指導対象者の選定基準にGPAを活用する方策について、各学部で検討が開始された。補習教育・補充教育・正課外教育については、学部の取り組みを全学教育推進センターで取りまとめ共有し、改善・向上を図っている。

外国人留学生の支援に関しては、面談を1年に2回実施し、留学生の抱える問題等について聞き取りを行っている。その結果は国際交流委員会にて共有している（資料：面談留学生の声）。留学生のための日本語教室についても利用状況やアンケート結果を参考にし、2023（令和5）

年度は長期休暇中にも実施するなど、留学生の安定した修学や学生生活の確保に努めている（資料：留学生ラウンジ・留学生のための日本語教室アンケート、2023年度留学生のための日本語教室春期）。

障害のある学生の支援の適切性についての点検・評価は、障害学生支援協議会において行っている。障害学生支援室コーディネーターによる支援内容は、品川障害学生支援室ではメンタルヘルスの不調と修学生活の困難を訴える学生の事案、熊谷障害学生支援室では重度な身体障害学生への修学環境調整の事案が目立っている。各キャンパスの支援ニーズに応じた体制整備を進めてきたが、コロナ禍による修学環境の変化も大きく、支援ニーズが多様化する状況は継続している。このように、本学は部局間で協働し、今後の改正法で求められる障害学生支援における社会的要請に見合うよう修学支援体制の強化に向け、2023（令和5）年度学園事業計画および重点施策に「学生の多様性に応じた支援」の中に障害学生の支援の充実を掲げ、体制整備・強化に関する検討を開始している（資料：令和5年度事業計画、重点施策）。

経済支援については、政府による大規模な経済支援策である「高等教育の修学支援新制度」（以下、「国の修学支援新制度」という）による支援者数増加の促進を図りながら、この新制度による支援のみでは充分でない恒常的な家計困窮者に対しては「立正大学学部橋経済支援奨学生」、突発的な家計困窮者に対しては「立正大学学業継続支援奨学生」により支援を行っている（資料：2023年度立正大学奨学金案内）。

「立正大学学部橋経済支援奨学生」は家庭からの支援と国からの支援（「国の修学支援新制度」による支援金額）の状況を勘案して採用選考を行う。家庭や国の各支援金額に応じて「立正大学学部橋経済支援奨学生」の給付額が変動するため、「国の修学支援新制度」の受給状況は重要な選考要素だが、2020（令和2）年度選考においては「国の修学支援新制度」への未申請者、つまり申請すれば国の支援を受けられる可能性のある学生が散見されたため、2021（令和3）年度の学部奨学生委員会において「立正大学学部橋経済支援奨学生」の申請条件に「国の修学支援新制度」の受給、申請または特定の事由を有し採用の見込みがないことを追加した。加えて、2022（令和4）年度の学部奨学生委員会においても、「国の就学支援新制度」を認知していなかった学生への制度周知や申込を促進するとともに、国の支援が受給できず、また、支援の不足している学生を「立正大学学部橋経済支援奨学生」で採用できるよう、規約類の改正を行い、申請条件の明確化を図った。

なお、選考基準に経済要件を含まないその他の奨学生制度については、「国の修学支援新制度」との併給が全面的に可能である。学部、大学院ともに引き続き各奨学金制度の申請状況や採用結果等を踏まえ、適宜制度実施効果の検証を行っていく。また、本学の建学の精神を体現し「多様な領域において活躍できる人材を育成することを目的」に、本学独自の入試制度である一般選抜〈R方式〉の受験者を対象とする奨学生制度として「立正大学チャレンジ奨学生」制度を新たに設置し、今年度の入学生から運用が始まった（資料：立正大学チャレンジ奨学生規程）。

全学の生活支援については、学生生活委員会において定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとにその改善・向上に向けた検討を行っている。なお、4月に行われた健康診断に関しては、2020（令和2）年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、学部・学年ごとに日時を設定し、健診会場が密にならないよう入場者数を制限して実施した。学生への周知に関しては、ホームページおよびポータルサイトを活用し、受診率を確保した。

カウンセリングルームにおいては、その利用状況等について定期的な点検・評価を行っており、学生から寄せられる相談件数は、両キャンパス共、年度により若干増減の波があるものの増加傾向にあり、かつその支援ニーズは多様化している。そのため、品川では学生生活課事務室の移転を機に面談室を増設し、熊谷ではカウンセラーの出勤日を増やし、相談体制の強化を行った（資料：品川カウンセリングルーム要望）。

進路支援については、キャリアサポート運営委員会において定期的に、実施したイベントの内容及び参加者数の確認を行っており、その改善に向けた検討を行っている（資料：令和5年度 キャリアサポート運営委員会 開催通知）。また、各学部より選出された教員（キャリアサポート運営委員）、キャリアサポートセンター職員へのFD/SD活動として「令和5年度キャリアサポート運営委員研修会」を開催した。就職情報サイトの編集長を外部講師として招聘し、企業の採用、学生の就活の動向が情報共有され今後の就職活動に関する展望や進路支援の在り方に関し意見交換を行った（資料：令和5年度 キャリアサポート運営委員研修会 開催案内）。

2.長所・特色

社会福祉学部をはじめとして、学部の学修支援対策として、資格試験や国家試験対策として相談員を配置する、正課外の対策講座を開催する等の修学支援が幅広く実施されていることは、本学の長所、特色と言える。また、経済学部の「課外活動プログラム」や地球環境科学部の「学生研究プロジェクト」のように、学部が学生の課外活動や自主学習を支援する制度を置き、積極的な学修支援を実施している点も本学の特色である。

「国の修学支援新制度」導入に伴い、既存の奨学金制度を点検し、かつ各種奨学金受給学生の状況を精査して、制度の実施効果の向上を図っている。また、今年度から新たな奨学生制度として「技能向上や研鑽へ繋がる主体的活動に強い意欲を持つ成績優秀な学生」を対象とする「立正大学チャレンジ奨学生」制度が設けられ運用が開始されたことは、自己点検、評価を適切に行っている証左である。

3.問題点

特になし。

4.全体のまとめ

修学・生活・進路支援については、「学生支援に関する方針」に基づき必要な体制を整備するとともに、適切な支援を行っている。

修学支援については、各学部の取り組みに加え、それらの状況を全学教育推進センターにおいて共有・検討することで、補習・補充教育の改善・向上を図り、休学者・成績不振者等への対応を行っている。また、留学生に対しては国際交流センターにより、個人面談や留学生のための日本語教室などの手厚い修学支援を行っている。障害学生支援に関しては、「立正大学における障害学生支援に関する対応指針」に基づき、両キャンパスに障害学生支援室を設置し、各部署および教職員と協働して適切に実施している。障害の多様化・重度化に伴う修学環境の

変化も生じており、入学前相談や事前的改善措置となるバリアフリー環境整備等、今後の改正法で求められる社会的要請に応じた整備の展開も図っている。学内奨学金についても、対象に応じた多様な制度を整備している。

生活支援については、学生部が中心となり、健康診断の実施のほか、品川・熊谷両キャンパスに学生カウンセリングルームを開設し、心身の健康サポートを行うなどしている。

また、進路支援については、キャリアサポートセンターが中心となり、大学から社会・職業への円滑な移行だけでなく生涯を通じた持続的かつ自律的なキャリア形成が促進されるよう適切な支援を実施している。

以上より、本学は「学生支援に関する方針」にある通り「学生一人ひとりが安心・安全にして充実したキャンパスライフを送り、希望する進路に進むことができるよう」、多様な学生に対する修学支援、生活支援及び進路支援の体制を整え、適切に実施していると評価できる。



第 8 章 教育研究等環境

第8章 教育研究等環境

1.現状説明

【8.1】 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

本学では、学生および教員の学習、教育研究活動に係る環境や条件を整備するために、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定している。同方針には、「学生の主体的な学びや研究、コミュニケーションを活性化するため、また、教員の教育力・研究力・社会貢献力を高めるため、資源の有限性の中で可能な限り、ハード・ソフトの両面で工夫・配慮を不断に施します。また、品川・熊谷両キャンパス間の可能な限り同等レベルでの整備に努めます。」と記した「全般」に係る項目のほか、「教員の教育・研究等環境」「図書館・情報環境」「施設・設備」の項目ごとに方針を示している。なお、同方針を大学公式ホームページに掲載することで、社会に公表し、教職員への周知を図っている（資料：（Web）教育研究等環境の整備に関する方針）。

さらに本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」に沿って、品川・熊谷両キャンパスの施設整備の具体的な指針となる「品川キャンパス・マスタープラン」（2015（平成27）年策定）および「熊谷キャンパス・マスタープラン（2017（平成29）年策定）」を策定した（資料：品川キャンパス・マスタープラン概要版、熊谷キャンパス・マスタープラン概要版）。教育研究等環境の施設・設備の整備にあたっては、各キャンパス・マスタープランを基に教育ニーズに十分配慮して、13号館や新6号館の建設と、それに伴うローリング計画などを検討し、計画的かつ有機的な整備に努めている。

また、「立正大学学園第2次中期計画（2023～2027）」の5.経営基盤強化の5-7において、「戦略的な修繕計画の策定、推進による教育・研究基盤の安定化」を謳っている。ここでは、長期的・戦略的な修繕計画を立案し、適正なコストのもとで環境・施設整備を実施していくことによる、持続可能なキャンパスの構築を目的とし、各事業の推進を目指している（資料：（Web）立正大学第2次中期計画 経営基盤強化）。

【8.2】 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設及び設備を整備しているか。

（1）校地及び校舎

大学設置基準上必要な校地および校舎面積については、品川キャンパスと熊谷キャンパスを2校地1教育団地として必要面積を満たしている（資料：2023（令和5）年度版 立正大学 大学基礎データ表1）。熊谷キャンパスは、広大な校地面積及び校舎面積を有する一方、品川キャンパスは、従来から在籍学生数の多さに比べて狭隘なキャンパスであるため、隣接する校外地および未利用地を利活用したキャンパスの基盤整備を進めている。具体的には、山手通りに面した隣接地（2014（平成26）年度に取得）と旧6号館敷地に、既存11号館に増築する形で150周年記念館（13号館および新6号館）を建設した。

各キャンパスの維持管理においては、キャンパスの整備や維持管理コストの総計は人件費に次いで高額なものであり、大学経営に直結していることから、品川・熊谷の両キャンパスでは、経営的な観点から、ファシリティ・マネジメント（FM）の導入を進めている。大学におけるFMとは、大学が保有または使用する全施設資産、及びそれらの利用環境を経営戦略的観点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用するための経営管理活動である。従来施設管理にとどまらず、キャンパスを資産としてとらえ、より魅力的なものに改善することを目的としている。品川キャンパスでは2016（平成28）年度に、また、熊谷キャンパスでは2021（令和3）年度に建物簡易診断を実施し、それぞれ10年間の修繕計画を策定している。その後も定期的に建物簡易劣化診断を行い、修繕計画を更新している。この修繕計画を基に、10年間の修繕計画を立案し、緊急度の高いものから順次、建物の修繕や設備機器の更新を進めている。また、設備機器の更新にあたっては、高効率の機器を選定するなど、2030年度までに照明のLED化を完了させる予定のもと、計画的な省エネルギー化を推進している。直近では2023（令和5）年度に11号館の照明LED化や1号館の空調機等の設備機器の更新を行った。

熊谷キャンパスにおいては、2023（令和5）年度に運動施設においてサッカー場の人工芝張替えと野球場の人工芝及び防球ネットの張替えを行った。さらに21号館（サークルボックス）武道練習場の天井について利用者の安全性を確保するため、落下防止対策工事を行い、同時に照明のLED化や内外装の改修も行った。また再開発事業より10年以上が経過していることから、1号館ゲートプラザ外壁修繕工事並びに修景池階段ブロック修繕工事を行うなど、キャンパス環境整備を計画的に進めている。

修繕計画以外の突発的に必要となった事案として、2021（令和3）年6月、熊谷キャンパス内学生寮ユニデンスにおいて、排水管の不具合に起因した漏水および居室内一部損傷が発生したことから、2022（令和4）年・2023（令和5）年の2か年をかけて不具合のあるすべての系統の排水管を新しいものに交換する修繕工事を行った。この工事に加え、更新時期を迎えた居室内の分電盤の更新工事も行っている。

加えて、キャンパス内に複数ある寮を集約するため、ユニデンスB館に強化クラブ合宿所（25号館・26号館）の居住スペースを移転させ、その他の学生をユニデンスA館に集約するなど、ユニデンスを総合学生寮として機能させる整備計画を進めている。

また、熊谷キャンパスにおいては、2008（平成20）年度にSEGES（シージェス）¹の「そだてる緑」を受審し、大学では全国で初めてExcellent Stage 2に認定された。その後、2016年度に最上級であるSuperlative Stage（スプラティブ・ステージ）を取得し、以後、2022年度もそのステージを維持した。2023（令和5）年度の更新審査においてSuperlative Stageを維持し「緑の殿堂（Green Legacy）」として認定され、最高評価を受けた（資料：（Web）SEGES 認定サイト一覧, SEGES社会・環境貢献緑地2023認定証「Superlative Stage」, SEGES社会・環境貢献緑地2023認定証「緑の殿堂」）。

本学の施設・設備の安全および衛生面では、各キャンパスにおいて安全性・機能性を健全な状態に保つため、適切な維持管理に努めている。品川・熊谷両キャンパスでは、各種定期点検・清掃点検（電気設備、空調設備、熱源設備、給排水設備、環境衛生、消防設備、建築設備、講堂設備、清掃点検、害虫駆除等）を実施している。また、両キャンパス内には防災センター（品

¹ SEGES：（公財）都市緑化機構が2005（平成17）年度から実施している民間企業・団体による所有地の緑化とその保全活動について評価・認定する制度

川)・インフォメーションセンター(熊谷)を設置している。これにより、防災設備をはじめ、施設管理に必要な様々な設備を総合的に監視・制御する機能を持ち、日常においては各種設備の監視場所として、非常時においては初期消火活動や避難誘導を支援する正確な情報収集や消火活動の役割を担っている。常に管財部と連携し、警備、設備、清掃等について総合的な管理・運営体制を整備している。防災備蓄品の点検は定期的に行っており、防災に努め、有事に備えている。

さらに、品川キャンパスでは、事務棟・教室棟・研究棟に防犯カメラを設置し、図書館やコンピュータ・AV機器設置教室には入退室管理システムを導入している。

熊谷キャンパスでは、広範囲に防犯カメラを設置し、図書館、3号館、アカデミックキューブに入退出管理システムを導入している。各キャンパスの環境に適切に対応しながらセキュリティ面の強化を図っている。

バリアフリーへの対応については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、新規施設の計画時ならびに既存施設の大規模な改修の際は、バリアフリー化を前提にしている。また、部分的に改修可能な場合も随時実施している。利用者の利便性に配慮し、品川・熊谷の両キャンパスにおいては、各建物の主たる入口の自動ドア化をはじめ、スロープや誘導ブロックの設置、車椅子対応エレベーターや、「だれでもトイレ」の設置など、順次バリアフリー化を推進している(資料：品川キャンパスバリアフリーマップ、熊谷キャンパスバリアフリーマップ)。品川キャンパスでの車椅子利用者への対応としては、7号館および石橋湛山記念講堂に車椅子用階段昇降車を配備し、体育館・武道場の利用および石橋湛山記念講堂ステージにおける登壇の際、昇降機の利用が可能となっている。熊谷キャンパスでは視覚障害のある学生への対応として、点字ブロックの敷設等を進めている。

品川・熊谷両キャンパスとも、教室・研究室、実験実習室、図書館などの基本的な設備を設置している。このほか、品川キャンパスでは、大学院の入学・修了式、公開講座や、礼拝空間としても使用可能な石橋湛山記念講堂を設けており、150周年記念館(13号館および新6号館)にカフェや食堂のほか、貴重な学術資料等を保管、展示できる特別展示室、大学の沿革や魅力を展示するギャラリー、各種講演会・イベントを行うロータスホールを設けている。また、AV設備を完備した規模の異なる一般教室だけでなく、多目的スタジオ、スタディラウンジ、プレゼンテーションスペースなど、授業外の時間に学生自身が自由に利用できるコモンズを随所に設けている。さらに、学際的研究活動を行うための共同研究ラウンジやシェアオフィス、コミュニティラウンジなどを設けている。

(2) 情報環境

両キャンパスの情報環境は次のとおりである。各室にPC端末とオンデマンド印刷用複合機を整備している。

品川キャンパス

機器	オープン端末							
	11号館（図書館）							
	B1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階
PC	8	10	77	30	—	23	—	—
複合機	1	1	4	3	—	1	—	—
貸出ノート	80				42			

機器	授業用端末								
	11号館						3号館		
	1141	1142	1143	1144	114A	114E	313	314	325
PC	41	63	63	41	20	21	61	61	105
複合機	—	1	1	1	—	1	1	1	2

熊谷キャンパス

機器	オープン端末								
	アカデミックキューブ			ゲートプラザ		ユニテンス	図書館		
	RiLLFore	ネット カフェ	4階自 習ス ペ ース	2階	3階	2階	B1	1階	3階
PC	94	14	10	5	2	10	20	5	4
複合機	3	—	—	1	—	1	1	1	—
貸出ノート	50	—	—	—	—	—	40		

機器	授業用端末			WiFi教室			
	アカデミックキューブ			アカデミックキューブ			ゲートプラザ
PC	31	31	77	—	—	—	—
複合機	1	1	1	1	1	1	1

両キャンパスのネットワーク環境やICT機器の整備・活用促進については、教育研究等環境の整備に関する方針の「3. 図書館・情報環境」に則り、情報環境基盤センター運営委員会を通じ、教職協働による学修環境の整備を行っている（資料：（Web）教育研究等環境の整備に関する方針）。ネットワーク環境のうち、有線LANによる通信は、教室・研究室に概ね配備されており、機材の更新とともに、未整備箇所についても継続的に整備を続けている。また、無線LANについては、学生・教職員が自由に利用できるアクセスポイント（RISPOT）の整備も行って

いる（資料：使おう！パソコン活用お役立ちガイド2023pp. 24-27）。さらに、自宅などの学外から学術文献を検索・閲覧するためのVPN接続（学内と同じ環境でアクセスできる仮想プライベートネットワーク）サービスも提供している。今後は、文献検索のみならず、学生が個人で購入するには高価すぎるアプリケーションを学外から利用できるシステムの導入など、シームレスな学修空間の提供を推進する。

教室等の授業用ICT設備については、情報環境基盤センター運営委員会において、適正な環境を提供できるように協議検討し、老朽化した教室AV機器の入替・増設を順次実施している（資料：令和5年度第1回情報環境基盤センター運営委員会議事録、令和5年度第2回情報環境基盤センター運営委員会議事録、令和5年度第3回情報環境基盤センター運営委員会議事録、令和5年度第4回情報環境基盤センター運営委員会議事録、令和5年度第5回情報環境基盤センター運営委員会議事録）。

2023(令和5)年度は、一部老朽化している有線LANネットワークのうち、品川キャンパスの1号館、11号館の建屋スイッチ、および1号館、11号館フロアスイッチ、ならびに熊谷キャンパスの19号館建屋スイッチ、フロアスイッチを更改した。無線LANについては、品川キャンパスの1号館、5号館、11号館の既設無線APの更改、および5号館（512・513・521・522・523・524・525）の教室無線APを増設した。熊谷キャンパスにおいては、19号館4階の教室、共用部の既設無線APの更改を行うとともに、アカデミックキューブ内の教室（A303・A308・A309・A310・A401・A402）の無線APを増設した。また、2021（令和3）年度に竣工した品川キャンパス13号館9階の共同研究ラウンジにおいて、eduroam基地局（アクセスポイント）の運用を開始し、2023(令和5)年度は、学会などで利用頻度の高い熊谷キャンパスA101教室にeduroam基地局（アクセスポイント）を導入した。

教職員及および学生の情報倫理の確立については、情報セキュリティ対策の一つとして位置づけ、規程に定めている（資料：立正大学情報セキュリティ対策基準に関する規程）。これに基づく学生への情報倫理教育として、WebClass「INFOSS情報倫理」を導入している。コロナ禍以降は、一部授業がオンラインを主として行われたため、すべての学生に改めてWebClass「INFOSS情報倫理」の受講を奨励した（資料：オンライン授業をはじめにあたり（学生用））。また、教職員に対しても「情報セキュリティポリシー」に則って行動し、情報セキュリティレベルの維持を目指す必要があるため、2019(令和元)年度からは専任教職員のほか、非常勤教員や派遣職員についても、「情報セキュリティポリシーに基づく教育」の受講対象者とし、情報倫理の確立に向けて取り組んでいる。加えて、2019(令和元)年5月24日付文部科学省通達の「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について」に基づき、本学においても2021(令和3)年度までにセキュリティ関連規程等を整備した。さらに、2022(令和4)年度からは、教職員向けには、情報セキュリティハンドブックを配布して注意喚起を行い、セキュリティ監査を実施した。また、2023(令和5)年度は、新入生と在学生のガイダンス時に「立正大学情報セキュリティポケットマニュアル」を配布し、セキュリティに対する注意喚起を行った（資料：教職員向け情報セキュリティハンドブック、立正大学情報セキュリティポケットマニュアル）。

【8.3】 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

本学の蔵書は2023(令和5)年3月31日現在1,018,973冊(内開架図書212,968冊)、定期刊行物10,283種、視聴覚資料12,884点、電子ジャーナル9,537種となっている。電子情報以外では、図書館各館と学部資料室、研究室に収蔵されている。2022(令和4)年度の新規受入冊数は、6,609冊である(資料:2023(令和5)年度大学基礎データ立正表31)。学生一人当たりの蔵書数は、90.66冊となっていて、令和4年度の私立大学(8学部以上、47大学)の学生一人当たりの蔵書数(83.62冊:令和4年度学術情報基盤実態調査より)に比して遜色ない。おもなコンテンツ情報は、次に示すとおりである。

おもなコンテンツ

提供元	コンテンツ情報
国立情報学研究所(NII)	立正大学学術機関リポジトリ
	CiNii Research、GRANTS
国立国会図書館	国立国会図書館デジタルコレクション
	国立国会図書館サーチ
東洋経済新報社	東洋経済デジタルコンテンツライブラリー
エルゼビア社	ScienceDirect
新聞各社	朝日新聞クロスサーチ(朝日新聞)
	ヨミダス歴史館(読売新聞)
	毎索(マイサク)(毎日新聞)
	日経テレコン21(日本経済新聞)
株式会社ネットアドバンス	JapanKnowledge Lib

本学図書館の所蔵として、国立情報学研究所の人文社会科学系コレクションに指定されているECCO(Eighteenth Century Collections(Online:18世紀英国・英語圏刊行物集成))を2014(平成26)年に加え、さらにEEBO(Early English Books Online:初期英語書籍集成データベース)を2018(平成30)年に加えた。そして、Wiley Digital Archives英国王立地理学会アーカイブを2022(令和4)年に加えた。研究・学修環境の整備は、漸次実行している。

国立情報学研究所の共同目録作成事業参加館として、当初より目録所在情報サービス(NACSIS-CAT)による情報共有を進め、図書館間相互協力(NACSIS-ILL)等をとおして、国内外の機関と相互利用を行うなど、各機関との相互利用を行っている。

2022年度相互協力および参考業務は、借り受け・複写取り寄せ 307件、貸出・複写提供 579件、レファレンスサービス892件であった(資料:大学・短期大学・高専図書館調査票品川2023、大学・短期大学・高専図書館調査票熊谷2023)。

他図書館とのコンソーシアムでは、佛教図書館協会東地区部会(駒澤大学、淑徳大学、大正大学、東洋大学、鶴見大学、身延山大学)の相互利用において、これまでは専任教職員および大学院生の相互利用だったが、2019(令和元)年度より、学部生や非常勤講師も紹介状を持たずに身分証(学生証・教職員証)のみで閲覧利用できる環境が提供された。加えて、埼玉県大

学・短期大学図書館協議会では、年間を通じて研修会等のイベントを実施しており、加盟校間での課題共有を含めたネットワークが構築されている。2022年度より幹事校として参加し、加盟大学との協力体制に力を入れている。

包括連携協定を結んでいる清泉女子大学とは、図書館間の交流が進んでいる。2018(平成30)年1月より、相互の学生及び教職員においては、紹介状を持たずに身分証(学生証・教職員証)のみで閲覧利用できる環境が提供された。また、相互大学図書館での学生協働連携も始まり、相互の学生が図書館の利用を促進する体制づくりも進んでいる。同じく包括連携協定を結んでいる品川区とは、2019年度に区立品川図書館より「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」への委員派遣依頼をきっかけに、品川区立品川図書館と本学学生協働団体の「りぶたま」、清泉女子大学図書館の学生協働団体「ライブラリーサポーターズ」との連携を進めている。

学術情報へのアクセスを支援するため、利用者に対して「オンライン蔵書目録(OPAC)を利用した検索システム」、「Riscovey検索(学術情報総合検索)」、「データベース、電子ジャーナル検索」と「立正大学学術機関リポジトリ」を提供している。2021(令和3)年10月には「立正大学オープンアクセスポリシー」を策定、公開している。これにより、国内外のオープンアクセス・オープンサイエンスといった流れを支える体制が整った(資料:(Web)立正大学学術機関リポジトリ)。利用者が学術情報を検索する端末の環境面においては、2020年3月にシンクライアント端末に一新し、安全性と機能面からの向上を図っている。

データベースや電子ブックなどは、これまで学内ネットワーク環境での利用に制限され、学外からのアクセスはできなかった。しかし、2018年2月以降、VPN接続環境を提供し、学生・教職員は所定の手続きを行えば、図書館契約データベース、電子ブックの閲覧利用ができるようになった(資料:(Web)立正大学図書館データベース)。また、品川・熊谷キャンパス間でも貸借、複写の相互協力を行っており、貸出延長・希望図書申込・相互協力申込等の手続きについては、学生・教職員対象に「マイライブラリー(Webサービス)」も提供している(資料05:(Web)立正大学蔵書検索)。2020(令和2)年10月からは新たに「オンライン・レファレンスサービス」を開設した。従来の来館によるレファレンス相談窓口では、受付時間に制限もあり、十分な対応ができていたとは言い難い。オンラインサービスを開設したことで、非来館型の文献調査対応が可能になった。同時に業務体制も見直しを行い、Microsoft Teamsを活用したレファレンス体制を構築した。これにより、担当者間の情報共有および業務分担を容易にし、業務のDX化にも繋げることができている。そのほか、自宅のパソコンやスマートフォンからいつでも館内を見ることができる図書館バーチャルツアー、古書資料館バーチャルツアーを公開している。このようなバーチャルツアーを公開することで、来館しなくても利用者は図書館、古書資料館を体験することができ、図書館側も非来館型による学修支援・研究支援の一助となるようなサービスを提供している。

2021年5月の改正障害者差別解消法の成立に伴い、合理的配慮が義務付けられることや学修支援サービスの充実の観点から、熊谷図書館では、在籍する視覚障害のある学生に向けたサービスの一環として、2021(令和3)年度より国立国会図書館が実施している視覚障害者等用データの送信承認館の申請を行った。また、熊谷キャンパスに在籍している視覚障害学生の要望に応じて、図書館の所蔵資料を電子化し、テキストデータを提供するといった取り組みを障害学生支援室と連携して行っている(資料:(Web)立正大学図書館 ニュース一覧)。

図書館の開館時間は、キャンパス毎に設置学部や立地が異なるため、それぞれ別に定めている。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の対策を継続しつつ、通常体制になっている。

キャンパス	開館時間	座席数
品川	平日 8:30～22:00、土曜 8:30～21:30	655席
熊谷	平日 9:00～21:30、土曜 9:00～18:00	433席

(資料：2023(令和5)年度大学基礎データ立正表32)

利用者の円滑な図書館利用や学術情報へのアクセスを支援するため、多くの専門的スタッフを配置している。しかし、他大学に比した場合、必ずしも十分なスタッフを擁しているとはいえない。2012(平成24)年の「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて：生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ(答申)」以降、学士課程教育の質的転換が求められているが、正課課程のみならず、それをサポートする学修支援体制を含めた教育の質の向上を推進していくための人材の充足は、課題とあってよい。令和4年度学術情報基盤実態調査によれば、8学部以上を保持している私立大学の図書館職員構成の平均人数は専任職員19.0人、臨時職員19.6人、委託職員(図書系)39.6人である。これに対して本学図書館では、現状、専任職員14人、臨時職員1人、委託職員30人となっている(資料：大学・短期大学・高専図書館調査票品川2023、大学・短期大学・高専図書館調査票熊谷2023)。そのような現状の中で、専任職員の内、5人が修士以上、9人が司書資格を有しており、ほかにも、各フロアのカウンターに配置された司書資格を有した専門の委託スタッフ等が利用者からの様々な相談に対応している。また、資料の保全が特に重要となる古書資料館はじめ品川・熊谷両図書館では、IPM(総合的有害生物管理)有資格職員を5人配置し、書庫環境を継続的にチェックすることで、資料の保存環境整備に努めている。本学の取り組みは、公益財団法人文化財虫菌害研究所が出版した『読んでわかる文化財IPM取り組み事例』に「立正大学品川図書館における日常管理と虫菌害の処置の選択事例」として取り上げられている。

【8.4】 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究活動を具体的に推進するため、「教育研究等環境の整備に関する方針」の「2. 教員の教育・研究等環境」において、研究室、研究費、研究専念時間を始めとする研究支援・推進のための方針を明示している。

研究費の確保・支給について、各専任教員の研究費は学部・研究科への配賦予算から、各学部・研究科ごとに支給している。各学部・研究科とも専任教員に対して一定規模の研究費が支給されている(資料：2023(令和5)年度 立正大学 大学基礎データ 表20、21)。その多くは、競争的研究費ではない経常研究費である(資料：2023(令和5)年度 立正大学 大学基礎データ 表8)。

(1)立正大学研究推進・地域連携センター支援費

上述の研究費とは別に、他分野融合・連携や産学官連携および大学間連携のための共同研究の促進や公的資金による研究活動の推進・奨励のため、研究推進・地域連携センター支援費の制度を策定し、競争的に研究費を支給している(資料：立正大学研究推進・地域連携センター

支援費に関する要領、立正大学研究推進・地域連携センター支援費第5種に関する申し合わせ)。2023(令和5)年度においては、第1種(異分野融合・学部連携)1件100万円、第2種(産学官連携)3件297.7万円、第3種(科研費申請へ向けた予備的研究)10件計198.9万円、第4種(研究助成金による研究)1件100万円、第5種(学生を活用した教育研究)3件計104.9万円を助成した(資料:令和5年度研究推進・地域連携センター支援費 決定課題一覧)。第3種においては、若手研究者や立正大学に着任して2年以内の者、育休・産休、介護等により2023(令和5)年度科研費に申請できなかった者を優遇し、若手研究者の支援や研究活動中断者の円滑な復帰を支援している(資料:令和5年度立正大学研究推進・地域連携センター支援費募集要項(第3種))。

(2) 研究成果公開促進費

2020(令和2)年度より学術成果を海外に向けて発信する「研究成果国際発信」の支援事業を開始し、2022年度は1件19.1万円を採択した。(資料:令和4年度研究国際化支援採択一覧)。2023年度からは「研究成果公開促進費(国外)」に名称を変更し、予算は、国際学術誌への学術論文投稿費用に100万円、海外の出版社からの出版物の刊行費用に100万円を計上している(資料:令和5年度研究成果公開促進費(国外)募集要項(論文投稿助成、出版助成))。また、2021(令和3)年度より、国内での学術成果発信を支援する「研究成果公開促進費(国内)」の募集を開始した。2023年度の予算は、国内学術誌への学術論文投稿費用に100万円、国内出版社からの出版物刊行費用に100万円を計上している(資料:令和5年度研究成果公開促進費(国内)募集要項(論文投稿助成、出版助成))。

(3) 外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援については、研究推進・地域連携センターにおいて、科研費をはじめとする競争的資金等の申請支援を行っている。2022(令和4)年度は「令和4年度科研費セミナー」を開催した。その目的は研究計画調書の書き方に悩んでいるという若手研究者の声に応えるもので、本学内で科研費の採択実績が豊富な教員を講師に迎え、応募に際してのポイントを解説してもらった(資料:令和4年度科研費調書セミナーの開催、令和4年度科研費セミナーアンケート結果)。2023(令和5)年度は「令和6年度分科研費調書セミナー」を開催した。これは2022(令和4)年度のセミナーを発展させ、文学部およびデータサイエンス学部のそれぞれの講師が、自身が申請した実際の申請書を示しながら調書の書き方を解説してもらった(資料:令和6年度分科研費調書セミナーの開催(2023年度【SD】教員向け)、令和6年度分科研費セミナーアンケート結果)。さらに、外部資金獲得のための支援を強化するため、研究支援に携わる教職員を対象としたSD研修「研究マネジメント人材養成講習会」を実施しており、2023年度はリサーチ・アドミニストレータ(認定URA)として活躍されている他大学職員を講師に招き、立正大学SDセミナー「私立大学における研究支援体制」を開催した(資料:「私立大学における研究支援体制」の開催について)。

(4) 受託研究・共同研究の受け入れ態勢

地域連携や産学官連携の需要の高まりに備え、受託・共同研究の受け入れ態勢強化も行っている。具体的には、契約書等の作成チェックリストや受入フローを定め、よりスムーズかつ適正となる環境づくりに努めるとともに、2020(令和2)年度より産学連携コーディネーターを

導入し、受託研究・共同研究の萌芽を受け止める態勢を整えた（資料：業務委託契約書（杉本産学連携））。

このような取り組みの結果、本学における科研費の申請件数、採択率は2012（平成24）年度の採択件数/申請件数が7/35件であったのに対し、新型コロナウイルス感染症拡大以前の2019（令和元）年度においては17/54件となり、上昇傾向にあった（資料：令和元年度科学研究費助成事業の配分についてpp. 32）。しかし、2023（令和5）年度は採択件数/申請件数が12/42件と減少した（資料：令和5年度科研費新規採択結果一覧）。これは、近年の研究環境の変化が要因と考えられる。新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業等への対応による負担が増加し、加えて政府の自粛要請により、国内外の各地への調査研究を諦めなければならない研究者が続出した。これらによって研究期間の延長が相次ぎ、本学における科研費の研究代表者数は、2019（令和元）年度が59人、2020（令和2）年度が64人、2021（令和3）年度・2022（令和4）年度が77人、2023（令和5）年度が79人となった（資料：2019-2023研究代表者）。このデータからも研究代表者の研究が計画どおりに進まず、研究期間の延長を余儀なくされたことにより、公的研究費獲得に対する意欲の高い研究者による新たな応募が滞ったことが申請件数、採択数の減少を招いたと推測される。「立正大学学園 第2次中期計画」においては、研究環境の改善・若手研究者の育成を継続しながら、さらに多くの研究者に外部研究資金の獲得を目指してもらうことを狙い「2027（令和9）年度の科研費申請教員比率55%」を評価指標に掲げている。2023（令和5）年度の実績値は39.9%で、当該年度の途中目標値40.0%に対し、概ね計画どおり推移している（資料：科研費申請教員比率）。しかしながら、申請件数はこの数年、伸び悩みの状況が続いており、外部研究資金獲得の取り組みを一層推進する必要がある。

【8.5】 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

本学では、2012（平成24）年度に「立正大学学園倫理憲章」を策定し、教育研究機関の教職員としての社会的・公共的使命の達成を目指すことを宣言している（資料：立正大学学園倫理憲章）。この倫理憲章および文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正防止に関する各種規程類を整備している（資料：立正大学研究倫理ガイドライン、立正大学研究倫理委員会要領、立正大学における公的研究費の不正使用の防止および対応に関する規程、立正大学における研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程）。

これらの基本情報は研究推進・地域連携センターのオリジナル・ホームページ上でも公開し、学内外への周知を図っている（資料：（Web）立正大学公的研究費不正防止）。さらに不正防止推進委員会を開催し、不正防止計画に沿った対策の実施状況を報告し（資料：令和4年度不正防止計画実施状況）、そのうえで不正発生要因を分析、新たな不正防止計画を立てることでさらなる課題解決を図っている（資料：令和5年度不正防止計画）。

全学の研究倫理のレベルを向上させるため、立正大学に所属する全研究者に対して、研究倫理教育を定期的受講することを義務化し（資料：立正大学における研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程第3条）、また、公的研究費の申請および運営・管理に関わる教職員に対して、コンプライアンス教育の定期的受講を義務化している（資料：立正大学における

公的研究費等取扱規程第7条)。学部生においては初年次必修科目である「学修の基礎」のなかで研究倫理教育を含めている(資料:令和5年度研究の基礎『研究倫理と研究助成の基礎』)。

また、心理学研究科においては大学院生であっても研究者と同じプログラムを受講できる環境を整備し、文学研究科においては、修士課程初年時必修科目である「研究の基礎」のなかに研究倫理教育を学ぶ授業を設けている(資料:令和5年度研究の基礎『研究倫理と研究助成の基礎』)。

研究倫理に関する学内審査機関としては、「立正大学研究倫理委員会要領」(資料:立正大学研究倫理委員会要領)に基づき立正大学研究倫理委員会を設置し、全学の研究倫理審査を受け付けている。当委員会では、倫理審査結果についての異議申し立て手続きについても定めており、倫理的妥当性の確保に努めている。

【8.6】 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

立正大学としての教育研究等環境に関する適切性の点検・評価については、本学独自の点検・評価項目が記載された「点検・評価項目表」をもとに「定期検証事項チェックリスト」を用いて研究推進・地域連携センター、情報環境基盤センター、図書館など関連部局を、各担当副学長がそれぞれ該当する内容の状況を確認している(資料:2023年度点検・評価項目表)。また、研究推進・地域連携担当副学長を中心に施設担当副学長、図書館担当副学長および情報環境基盤センター担当副学長等が執筆し、大学として毎年取りまとめている「点検・評価報告書」の作成を通じて、点検・評価している。この点検・評価の結果、抽出された課題や長所については、「自己点検結果リスト」に記載し、課題に対しては責任主体が中心となり改善方策を策定している。さらに、自己点検・評価委員会において、「自己点検結果リスト」に記載した事項を全学課題として捉えて自認し、責任主体が策定した改善方策と併せて改善方法の確認を行いながら改善を支援している。

点検・評価に基づく改善・向上の事例として、オープンアクセスに係る体制整備の一連の取り組みが挙げられる。具体的には、2020(令和2)年10月に「立正大学オープンアクセスポリシー」を策定、公開したことである(資料:(Web)立正大学学術機関リポジトリ オープンアクセスポリシー)。この背景として、学術情報流通が現物資料だけでなく、電子化されネットワーク上を巻き込んだものになっていること、また、電子ジャーナルの高騰も相まって、学術・研究情報の公開、いわゆるオープンアクセス・オープンサイエンスの流れが加速している状況であること、文部科学省が2016(平成28)年に提示した「学術情報のオープン化の推進について(審議まとめ)」において、大学等に期待される取組として「オープンアクセスに係る方針を定め公表する」としたことなどがあげられる。これらに基づき、オープンアクセスに係る体制整備について図書館運営委員会にて審議し、各学部教授会等で内容精査・検討を行い、図書館運営委員会において最終承認された(資料:令和2年度第3回図書館運営委員会議事録)。これにより本学がグリーンOAとしての基盤を得ることができ、今後は学内関係者が行う研究とその成果へ自由にアクセスできる環境の充実と、これらを基盤とした新たな学修・研究の深化が期待される。

2.長所・特色

立正大学における教育研究等環境は、「教育研究等環境の整備に関する基本方針」、品川・熊谷両キャンパスのマスタープラン、「立正大学学園第2次中期計画（2023～2027）」の5.経営基盤強化などに基づき、良好な状態を維持している。

なかでも図書館は、日蓮宗を中心とした仏教関連の資料をはじめ、田中啓爾文庫、河口慧海請来資料といった非常に貴重な資料が多数所蔵され、研究や学修に活用されている。これらの資料を永続的に研究および学修の生産活動に組み込むべく、資料保存環境の維持に注力している。品川・熊谷両図書館にはIPM(文化財防害虫菌管理)有資格職員を5人配置し、資料保存環境を継続的にチェックすることで、資料環境整備に努めている。同時に資料の電子化も進め、必要に応じて資料の修繕を行っている。こうした本学の取り組みは公益財団法人文化財虫菌害研究所が出版した『読んでわかる文化財IPM取り組み事例』にも「立正大学品川図書館における日常管理と虫菌害の処置の選択事例」として取り上げられている。

さらに、図書館総合展における「図書館レファレンス大賞」、「ポスターセッション」、「オンライン見学会」には毎年参加している。ポスターセッションでの最優秀賞や優秀賞受賞、図書館レファレンス大賞での文部科学大臣賞や奨励賞やコロナ感染対応図書館優良表彰授与といった成果を得てきた。これらは、これまでの図書館職員の司書としての専門性、館種を超えた他館との交流や地域連携等で得た経験と実績が現場に活かされ、評価されたものである。大学図書館、古書資料館における図書館サービスのあり方について、新しい手法も取り入れながら、ニーズに合わせた図書館サービスの提供を目標として、積極的に各種取り組みを行っている点は長所に値する。

品川図書館は、2022（令和4）年の本学開校150周年を記念して、立正大学図書館蔵書の中から選りすぐり資料150点の紹介と図書館史を纏めた『立正大学図書館 古今善本録－蔵書が伝える図書館150年の軌跡－』を2023（令和5）年6月に出版した。また、2023（令和5）年10月より本書出版を記念した企画展「古今善本150選」を2024（令和6）年5月まで開催している（資料：（Web）立正大学図書館 展示・講習会(品川図書館)）。この企画展では、デジタル展示、AR/VRギャラリーも開設しており、現物資料とデジタルによるハイブリッド展示に取り組んだ（資料：（Web）立正大学図書館 デジタル展示公開のお知らせ）。さらに、企画展にあわせて会期ごとに関連イベントを開催するなど、図書館蔵書の魅力を積極的に発信し、立正大学図書館のPR活動にも繋げている（資料：会期1イベント古今善本150選資料との出会い、会期2イベント古今善本150選資料との出会い）。

研究支援体制について、研究推進・地域連携センターは、経常的に配付している研究費とは別に、異分野融合・連携や産学官連携、大学間連携のための共同研究の促進や公的資金による研究活動の推進・奨励のための支援費制度を設け、競争的に研究費を支給している。なかでも、センター支援費第3種においては、若手研究者や立正大学に着任して2年以内の専任教員、育休・産休、介護等により2023（令和5）年度科研費に申請できなかった専任教員を優遇し、若手研究者の支援や研究活動中断者の円滑な復帰を支援している。科研費研究計画調書の作成支援については、科研費採択に実績を有する研究者を講師に迎えたセミナーを2021（令和3）年度より開催し、体験談や計画調書の作成ポイントを語って頂く内容が好評価を得ている。また、2020（令和2）年度から学術成果を海外に向けて発信する「研究成果公開促進費（国外）」、さらに

2021（令和3）年度から学術成果を国内に向けて発信することを助成する「研究成果公開促進費（国内）」の募集を開始している。

3.問題点

科学研究費の新規採択率を向上すべく、前述のとおり新たな施策を採用しながら取り組みを継続している。「立正大学学園第2次中期計画」においては、2027（令和9）年度の科研費申請教員比率55%を分野別アクションプランに掲げている。しかし、実際には申請件数はこの数年、伸び悩みの状況が続いており、目標達成にむけた改善を一層推進する必要がある。

4.全体のまとめ

立正大学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備するとともに、適切な管理運営に努めている。これまで記載したとおり、校地・校舎を始めとする様々な施設設備や図書館、ICTや各種学術情報の利用環境は整備されている。特に施設設備については、品川キャンパス・マスタープランおよび熊谷キャンパス・マスタープランを策定し、一貫した方針のもと、施設整備の取り組みに着手している。また図書館については、専門的スタッフの配置、ラーニング・コモンズや古書資料館などの特徴的な学修環境の整備、各種情報機器やネットワークの活用などをおして質的・量的な拡充を図り、教育研究活動の活性化の中心的存在となるべきである。

研究活動のさらなる活性化に向け、競争的な研究費の支給やTAやRAの活用、研修制度、科研費申請支援や科研費関連業務の補助など、各種の取り組みを行っている。さらに、研究倫理や情報倫理を徹底するための基本的な取り組みも実施している。こうした各種支援の結果、科研費の取扱件数および採択率もわずかずつ上昇するなど、一定の成果もみられているが、中期計画の目標値の達成に向け、さらなる支援の拡充が必要である。

こうした取り組みは、第一次的な責任主体である研究推進・地域連携センター、情報環境基盤センター、図書館のほか、各担当副学長がそれぞれ該当する内容の教育研究等環境の適切性の検証状況を確認し、その結果を受けて、自己点検・評価委員会および大学院同委員会が主体となって定期的に評価・検証を行うことで、内部質保証に努めている。とりわけ、これまでの点検・評価の活動、および「立正大学における研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程」（資料：立正大学における研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程）に則り、学部、研究科、研究所といった部局単位で研究倫理推進責任者を任命し、不正防止体制の強化を図るなど、永続的な改善を図っていく必要がある。

第 9 章 社会連携・社会貢献

第9章 社会連携・社会貢献

1.現状説明

【9.1】 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針(「社会との連携・協力に関する方針」)を明示しているか。

社会連携・社会貢献に関する方針は、「学校法人立正大学学園寄附行為」第3条に掲げた「真実を求め人類社会の平和の実現を念願する立正精神に基づく教育」(資料：学校法人立正大学学園寄附行為第3条)に基づき、大学公式ホームページの各種の方針として「社会との連携・協力に関する方針」や「グローバル化推進方針」を掲出することで、広く社会や教職員へ公表している(資料：(Web)社会との連携・協力に関する方針、(Web)グローバル化推進方針)。

さらに「立正大学学園第2次中期計画(2023~2027)」の3.社会貢献・連携においても、「3-1 地域との連携強化」、「3-2 生涯学習プログラムの開発と拡充」、「3-5 立正大学博物館やロータスギャラリー特別展示室を活用した情報発信と社会貢献」をアクションプランとして掲出している。これらにより、社会・地域のニーズに応える活動や研究成果の積極的発信、社会実装の推進を明示している(資料：(Web)立正大学第2次中期計画 3社会貢献・連携)。

【9.2】 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

1. 学内推進体制

「社会との連携・協力に関する方針」に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを推進する拠点として、研究推進・地域連携センターを設置している。このセンターは、大別すると二つの機能を有している。第一の機能は、全学的取り組みの支援として連携体制構築の窓口、協定締結、全学的プロジェクトの調整・事務局機能、助成事業、情報発信などを行う。第二の機能は、センターの各種独自事業による社会連携・社会貢献の活動を実施している(資料：立正大学研究推進・地域連携センター規程第3条)。

このほか、国際交流センター、心理臨床センター、ボランティア活動推進センター、データサイエンスセンター等を設置し、社会連携・社会貢献活動を展開している。さらに、各学部・研究科も、それぞれの専門性を活かした社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる。これらの組織を担当副学長が中心となり、必要に応じ学長室が横断的に管理している。

2. 全学的取り組み支援

(1) 学外機関との連携体制の整備

学外機関と締結している主な協定は、以下の表に示すとおりである。

①自治体との協定

締結先名	協定名	協定目的・内容
品川区	品川区と立正大学の連携・協力に関する包括協定書	教育・文化、健康・福祉、環境、まちづくりの政策で協力し、区内における地域社会の課題解決及び大学の教育・研究機能の向上
	品川区安全安心パトロール協定推進事業 マスコット防犯 PR 活動事業 協定書	防犯活動の実施、地域全体の体感治安の向上、地域住民の防犯に対する意識啓発の推進
埼玉県	大規模災害時における被害状況地図作成支援に関する協定書	埼玉県において大規模災害が発生した際に、県の要請に基づき地図作成支援業務に協力
熊谷市・熊谷商工会議所・くまがや市商工会	産学官連携に関する基本協定書	産業、教育、健康・福祉、環境などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与
匝瑳市	匝瑳市と立正大学の連携協力に関する包括協定書	地域社会の課題解決及び大学の教育・研究機能の向上を図り、地域社会の発展に寄与
東松山市	東松山市と立正大学の連携協力に関する包括協定書	地域社会の課題解決及び大学の教育・研究機能の向上を図り、地域社会の発展に寄与
秩父市	秩父市と立正大学の連携協力に関する包括協定書	地域社会の課題解決及び大学の教育・研究機能の向上を図り、地域社会の発展に寄与
滑川町	滑川町と立正大学との学官連携に関する基本協定書	多様な分野において連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与
筑西市	筑西市と立正大学との生涯学習に係る学官連携に関する基本協定書	市民の多様な分野における生涯学習活動にて行われ、地域社会発展と文化・教育・学術の進展、人材育成に寄与
東川町	立正大学と隈研吾建築都市設計事務所と東川町の包括連携協定に関する協定書	多様な分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与するとともに、新しい公共性のあり方を提案、広く発信

②教育・研究機関等との協定

締結先名	協定名	協定目的・内容
日蓮宗、身延山大学	日蓮宗・立正大学・身延山大学の連携に関する協定	相互に教育と研究の発展と充実、人材育成並びに社会貢献等の交流を推進する連携
清泉女子大学	立正大学と清泉女子大学との大学間包括的連携協定書	教育研究の発展、教育内容の充実、人材育成、地域社会への貢献
テルメズ州立大学	テルメズ州立大学と立正大学との協定書	高度な教育、科学、文化、そして教授、教育活動、研究の効果向上
埼玉県農業大学校	立正大学と埼玉県農業大学校との相互協力・連携に関する協定書	教育、地域貢献、産学連携、国際交流、地域社会の形成・発展、人材育成
埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)	埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)協定校同意書	地域の自立、持続可能な地域社会の実現とその発展に寄与するため、「多様な高等教育及びリカレント教育の展開」、「人々が安心して、安全に、幸せに暮らせる地域づくりの推進」、「若者の定住促進を図り、地域産業の振興と雇用の創出」などに資する事業の展開
タシケント国立東洋学大学	タシケント国立東洋学大学との協定書	学術研究の推進と学生の教育機会の充実

③産業界との協定

締結先名	協定名	協定目的・内容
秩父鉄道株式会社	立正大学と秩父鉄道株式会社との産学連携に関する協定書	事業展開、研究推進、教育・人材育成、地域貢献において広く連携を図り、地域社会の継続的な発展に寄与
権田酒造株式会社	立正大学と権田酒造株式会社との産学連携に関する覚書	事業展開、教育・人材育成、研究推進、地域貢献等の各面において広く連携・協力
よい仕事おこしフェア実行委員会	包括的連携に関する協定書	地域の活性化と産業の振興を図るため相互に協力し地域社会の発展に寄与
一般社団法人大崎エリアマネージメント	産学連携に関する協定書	事業展開、研究推進、教育・人材育成、地域貢献において広く連携を図り、地域社会の継続的な発展に寄与
株式会社ガイアックス	地域連携に関する包括連携協定書	体験型プラットフォームにおける体験主催者を活用した施策の企画や実施

一般社団法人戸越銀座エリアマネジメント	産学連携に関する協定書	事業展開、研究推進、教育・人材育成、地域貢献において広く連携を図り、地域社会の継続的な発展に寄与
公益社団法人東京青年会議所	包括的連携に関する協定書	次世代を担う青少年の心身の成長、都や地域を牽引する人材の育成など、地域社会の持続的な発展と人財育成に寄与
パナソニックスポーツ株式会社	埼玉パナソニックワイルドナイツと立正大学によるラグビーフットボールを通じた包括連携協定書	ラグビーフットボールを通じた人材育成と学術の振興に寄与

④その他団体との協定

締結先名	協定名	協定目的・内容
中村元記念館	立正大学と中村元記念館との包括的連携に関する協定書	人材育成、学術、研究、教育、文化、国際交流、広報等の分野における相互協力、学問発展寄与
一般財団法人日本地図センター	立正大学と一般財団法人日本地図センターとの産学連携に関する協定書	事業展開、研究推進、教育・人材育成、地域貢献、国際交流
ウズベキスタン科学アカデミー芸術学研究所	ウズベキスタン共和国科学アカデミー芸術学研究所と立正大学との共同学術研究に関する協定書（英文にて締結）	仏教遺跡および仏教遺物の科学的調査の共同実施
テルメズ考古博物館	立正大学とテルメズ考古博物館との協定書	学術遺物・出版物の交換、教職員の交流、共同研究活動とシンポジウムの実施

自治体との協定についてはこれまで、品川区、熊谷市等、大学近隣または関連の深い自治体を中心に積極的に連携協定を締結しており、社会連携の基盤を強化している。また、品川区と品川区内に所在する6大学からなる「しながわ大学連携推進協議会」に加入しているほか、秩父鉄道、清泉女子大学、埼玉県農業大学校等、同じ自治体に所在する民間企業や教育機関とも連携協定を締結している（資料：立正大学連携先一覧）。2023（令和5）年度は、学術研究の推進と学生の教育機会の充実のためにタシケント国立東洋学大学と協定を締結した（資料：ACADEMIC COOPERATION AGREEMENT Between RISSHO University, Japan and Tashkent State University of Oriental Studies, Uzbekistan）。

産業界とも積極的に連携を推進しており、2022（令和4）年度には品川区の戸越銀座エリア全体の持続的な発展を目指して活動している一般社団法人戸越銀座エリアマネジメントと産

学連携に関する包括連携協定を締結した（資料：立正大学と一般社団法人戸越銀座エリアマネジメントとの産学連携に関する協定書）。2023（令和5）年度は品川区の様々な推進事業を通して地域課題を解決することを目的として、公益社団法人東京青年会議所と包括連携協定を締結した（資料：立正大学と公益社団法人東京青年会議所との包括的連携に関する協定書）。また、パナソニックスポーツ株式会社とラグビーフットボールを通じた人材育成と学術の振興を目指し、包括連携協定を締結した（資料：埼玉パナソニックワイルドナイツとの包括連携協定書）。

(2) ウズベキスタン学術交流プロジェクト

国際的な社会貢献事業として2014（平成26）年度からスタートした本プロジェクトは、ウズベキスタン南部のテルメズ郊外にある仏教遺跡での発掘調査を機に開始された。この活動は2017（平成29）年度に文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」に採択され、2019（令和元）年度まで続いた。

2023（令和5）年度はタシケント国立東洋学大学と学術研究の推進と学生の教育機会の充実を目的とする研究教育協定を締結し、仏教遺跡および遺物の現地調査活動に加え、宗教ツーリズムや中央アジアにおいて未設定の世界ジオパークに係る共同調査を行った（資料：ACADEMIC COOPERATION AGREEMENT Between RISSHO University, Japan and Tashkent State University of Oriental Studies, Uzbekistan、ウズベキスタンにおけるジオツーリズムの可能性）。

(3) リーダー養成特別プログラム

2021（令和3）年度、150周年記念事業の一環として「リーダー養成特別プログラム」をスタートさせた。これは全学部の学生を対象に新しい発想や自らの可能性を発見し、リーダーシップマインドを醸成することを目的とした学部横断型プログラムである。2023（令和5）年度は、この中心的な取り組みであるリーダーシップキャンプ（通称：東川町プロジェクト）に加え、新たに立正グッズ開発プロジェクトとこども大学プロジェクトという2つのプログラムを実施した。参加学生は、複数の課題をこなしていく本プログラムをとおして、リアルな課題解決への自信を持ち、挑戦意欲を高め、自分らしさを活かすリーダーシップマインドを習得している（資料：リーダー養成特別プログラム）。

(4) 埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）

熊谷地域においては、埼玉県西部の東武東上線沿線及び西武線沿線に所在する20の大学・短期大学・自治体・企業によって構成される「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）」に係る取り組みを推進した（資料：（Web）埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）構成員（2023.5.26現在））。なお、この取り組みにより、文部科学省の補助事業「私立大学等改革総合支援事業」におけるタイプ3「地域社会への貢献」（プラットフォーム型）に選定されている（資料：令和4年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況）。地域活性化、課題解決を目指した諸活動のなか、2023（令和5）年度に本学が実施・参画したものとしては、「学生のキャリア支援（TJUP業界セミナー）」、「地域の教育事業支援（親子野球体験イベント、吉見町かけっこ教室）」、「連携した学生募集（合同オンライン入試説明会）」、「TJUP共同FDSD研修『大学として地域の子育て支援にどう取り組むか』、『大学教職員が風水害時に必要な備えや行動とは—その時、自分に何ができるか？』

の開催」、「TJUP共同公開講座『誰一人置き去りにしない～子どもたちのより良い生活環境のためにできること』、『武蔵の国の19校を通じて埼玉を知る』の実施」などがある（資料：第6回業界セミナーパンフレット、親子野球体験イベントチラシ、吉見町かけっこ教室チラシ、合同オンライン入試説明会チラシ、共同FDS「大学として地域の子育て支援にどう取り組むか」チラシ、共同FDS「大学教職員が風水害時に必要な備えや行動とは」チラシ、公開講座「誰一人置き去りにしない～子どもたちのより良い生活環境のためにできること」チラシ、公開講座「武蔵国の19校を通じて埼玉を知る」チラシ）。特に、TJUPにおける活動を網羅・整理したAnnual Reportの作成においては、昨年度に続き本学がグループリーダーとなり、工程管理や各業務担当との調整、取り纏めや編集の役割を担った。いずれの活動も各大学の知見・資源を地域に還元する社会貢献性の高いものであり、加盟大学間で共有することで相互発展に寄与するものとなった。運営面においては、定例的な会議体等はオンラインでの実施を継続したが、個別のイベントに関しては、コロナ禍以前と遜色ない規模での集合開催や対面形態を積極的に採用した。このように、オンラインと対面双方のメリットを活かすことで、効率的な組織運営やイベント企画の柔軟性を図っている。

（5）実践的教育活動を対象とした支援

この事業では地域連携・地域貢献活動を行う教員を積極的に支援しており、学生教育に資する実践的教育活動を対象とした支援事業「研究推進・地域連携センター支援費第5種」において、2023（令和5）年度は計3件の活動に助成を行った。地域の市民活動団体が取り組んでいる活動について学生が取材・参加することで、学生の社会性や行動力を醸成し、地域活性化に貢献する取り組みを展開している（資料：令和5年度研究推進・地域連携センター支援費決定課題一覧）。

（6）コーディネーターによる社会貢献活動の推進

地域連携・産学連携コーディネーター3名と委託契約を結び、地域連携・産学連携の更なる推進及び学内体制の強化を図っている。コーディネーターは地域事業者との調整や地域情報の収集および本学の教員、学生とのマッチングといった役割を担う一方、自ら社会貢献に資する活動を企画、運営するなど、社会貢献活動の推進と教職員の負担軽減に貢献した。具体的な取り組みとして、「FMしながわ」、「Google AppSheetワークショップ」、「しながわ夢さん橋」事業、戸越銀座地区での「まちなか防災」、「発信力UPセミナー」、「FMクマガヤリすチャンネル配信」、「ウォーキングイベント」などの学生参加事業を企画・運営し、職業観やジェネリックスキルを地域の中で体得する機会を創出した（資料：発信力UPセミナーVol.13チラシ、Google AppSheetワークショップチラシ、しながわ夢さん橋事業チラシ、まちなか防災フェスティバルチラシ、発信力UPセミナーVol.10チラシ、FMクマガヤリすチャンネル紹介記事、立正大学ウォーキングイベントチラシ）。また、各種広報媒体やホームページでの発信など、本学地域活動の周知も担った（資料：地域連携事業紹介パンフレット）。

（7）積極的な情報発信による社会貢献活動の推進

教員が個々に実施している活動については、2016（平成28）年度から2019（令和元）年度まで本学における社会貢献活動を一覧として掲載した「社活」を発行し、社会貢献活動状況を可

視化するとともに、学内での共有を図り、社会連携・社会貢献活動の活性化につなげてきた。2021（令和3）年度以降、同センターオリジナルホームページを刷新し、地域連携、産学連携の窓口機能を強化すると同時に、本学で行われた社会貢献活動をSDGsの目標別に分類し、学外に広く公開している（資料：SHAKATSU2015データ、SHAKATSU2016データ、SHAKATSU2017データ、SHAKATSU2018データ、（Web）立正大学研究推進センター 社会貢献活動）。

3. 研究推進・地域連携センターの取り組み

研究推進・地域連携センターでは、センターの主体的な社会連携活動をとおして本学の教育研究成果を社会に還元している。

(1) こみゅにていぷらざ八潮（元気食堂）活性化事業

2023（令和5）年度は、八潮地域の活性化につき、共同事業者であるみんなの食育とともに、品川区の情宣の協力の下、3回のワークショップを行い、「居場所づくり」としてこれまでの活動を発展させた。加えて、誰もが気軽に参加できる地域コミュニティ作りを行った。また、八潮地域での土壌リフレッシュセンターの設置に伴い3回の打ち合わせを行い、品川区役所第二庁舎屋上に農園を設置し、そこに土壌リフレッシュセンターを設置する計画の予算化を支援した（資料：令和5年度こみゅにていぷらざ八潮活動案内）。

(2) 地元企業とのオリジナル商品企画・制作プロジェクト

熊谷市における社会連携として、全学の学生に参加を募り、これまで長きにわたり権田酒造株式会社（熊谷市）との、立正大学オリジナル日本酒の企画・制作・販売プロジェクトを継続してきた。2020（令和2）年度にはキャンパスグッズとしてオリジナル日本酒「立咲（りっしょう）」を定番化させ、2022（令和4）年度は「立正大学150周年記念セット」を制作し、周年事業の盛り上げに貢献した。2023（令和5）年度は新たに「茶の西田園」（熊谷市）との連携を開始した。学生有志が茶葉のセレクトや焙煎具合、茶名の考案、パッケージデザインなどの商品作りを主体的に進め、立正大学オリジナルのお茶を制作した。制作した商品は広報媒体・SNS等で広く発信し、多くのステークホルダーから好感を得ることができ、地元企業と大学とのコラボ企画は地域の活性化に繋がった（資料：オリジナルお茶作りプロジェクト募集案内）。

(3) 生涯学習事業

生涯学習事業については、地域のニーズや自治体との協力・互恵関係のもと、様々な形態で実施している。

① デリバリーカレッジ

2008（平成20）年度より立正大学の知的財産を広く社会に還元し、地域の皆様に活用していただくために、本学から多岐にわたる分野の教員を無料で各自治体に派遣して講座を開催している。この事業は、立正大学と開催都市の共催事業として行っており、2023（令和5）年度は自治体と協力・互恵関係のもと全11都市にて計30回の講座を開催した。アンケート結果によると受講者の約9割がよかった、または大変よかったとの回答で生涯学習や学びの大切さを実感できたとの声が多く寄せられており、今後も地域に開かれた立正大学としての社会的責任を果た

すべく継続していく（資料：令和5年度春期デリバリーカレッジ予定表、令和5年度秋期立正デリバリーカレッジ予定表、令和5年度春期デリバリーカレッジアンケート結果）。

②オープンカレッジ

熊谷キャンパスでは、地域貢献・生涯学習支援を目的に、本学の有する全9学部の講師による講座を開講している。2023（令和5）年度は前期5回、後期4回の全9回に渡り多種多様な講義を展開し、受講生から好評を得た。参加者の多くは地元住民であり、講義内容の選定にあたっては、幅広い講義メニューを提供できる様、受講者からのアンケート結果等を踏まえ、学術的な側面から地域のニーズに応えるように企画している（資料：令和5年度前期立正オープンカレッジスケジュール、令和5年度後期立正オープンカレッジスケジュール、令和5年度前期オープンカレッジ実施報告、令和5年度前期オープンカレッジアンケート集計結果）。

③しながわ学

2014（平成26）年より、包括連携協定を締結している品川区との共催で、「しながわ学」を実施している。「しながわを知る」をコンセプトに本学と品川区がそれぞれ講師を選定し、2023（令和5）年は「江戸の品川」をテーマに4週にわたって開催した（資料：しながわ学2023チラシ）。

④市民講座への講師派遣

近隣自治体が主催する市民講座等へ本学の教員を紹介し派遣することで、本学が有する知的財産を地域に還元している。2023（令和5）年度は、「直実市民大学」、「桶川市民大学」、「ちちぶ学セミナー」「東松山市きらめき市民大学」に講師を派遣した（資料：令和5年度市民大学講座一覧予定表）。

(4) その他の地域連携事業

本学の事業である「ラグビーフェスティバル」は、幼稚園児からシニア層まで参加できるプログラムである。ラグビーをとおした幅広い年齢層の地域住民と交流する機会を設けている（資料：第16回立正大学ラグビーフェスティバル実施報告書）。また、東松山市が主催となって開催される「スリーデーマーチ」の歓迎演奏パレードへ本学吹奏楽部の参加や、熊谷市の「熊谷うちわ祭」、「熊谷花火大会」へ協賛などを通じ、地域の賑わいへの貢献と併せて地域における本学の認知度や好感度の向上に繋げた（資料：第46回日本スリーデーマーチへの参加協力依頼、熊谷うちわ祭りチラシ、熊谷花火大会協賛企業ページ）。さらに、熊谷キャンパス周辺地域の日本・世界農業遺産登録に対し、本学は「比企丘陵農業遺産推進協議会」の賛助会員として参加している。本学教員が相談役として支援を継続しており、県や関係自治体からの要請に学術的な側面から貢献している（資料：比企丘陵農業遺産推進協議会について）。

文部科学省は2022（令和4）年度より、高校での「総合的な探究の時間」を新たに決定し、社会で求められる力＝「生きる力」の育成を求めている。2023（令和5）年度は、大田区の都立田園調布高等学校からの依頼で探究アドバイザー派遣事業の一環として、本学から学部生・大学院生合わせて8名を送り出し、調査計画書の作成やレポートの添削指導などの支援活動を行った（資料：総合的な探究の時間の手引き）。

4. 国際交流センター

国際交流事業については国際交流センターを設置し、業務にあたっている。国際交流センターでは、短期留学生の受入れに関する規約類に基づく交換留学生等の受け入れと、短期留学生の送り出しに関する規約類に基づく交換留学・語学留学・海外研修プログラムへの派遣を行っている（資料：立正大学国際交流センター規程、立正大学短期留学生受入れ規程、立正大学短期留学生受入れに関する取扱い内規、立正大学日本語プログラムに関する申し合わせ、立正大学日本文化プログラムに関する申し合わせ、立正大学学生海外短期留学規程、立正大学学生海外研修要領）。

2023（令和5）年度は、一部のプログラムを除き、ほぼコロナ禍以前の状況に戻り、交換留学生等の受け入れと学生の海外派遣を実施することができた。

交換留学生等の受け入れについては、品川キャンパスでは国費外国人留学生（大使館推薦）としてロシアの留学生を文学研究科で受け入れた。熊谷キャンパスでは日本語プログラムを開講し、協定校を中心に5か国（韓国・タイ・ベトナム・台湾・ウズベキスタン）の留学生を受け入れた。また、2022（令和4）年度に続き、日本文化プログラムをオンラインで実施した。オンライン日本文化プログラムの内容はビジネス日本語を中心に行い、将来日本や日系企業での就職を希望している協定校の学生にとって有益な機会となり、かつ本学の学生にとっても交流イベントを通じて他国についての理解を深め、協定校の学生とつながる機会となった（資料：立正大学日本語プログラム・セメスターコース募集要項、立正大学日本文化プログラム（オンライン）募集要項、立正大学日本文化プログラム（オンライン）アンケート結果）。

学生の海外派遣については、夏期・春期の短期プログラムと、中長期留学（交換留学・語学留学）を実施した。2023（令和5）年度に初めて実施したのは、アイルランドのヨーク大学への語学留学と、カンボジアの海外インターンシップである。ヨーク大学とは2021（令和3）年度に協定を締結したが、コロナ禍を経て、初めて2名の学生を派遣することができた。カンボジアの海外インターンシップは、外部のプログラムと本学の教員が引率するビジネス・スタディツアーを組み合わせた初めてのプログラムとなった。また、コロナ禍を期に開始した、オンライン海外インターンシップ（インドネシア環境問題）と国内留学（北海道ニセコ）も引き続き実施し、学生の多様なニーズに応えることができるようにした（資料：夏期研修 募集要項、交換・語学留学生 募集要項）。

また国際交流センターでは、語学力向上と国際交流を目的とした講座やイベントを開催している。講座については、TOEFL ITPテスト講座をオンラインで実施した。この講座は、中長期の留学を目指す学生を対象としているが、英語初級者でも参加できる内容となっている。またイベントとしては、留学生と日本人学生の交流を目的とした国際交流会（東京ディズニーシー）、150周年記念事業である「第4回英語スピーチコンテストRissho Voices」を実施した。英語スピーチコンテストは初めて熊谷キャンパスで開催し、例年の入賞に加え、熊谷市国際交流協会・特別審査員による熊谷市特別賞を選出した（資料：英語講座案内、国際交流会 ポスター・募集要項、第4回英語スピーチコンテストRissho Voicesポスター）。

その他、グローバル人材育成センター埼玉に2023年度も継続して加入し、外国人留学生を対象とした埼玉県内企業の紹介や就職支援、ホームステイ事業など、本学学生の利益と地域社会との連携を目的とした活動を行った。また、熊谷市国際交流協会主催の「外国人による日本語

スピーチコンテスト」の審査員を国際交流センター長が務めた。その他、熊谷市国際交流協会・交流部会にて留学生の動向を紹介し、交流活性化について意見交換をするなど、キャンパス周辺地域との連携・交流を行った(資料:グローバル人材育成センター埼玉 令和5年度事業計画、第31回外国人による日本語スピーチコンテスト開催要領、熊谷市国際交流協会・交流部会資料)。

5. 心理臨床センター

品川キャンパスでは、地域社会や人々の心の問題に関する相談の場として心理臨床センターを設置している。同センターは、「立正大学の人的資源を活用して、個人、家族、地域社会等の心理的問題解決を支援するための活動、および心理臨床の研究と教育の実践をはかり、併せて臨床心理学を専攻する大学院生・学部生に実習と研修の場を提供すること」をおもな目的としている。またその業務として、(1)地域の機関や住民などを対象とする「心理臨床とカウンセリングの実践」(心理相談活動)、(2)心理臨床セミナーの開催をはじめとする「心理臨床とカウンセリングにかかわる教育、研究および事業」、(3)「臨床心理学を専攻する大学院生および心理学部生の実習指導、研修」、(4)「その他、センターの目的に適合するもの」として、立正大学附属立正中学校・高等学校との連携支援、および社会貢献・地域支援活動などを実施している。特に、地域相談活動や地域支援活動は、立正大学の「社会貢献・地域連携」の一環として、地域の行政機関や医療機関と連携しながら実施しており、品川区をはじめとした多くの地域の方が利用している(資料:立正大学心理臨床センター規程第1条、第2条、令和4年度立正大学心理臨床センター事業概要 p. 1, pp. 17-20)。

また心理臨床とカウンセリングにかかわる教育、研究および事業として、地域で活動する心理臨床の専門家が研鑽できる機会の提供と本学大学院臨床心理学専攻修了生の卒業後研修を目的とした、心理臨床セミナーを開催している。2023(令和5)年度の心理臨床セミナーでは、2022年度(令和4)年度に引き続き「専門職としてのキャリア形成」をテーマとして掲げ、教育・医療・産業・福祉領域で心理臨床の専門家として活動している修了生を講師とした全体会と、情報交換の場としての分科会を開催した。心理臨床の専門家となった本学大学院臨床心理学専攻修了生が日本全国から参集し、合計36名が参加した。

地域の機関や住民などを対象とする心理臨床とカウンセリングの実践に関しては、コロナ禍に導入したオンライン面接と従来通りの対面面接を実施しており、年間相談回数は新型コロナウイルス感染症蔓延以前に近い水準まで回復している。コロナ禍の収束に伴って心理臨床の専門機関に対する需要も再起しており、今後も地域に開かれた相談機関としての役割を果たしていく必要がある(令和4年度立正大学心理臨床センター事業概要 pp. 5-9, pp. 11-16)。

6. ボランティア活動推進センター

ボランティア活動推進センターは、学生ボランティア活動を推進し、福祉に対する知識や実践力の向上を図り、授業との連携を図りつつ地域社会の福祉の向上に貢献することを目的に、2002(平成14)年に社会福祉学部内の組織として設置された。その後、社会福祉学部以外の学生のボランティア参加の希望もあり、建学の精神を基に、ボランティア活動の推進を目的に2021(令和3)年度より全学組織としてのボランティア活動推進センターへと拡充された。ボランティア活動推進センターでは、センター長と運営委員およびコーディネーターが学生スタッフと連携して運営を行い、学生のボランティア活動のサポートや情報提供、イベント等実施

の活動を行っている。2022（令和4）年度以降は対面による活動を復活し、品川キャンパス学生対象のボランティア情報提供会「COMRISS」を開催することで、品川キャンパス学生の参加も増加し立正大学全学組織としての活動を着実に推進させた。2023（令和5）年度のボランティア養成講座は、上級救命講習の他宮城県南三陸町を中心に東日本大震災ボランティアスタディツアーとして実施され、両キャンパスの学生が参加した。また、熊谷市と協定を結び、熊谷市内の電子版バリアフリーマップ作成事業を協働で行った。このようにボランティア活動推進センターの全学的活動は、地域社会のニーズを反映した本学の取り組みの好例といえる（資料：立正大学ボランティア活動推進センター規程、品川出張ボラセンチラシ）。

7. データサイエンスセンター

データサイエンスセンターは、本学のデータサイエンスの拠点として、データサイエンスに関わる研究を推進し、データサイエンス教育および業務への活用などを支援することを目的に2021（令和3）年度に設立された。企業との連携を主軸として共同研究プロジェクトを立ち上げ、企業や地域課題の解決に取り組んでいる。

開設初年度から取り組むプロ野球独立リーグの、ルートインBCリーグ所属の埼玉武蔵ヒートベアーズと提携した走塁改革プロジェクトでは、2021（令和3）年度にチームとして盗塁数のリーグ記録更新し、地区優勝に貢献する成果を上げている。こうした取り組みを受けて関連書籍にて特集記事が組まれるなど、その注目度は高まりをみせている（資料：（Web）ベースボール・クリニック 5月号）。また陸上をはじめとする他競技からのサポート依頼も増えており、熊谷キャンパスの恵まれた運動施設を活かした、さらなる社会貢献事業として規模拡大が期待される。また品川キャンパスを基点として、一般社団法人五反田バレーの仲介を受け、地元ベンチャー企業と取り組む「日本の家族構成とその行動分析」プロジェクトでは、コロナ禍を経て、さらに加速している晩婚化・未婚化や合計特殊出生率の低水準の改善を目的に、公的統計データを利用した日本の家族構成やその家族間のインタラクション分析を実施するとともに、結果を可視化するための現実シミュレーションARアプリを共同開発するなど、精力的な活動を行っている。2023（令和5）年度には各種研究活動を支援するため、「立正大学データサイエンスセンタープロジェクト推進支援制度」を新たに創設、予算化し、初年度は2件の研究プロジェクトに対し支援を行った（資料：立正大学データサイエンスセンタープロジェクト推進支援費に関する要領）。

こうした研究プロジェクトの成果は、センター主催のシンポジウムを開催し、広く社会に還元することはもとより、新たな共同研究先の発掘に向け積極的な発信を行っている。また、2023（令和5）年度よりデータサイエンスセンター独自の紀要を予定しており、成果発信の機会創出に努めている（資料：立正大学データサイエンスセンター紀要発行要領）。

8. ロータスギャラリー特別展示室

ロータスギャラリー特別展示室は、2021（令和3）年度に設立された。本学における建学の精神を顕揚する仏教文化および学術資料について広く調査研究を行うとともに、図書館、大学史料編纂室等と連携し、関連する諸資料の収集・保存・活用に努め、それらの展示公開をとおし、教育および社会貢献に資することを目的としている。室長、専門職員（学芸員）、事務職

員のほか、運営委員会やアドバイザーを配置し、年1回の企画展を実施する目標を設定し、事業計画を策定している（資料：立正大学ロータスギャラリー特別展示室規程）。

2022（令和4）年度は、「立正大学ロータスギャラリー特別展示室 令和4年度企画展」として、「立正大学のあゆみと石橋湛山」を開催した。会期は2022（令和4）年11月8日から2023（令和5）年4月26日までであった。全3部構成とし、第1部は1580（天正8）年に開創された日蓮宗の教育機関である飯高檀林（本学の淵源）の写真パネルなど、第2部はジャーナリストや政治家時代の石橋湛山に関する史料や写真パネルなど、第3部は本学第16代学長時代の石橋湛山に関する史料（直筆の掛軸等）や写真パネルなどを展示した（資料：立正大学ロータスギャラリー特別展示室 令和4年度企画展 立正大学のあゆみと石橋湛山 展示解説書、立正大学ロータスギャラリーだより2号）。

2023（令和5）年度は、品川図書館企画展「古今善本15選」の開催場所（会場C）の一つとして、特に貴重性の高い史資料の展示を行った。会期1から会期4に渡る展示期間は、2023（令和5）年10月から2024（令和6）年5月である（資料：（Web）立正大学図書館 展示・講習会（品川図書館））。

本学は、これまで仏教、文学、歴史、考古学などにおける貴重な学術資産を蒐集・所蔵してきた。高等教育機関として、これらを地域の方々に公開することに意義があると考え、今後は、学内のみに留まらず他機関（特に品川区や日蓮宗）とも連携をとり、学生や地域に開かれた展示室を目指し、さまざまな企画を実施していく予定である。

9. 図書館・古書資料館

古書資料館では毎年公開講座を開催しているが、2023（令和5）年度は、立正大学図書館第51回企画展イベント：古今善本150選 番外編「読んでみたいな、かなの世界 ～くずし字×クロスワード～」と題して、初めて学外会場にて実施した（資料：第51回企画展イベント番外編「読んでみたいなかなの世界」チラシ）。

埼玉県滑川町との学官連携に関する基本協定書を取り交わしている本学では、2022（令和4）年度より熊谷図書館と滑川町立図書館との連携を開始した。2022（令和4）年度は、滑川町立図書館が主催する「図書館ポップコンテスト」の一環として、「大学生と作ろう！本のポップ教室」を熊谷図書館RiLLFore（熊谷キャンパスのラーニング・コモンズ）で開催した（資料：滑川町図書館ポップコンテストチラシ、本のポップ教室チラシ）。このイベントの実施にあたっては、熊谷図書館の学生協働団体である「ぶっくま」が図書館職員と協力して内容を企画し、滑川町の小学生と中学生にポップ作成のサポートを行った。また、滑川町立滑川中学校から中学生の職場体験の要請を受け、図書館業務を体験してもらう取り組みを実施した。2023（令和5）年度は上記に加え、滑川町立図書館が実施している乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせ会に参加し、学生と職員が読み聞かせを行った。また、「図書館と県民のつどい埼玉2023」にも参加し、本学図書館の取り組み等を紹介した（資料：図書館と県民のつどい埼玉チラシ）。

【9.3】 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性についての点検・評価は、大学・大学院の自己点検・評価委員会が本学独自の点検・評価項目として定めた点検・評価項目表をもとに検証を行い、「定期検証事項チェックリスト」を用い、その検証結果について自己点検・評価委員会に報告している。具体的な点検・評価にあたっては、研究推進・地域連携センター、国際交流センター、心理臨床センター、ボランティア活動推進センター、データサイエンスセンターの各センター長および担当副学長が中心となり、大学として毎年取りまとめる点検・評価報告書の執筆をとおして、定期的実施している。この点検・評価の結果、抽出された課題や長所については、自己点検結果リストに記載し、課題に対しては責任主体が中心となり改善方策を策定している。さらに、大学・大学院の自己点検・評価委員会において、自己点検結果リストに記載した事項を全学課題として捉えて自認し、責任主体が策定した改善方策と併せて、改善方法の確認を行い、改善を支援している（資料：定期検証事項チェックリスト、自己点検結果リスト）。

点検・評価結果に基づく具体的な課題改善・向上策として、研究推進・地域連携センターは、2019（令和元）年度の点検・評価において、学生教育を伴った全学的社会連携プログラムが不足しているという課題の確認を踏まえ、2021（令和3）年度より、本学、東川町、隈研吾事務所による三者協定を基軸とした「リーダー養成特別プログラム」を開始し、2023（令和5）年度は新たに「立正グッズ開発プロジェクト」と「こども大学プロジェクト」をプログラムに加えた。また、2017（平成29）年度の点検・評価にて、連携先自治体のニーズ把握や生涯学習事業における受講者層の拡大が課題とされたことから、デリバリーカレッジなどの生涯学習事業は、受講者のニーズを内容に反映させるため、自治体との密接な協議や受講者からのアンケートを継続することで、実施方法や講座の内容・テーマを検討し改善を図っている。

心理臨床センターでは、2020（令和2）年度の点検・評価にて、オンラインでの相談・支援体制の拡大が課題とされたことから、2021（令和3）年度よりオンライン面接室を2部屋に増設し、個別精神療法に加えて集団精神療法も開始するなどして、支援体制を充実させた。

このように、社会連携・社会貢献の取り組みについては、定期的に検証が行われており、諸課題に対しても適切に改善・向上が行われている。

2.長所・特色

研究推進・地域連携センターでは、教員個々の社会貢献活動を掲載した「社活」を発行し、教員の社会貢献活動状況を総覧できるようにするとともに、学内での情報共有を図り、社会連携・社会貢献活動の活性化を推進してきた。2021（令和3）年度からは同センターのオリジナルウェブサイトを更新し、地域連携・産学連携の窓口機能の強化と併せ、本学で行われた社会貢献活動をSDGsの目標別に分類し、学外に広く公開し、情報発信力強化を行った。また、2021（令和3）年度に全学組織化したボランティア活動推進センター、ならびに社会福祉学部が設置・運営している立正大学子育て支援センターによる活動をとおし、地域社会に貢献している。

産業界と本学ラグビー部との関連において、本学はパナソニックスポーツ株式会社とラグビーフットボールを通じた人材育成と学術の振興を目指し、包括連携協定を締結した。パナソニ

ックススポーツ株式会社は、熊谷市内に「埼玉パナソニックワイルドナイツ」の拠点を設けており、本学ラグビー部との間で、選手や指導者の交流、地域の児童・生徒の育成、施設の共用などにおいて連携を確認した。

国際貢献事業である「立正大学ウズベキスタン学術交流プロジェクト」は、ユーラシア大陸における仏教の伝播過程とそれに関わる歴史の一端を明らかにするため、ウズベキスタンに存する古代仏教遺跡の歴史・地理・地質の観点からの調査と、保存修復を行ってきた。本活動が認められ、2017(平成29)年に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に採択されたほか、2020(令和2)年に文化庁の「緊急的文化遺産国際貢献事業」に採択されるなど、本学の強みを生かした活動が外部から一定の評価を得ている。2023(令和5)年度は、タシケント国立東洋学大学と学術研究の推進と学生の教育機会の充実を目的とする研究教育協定を締結し、仏教遺跡および遺物の現地調査活動に加え、宗教ツーリズムや中央アジアにおいて未設定の世界ジオパークに係る新たな共同調査を実施すべく、準備を行った。

「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)」では、加盟大学、自治体、企業との連携活動をとおり、地域の活性化や課題解決に貢献している。ここでの取り組みは、加盟大学の知見や資源を地域に還元するという社会貢献性の高いものであり、それらを大学間で共有することで相互発展にも寄与するものであった。これらの取り組みが評価され、4年連続で「私立大学等改革総合支援事業(タイプ3、プラットフォーム型)」にも採択されている。その財政支援の一部は、学内公募型研究助成制度や地域連携コーディネーターの配置など学内体制の強化にも還元され、社会貢献活動の好循環が生まれている。

心理臨床センターの地域相談活動は、立正大学の「社会貢献・地域連携」の一環として、地域の行政機関や医療機関と連携しながら実施しており、品川区や大田区を始めとした多くの住民が利用しており、本学の特色ある活動となっている。

加えて、全学部部の学生を対象とした「リーダー養成特別プログラム」(リーダーシップキャンプ、立正グッズ開発プロジェクト、こども大学プロジェクト)は、自らの行動・経験を通して自分らしさを活かしたリーダーシップの在り方を学び、本学の教育プログラムと地方自治体や企業等との社会連携活動を結びつけたプロジェクトとなっている。

このように、本学の支柱たる「立正精神」を発現し、正しきを立てて国や社会の平安と人々の安寧実現のため、さまざまな取り組みをとおして社会と連携し、絶えず取り組み状況を検証しながら社会貢献活動に力を入れ、それらを教育プログラムへとつなげていることは、本学の強みである。

3.問題点

特になし。

4.全体のまとめ

立正大学では、「社会との連携・協力に関する方針」および「グローバル化推進方針」を定め、公表している。そして、2023(令和5)年度からは「立正大学学園第2次中期計画(2023~2027)」の3.社会貢献・連携において、社会・地域のニーズに応える活動や研究成果の積極

的発信や社会実装の推進を明示している。これらの方針や計画に沿って、さまざまな社会連携・社会貢献活動に取り組むとともに、活動をとおして教育研究成果を広く社会へ還元している。また、研究推進・地域連携センター、国際交流センター、心理臨床センター、データサイエンスセンター、ボランティア活動推進センター等の複数の組織体を設置することで、正しきを立って社会の平安と人々の安寧に重きを置いた「立正精神」に即した社会連携・社会貢献活動を効果的に行う体制を整備している。ウズベキスタン学術交流プロジェクトやデリバリーカレッジといった国際貢献や社会貢献だけでなく、「リーダー養成特別プログラム」のように、学生の教育プログラムにおいても社会連携を活用し、実績を積み上げつつある。これら社会連携・社会貢献の取り組みについては、定期的に検証が行われており、課題に対しても適切に改善・向上が行われている。

第 10 章 大学運営・財務

1. 大学運営

第10章 大学運営・財務

(1)大学運営

1.現状説明

【10(1).1】 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針(「管理運営に関する方針」)を明示しているか。

理念・目的の実現に向け、教職員がその能力・資質を、各組織がその機能を大学全体の中で有機的・効果的に発揮することができるよう、学長の主導する教学ガバナンス体制、法人との連携、中期ビジョン(中期計画)と事業計画・報告、事務組織・職員、及び財務に関する「管理運営に関する方針」を策定し、大学公式ホームページにおいて公表・周知している(資料：(Web)管理運営に関する方針)。なお、同方針において中期ビジョン(中期計画)を策定して教職員間における方向性の共有に努めることのほか、年度ごとの事業計画書と事業報告書を作成し、公表することが定められており、事業計画書と事業報告書は大学公式ホームページにて公開している(資料：(Web)立正大学学園 事業計画と事業報告)。

【10(1).2】 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

「管理運営に関する方針」に則り、大学運営を円滑かつ実効的に行うのに必要な組織体制を構築し、事務組織を編成している。

「立正大学学則」第10章に基づき、学長、副学長、学部長、図書館長、博物館長、センター長、研究所長、編纂室長、障害学生支援室長、事務局長、副局長、部長、課長を設置し、その権限を明示している(資料：立正大学学則第10章)。また、学則第16章に基づき、教授会を設置し、その権限を明示している(資料：立正大学学則第16章)。

学長の選出は「立正大学学則」第51条2項に基づいて「立正大学長候補者選出規則」に則り候補者を選考し、「立正大学長選挙管理委員会規則」に定めた方法により選出している(資料：立正大学学則第51条2項、立正大学長候補者選出規則、立正大学長選挙管理委員会規則)。学長の権限と責任は、「立正大学学則」第53条に「学長は校務を統理し、教職員を統督すること」と定めている(資料：立正大学学則第53条)。

副学長は「立正大学学則」第52条により、本大学職員中に副学長を置くことができる旨が規定されており、全学協議会に諮問したうえ学長が任命している(資料：立正大学学則第52条)。また、副学長の権限と責任は、立正大学学則第54条に「副学長は学長を補佐し、学長の命を受けて校務を統轄し、学長事故あるときはその職務を代理する」と定めている(資料：立正大学学則第54条)。

学部長は「立正大学学則」第68条により、当該学部の教授の中から当該学部の教授会の推薦する候補者について全学協議会に諮問したうえ学長が任命している(資料：立正大学学則第68

条)。学部長の権限と責任については、「立正大学学則」第55条により、「学部長は学長を補佐し、当該学部に関する事項を管理する」と定められている（資料：立正大学学則第55条）。

研究科長の選考は「立正大学大学院学則」第34条2項により、各研究科長は当該研究科委員会において互選し、学長がこれを任命している（資料：立正大学大学院学則第34条2項）。また、研究科長の権限と責任については、「立正大学大学院学則」第34条4項に「当該研究科委員会を招集し、議長となる」と定められている（資料：立正大学大学院学則第34条4項）。

図書館長、博物館館長、センター長、編纂室長および障害学生支援室長は「立正大学学則」第70条により、教職員の中からそれぞれ全学協議会の議を経て学長がこれを任命している（資料：立正大学学則第70条）。また、図書館長、博物館館長、センター長、編纂室長、障害学生支援室長、権限と責任については、「立正大学学則」にそれぞれ「図書館長は学長を補佐し、学部と連携して図書館業務を管理する」、「博物館長は博物館に関する事項を管理する」、「センター長は学長を補佐し、センター業務を管理する」、「編纂室長は大学史料編纂室に関する事項を管理する」、「障害学生支援室長は障害学生支援室に関する事項を管理する」と定められている（資料：立正大学学則第56条、第57条、第59条の2、第59条の3、第59条の4）。

研究所長は「立正大学学則」第70条2項により選出された者について、全学協議会に諮り、学長が任命している（資料：立正大学学則第70条2項）。また、研究所長の権限と責任については、「立正大学学則」第59条において「研究所長は研究所に関する事項を管理する」と定められている（資料：立正大学学則第59条）。

意思決定に関して、大学において各学部教授会にて審議された「立正大学学則」第94条に規定された事項について第2項に「学部教授会の審議に付された事項に係る決定は、学長が行う」と規定されており、この手続に基づいて「学長室会議」において協議・調整が行われる（資料：立正大学学則第94条）。そのうえで、大学の学事事項に係ることについては、「学部長会議」に諮問後、「全学協議会」において審議したうえで、学長が決定している（資料：立正大学学則第14、15章）。

また、大学院においても各研究科委員会にて審議された「立正大学大学院学則」第37条に規定された事項について第2項に「研究科委員会の審議に付された事項に係る決定は、学長が行う」と規定されており、前述した「学長室会議」の後、「研究科長会議」で各研究科長の意見を諮り、「立正大学大学院学則」第42条に規定された事項について「大学院運営委員会」において審議したうえで、学長が決定している（資料：立正大学大学院学則第37条2項、立正大学大学院学則第42条）。学長による意思決定および権限の執行等については、学校教育法や関係法令のほか、「管理運営に関する方針」や学則等の諸規程に従い、適切に行っている。

「立正大学学則」に定める学部教授会の審議事項は、学生の入学・卒業、学位の授与としている。さらに、教育研究に関する重要な事項で学部教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項として、学部長の推薦に関する事項、名誉教授の推薦に関する事項、教授・准教授・講師・助教・助手の人事に関する事項、毎年度の開設科目・授業等に関する事項、学生の休学・退学・除籍および転学に関する事項、学生の賞罰に関する事項、学長の諮問事項、その他当該学部の教育研究に関する事項としている（資料：立正大学学則第94条）。

また、「立正大学大学院学則」において研究科委員会の審議事項として、学生の入学、課程の修了および学位の授与を定めている。さらに研究科委員会の意見を聞くことが必要な教育研究に関する重要な事項として学長が定めているのは、授業科目担当教員に関する事項、研究科

委員の選考に関する事項、学生の転学・休学・退学・除籍等に関する事項、試験に関する事項、学位論文の審査に関する事項、学生の指導および賞罰に関する事項、その他教育研究に関する必要な事項、学長の諮問事項である（資料：立正大学大学院学則第37条）。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）に関して、学長は「学校教育法」第92条第3号に基づき、「立正大学学則」第53条に「学長は校務を統理し、教職員を統督する」とし、学長に教学に関する権限と責任がある。これに対して、経営に関して「学校法人立正大学学園寄附行為」第7条に「理事長は、この寄附行為ならびに理事会および評議員会の決定に基づき、この法人の一切の業務を総理し、この法人を代表する」とあり、理事長に経営に関する権限と責任がある。理事長を補佐する副理事長である学長について「学校法人立正大学学園寄附行為」第11条において定められており、その職務は、大学に関する分掌であり、「当該業務に関して代表権を有する」としている（資料：立正大学学則第53条、学校法人立正大学学園寄附行為第7条、第11条、第11条の2 2項）。

学生、教職員からの意見への対応については、学長へのメッセージを入れられるポストを学内に設置し、学生・教職員を問わず意見を収集する仕組みを設けている。学部生に対しては、第1期・第2期に授業改善アンケートを実施し、アンケート結果にもとづき授業担当者が次年度の授業改善に取り組むようにしている。また、大学院生に対しては、「大学院生の教育・研究環境に関するアンケート」を通して意見を収集し、教育研究環境に関連する部署が対応する仕組みを構築している（資料：第1期「授業改善アンケート」実施について（お願い）、「大学院生の教育・研究環境に関するアンケート」のお願い）。

以上、所要な職や教授会等の組織を設けるとともにそれらの権限等を規約類に明示し、体制を整備している。

学長および副学長から構成される学長室会議を中心として、各学部、研究科、センター等からの審議依頼、報告に対応し、学長室会議の諮問機関として学部長会議、研究科長会議を設置しており、学部教授会や研究科委員会への審議依頼についてもこちらを通して行い、最終的な意思決定は全学協議会、大学院運営委員会を経て学長が行っている。（資料：立正大学学長室会議要領） また、理事会への審議、報告が必要な案件については、理事長を議長とし、学長、常任理事、副学長から構成される役員会で審議の上、理事会、評議員会へ上程することにより、適切に運用している（資料：学校法人立正大学学園役員会規程）。

危機管理対策として「学校法人立正大学学園危機管理規程」「立正大学防火・防災管理規程」「立正大学情報セキュリティ基本方針に関する規程」「立正大学情報セキュリティ対策基準に関する規程」「立正大学情報の格付・取扱基準に関する規程」「立正大学情報セキュリティ実施手順についての内規」を整備している（資料：学校法人立正大学学園危機管理規程、立正大学防火・防災管理規程、立正大学情報セキュリティ基本方針に関する規程、立正大学情報セキュリティ対策基準に関する規程、立正大学情報の格付・取扱基準に関する規程、立正大学情報セキュリティ実施手順についての内規）。

「学校法人立正大学学園危機管理規程」は、それまでの「立正大学学園危機管理規程」について抜本的に見直しをしたところ、次の2点①危機事象の定義が広すぎる、②危機対応関連組織の役割が不十分であり効果的に連携がとれる体制となっていない、という課題・問題点があったことから、それらを解消するために新たに制定、2023（令和5）年4月1日より施行させた。同時に「立正大学学園危機管理規程」を廃止している。新規程では、組織に重大な影響を与え

るものについて取り扱うこととし、危機事象の重大さに応じて、危機対策本部・危機対策部会を設置し対応することとなっている。

「立正大学防火・防災管理規程」は、それまで防火については「立正大学防火管理規程」に、防災については「立正大学地震対策措置規程」にと別々に規定していたが、一体として基本的な事項を定めることとし、2023（令和5）年4月1日より施行させた。同時に「立正大学防火管理規程」「立正大学地震対策措置規程」は廃止した（資料：立正大学防火管理規程廃止公示、立正大学地震対策措置規程廃止公示）。危機事象（火災、地震その他災害）が発生した場合には、各キャンパスに常置されている、品川キャンパスにおいては管財部長、熊谷キャンパスにおいては熊谷総務部長を自衛消防隊長とした自衛消防隊が初動対応に充たることになっている。

情報セキュリティについては、「立正大学情報セキュリティ対策基準に関する規程」に基づき情報セキュリティ委員会を組織し、委員長は学長が指名した最高情報セキュリティ責任者としている（資料：立正大学情報セキュリティ対策基準に関する規程第6条、第10条）。

危機管理対策の一環として、2023（令和5）年度は、学園に極めて多大な影響・損失を与える危機事象が発生したことを想定し、模擬記者会見を行う危機管理広報トレーニングを実施した（資料：危機管理広報トレーニングの実施について）。防災訓練については、「立正大学防火・防災管理規程」が新たに制定されたことを受け、改めて防災意識の向上、自衛消防隊の役割、初動対応を確認するために、職員を対象とした訓練を実施した（資料：令和5年度防災訓練について）。

安否確認システム（セコム安否確認サービス（e-革新））の訓練は、9月1日（防災の日）に実施をした。

【10(1).3】 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成及び予算執行については、「立正大学学園経理規程」第7章において「目的」「予算期間」といった内容のほか、「予算の執行」について明示されている（資料：立正大学学園経理規程第7章）。そのうえで、本学の予算編成・執行は、以下の手順によって行われている。

1. 事業計画の重点事項を勘案した予算編成方針の作成
2. 予算編成方針の理事会決定
3. 事業計画における重点項目を考慮した予算概算要求書・各部署の事業計画の作成依頼
4. 提出された予算概算要求書の内容精査とヒアリング
5. 予算案作成
6. 理事会・評議員会における予算審議と承認
7. 各部署への予算額配賦
8. 各部署における予算執行

さらに、学校法人会計基準に基づき、予算執行の内容を形態分類し、適正な科目に結果を計上している。配賦予算内での執行であるか否かの統制を行い、正確性・透明性を図るために、一定額以上の支出に当たっては、発注・調達前に別途稟議決裁を得ることを義務付けている（資料：立正大学学園稟議取扱規程第4条、第6条）。各部署の責任において予算を執行し、経理部がその執行に伴う支払い処理および証憑管理を行うという検証体制をとっている。財務会計システムにより各部署へ逐次データを提供し、経理部と各部署が連携して適切な執行・予算管理

が出来る体制を構築している。予算執行に伴う効果の分析については、次年度の予算編成時に経理部が各部署へヒアリングを行い、前年度の予算消化状況や費用対効果について確認し検証している。

財務監査の体制及び手続としては、「学校法人立正大学学園寄附行為」に定める監事による監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人による監査のほか、「立正大学学園内部監査規程」に定める監査室による業務監査、会計監査の三様監査を行っており、監事、公認会計士、監査室が連携して学校運営の透明性・信頼性を保っている（資料：学校法人立正大学学園寄附行為第25条、立正大学学園内部監査規程第9条、立正大学学園監事監査規程）。

「立正大学学園監事監査規程」第3条第2項に則り、監事による監査結果については監査報告書として取りまとめた後、大学公式ホームページにおいて公表している（資料：（Web）令和4年度計算書類）。

【10(1).4】 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

「立正大学学園事務組織規程」に基づき、諸業務が適正かつ効率的に遂行されることを目的に、大学の運営を支える事務組織を編成し、「立正大学学園事務局職務権限細則」に職務に係る権限を規定している（資料：立正大学学園事務組織規程、立正大学学園事務局職務権限細則）。

2018（平成30）年度から第1次中期計画のうち「改革人材作り、人事制度改革」の事業の一環として組織された事務局革新プロジェクトにより、3つのコンセプトとして、(1)今後の危機事象時において業務継続可能な部署単位の大括り化、(2)各組織を跨ぐ横断的業務を達成するための機能別組織と業務分担の集約、(3)学生サービスのワンストップ化を目指す学生窓口関連部署の集中化により、改革・政策等に柔軟に対応できる新しい事務組織の構築に着手してきた。2022（令和4）年度には組織改編の大枠を役員会にて決定し、業務分掌の精査や事務局再配置の具体化に向けた詳細設計を2022年度から引き続き行ってきたが、費用概算の算出、窓口関連部署を集中化するための業務分掌の細目化およびそれに伴う窓口レイアウトの詳細設計が不十分である点、および学生、教員、職員への周知不足による業務・窓口等の混乱を回避するため、当初予定していた2023（令和5）年度下半期および年度内の組織改編実施の延期を役員会にて決定し、改めて課題となった費用予算化、業務分掌の詳細設計、窓口機能やレイアウト設計の準備を整えたうえで、次年度以降に新たな組織改編を行うこととした（資料：（Web）立正大学学園 第1次中期計画、学校法人立正大学学園役員会規程）。

2024（令和6）年度事務職員（以下、「職員」という）採用については、「立正大学学園職員採用手続規程」に則り採用活動を行った（資料：立正大学学園職員採用手続規程）。また、職員の資格・昇格については「立正大学学園職員資格の格付・昇格規程」ならびに「中途採用職員および身分変更職員の資格格付け要領」に則り、適正に行っている（資料：立正大学学園職員資格の格付・昇格規程、中途採用職員および身分変更職員の資格格付け要領）。

業務内容の多様化・専門化する課題に対応するために専門的な知識および技能を有する職員については、専門職職員の位置付けと採用等について明確化するための規約類整備を進めている。

教員と職員の連携関係(教職協働)については、組織面では(1)学部・研究科毎に学部・大学院事務室を設置しており、学部・大学院事務室には職員を配置し、教員・職員協働による学部・研究科の運営を行っている。(2)附属教育研究機関として図書館、博物館、情報環境基盤センターをはじめとする15のセンター・室には、学長任命による教員のセンター長または室長・館長を配置するとともに、その運営部署として事務局において担当の部・課または室を配下におき、教員・職員協働による運営を行っている。組織縦割りでの協働の一方で、入試運営委員会や学生生活委員会といった機能別横割りの全学的に検討する各種委員会を設置しており、各学部または各研究科から選出された教員ならびに委員会を運営する事務局担当部署の管理職(部長・課長)により委員会が構成されており、教員・職員協働による運営を行っている(資料:立正大学学則第9条、1-2 第51・56・57条、立正大学学則第59条の2・3・4、立正大学学則第70条)。

その他には特色ある事例として、自己点検・評価の一環として毎年作成する本冊子『点検・評価報告書』は、立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会を中心として編集しているが、当該部会を構成する教員からなる部会委員と職員からなる部会員の教職協働での作業体制を敷いている(資料:立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ、立正大学大学院自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ)。

職員には、目標管理制度と能力評価制度で構成する人事考課制度を実施している(資料:人事考課制度マニュアル)。管理職の処遇として、目標管理制度の評価結果を特別手当に、能力評価制度の評価結果を基本給に反映している。一般職においては、現時点では評価結果を処遇に反映していない。

【10(1).5】 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

「立正大学学則」第1条第4項および「立正大学大学院学則」第1条第4項にスタッフ・ディベロップメント(以下、「SD」という)について規定し、「立正大学教職員研修規程」に則り研修を実施している(資料:立正大学学則第1条、立正大学大学院学則第1条、立正大学教職員研修規程)。大学におけるFD・SDについて、2022(令和4)年度大学設置基準等の改正においてFD・SD関係の規定が集約されたことから、本学におけるFD・SDそれぞれに係る情報の収集・共有・発信を一本化してMicrosoft Teams上で提供する運用を始めた(資料:FD・SDに関する情報収集・情報共有について)。また、大学教職員として基礎的な知識を場所と時間を限定せず学びの機会を提供することを目的に、サブスクリプション型WEB研修ツール「e-JINZAI for university」を2023(令和5)年8月より導入し、それぞれ必要な知識等を身に付けるための一助としている(資料:サブスクリプション型WEB研修ツール「e-JINZAI for university」の導入について)。

2023(令和5)年度の研修は、令和5年度SD研修を総務部人事課で起案し、それぞれの決定機関の承認を得て実施をした(資料:令和5年度SD研修)。

また、立正大学学園キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会では、適切な大学運営かつ危機管理の視点から、毎年度全学的な防止対策研修を実施している(資料:令和5年度キャンパス・ハラスメント防止研修について)。

なお、業務経験を通じた能力開発の機会として、組織横断的な教職員で構成する立正大学自己点検・評価小委員会「年次報告書部会」には、「立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ」により、事務職員から部会員を選出し、年次の「点検・評価報告書」のとりまとめを通じ、大学運営や高等教育施策等に関する知識の獲得、課題の共有に努めている（資料：立正大学自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ、立正大学大学院自己点検・評価小委員会年次報告書部会員に関する申し合わせ、立正大学自己点検・評価小委員会「年次報告書部会」部会員選出について（報告））。この活動は日頃従事する業務に関わらず、全学的かつ多角的な視点での検証を必要とするため、年次報告書部会からの年度末総括報告により、SDとしての側面からも高い効果を上げていることが確認されている（資料：今年度の部会について（報告）（2023年度））。

【10(1).6】 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、学部、研究科及び諸組織の点検・評価を踏まえて、学長室会議において全学の点検・評価を行っている。1つは各学部・研究科のほか、各センター、大学事務局各部署を責任主体として行った定期検証について、その事項、結果などを記した「定期検証事項チェックリスト」による状況の共有、確認である。次に、大学として毎年取りまとめている「点検・評価報告書」の執筆を通じて、学長を責任主体とした立正大学自己点検・評価委員会、立正大学大学院自己点検・評価委員会が、毎年度定期的に大学基準に基づき点検・評価を行い、確認している。点検・評価結果を確認した結果、抽出された課題や長所については、「自己点検結果リスト」に記載し、課題に対しては責任主体が中心となり改善方策を策定、長所については全学にて共有している。さらに、同委員会において、「自己点検結果リスト（タスクリスト）」に記載した事項を全学課題として捉えて自認し、学部・研究科および事務局各部署を責任主体として策定した改善方策と併せて改善方法の確認を行いながら改善を支援している。この結果を受けて、学長を責任主体とし、学長室会議において大学運営の適切性の検証状況を確認している（資料：定期検証事項チェックリスト）。

大学運営に関する点検・評価は、「管理運営に関する方針」に基づき、点検・評価項目表に沿って実施し、評価結果については大学公式ホームページに公表している（資料：（Web）自己点検・評価）。

この方針を基本として、2018（平成30）年度から実施した立正大学学園第1次中期計画（以下、「第1次中期計画」）のうち、「運営・基盤整備」項目に5か年計画における重点施策を置き、年度末に担当部局に進捗状況を点検・報告をさせ、役員会、立正大学学園中長期計画検討委員会の承認を得ている（資料：（Web）立正大学学園 第1次中期計画、立正大学学園中長期計画検討委員会規程、令和4年度第1回中長期計画検討委員会議事録）。

2021（令和3）年度において、第1次中期計画の「中間見直し」によって修正・策定された中期計画に基づき、令和4年度事業計画を策定し、「管理運営」項目には種々の事業計画の中から代表的な事業計画を公表している（資料：（Web）令和4（2022）年度事業計画書）。

また、2021（令和3）年度に立正大学学園中長期計画検討委員会において、10カ年を事業期間とする長期計画として策定した、長期構想「立正大学グランドデザイン」を2022（令和4）年6月15日に公表した（資料：（Web）立正グランドデザイン）。

立正大学グランドデザインの構想に基づき、2023（令和5）年度を起点とした5か年計画の第2次中期計画を立正大学学園中長期計画検討委員会および経営基盤、教育、研究、社会連携・貢献、多様性、中高教育のカテゴリ毎に編成された教職員による中期計画策定検討部会にて策定した。

立正大学学園第2次中期計画（以下、「第2次中期計画」）は、各アクションプランに対し、「指標・数値イメージ」を新たに定め、各アクションプランにおける進捗や成果等は、指標・数値イメージを一つの参考として可視化することで検証を行うこととしている。第2次中期計画はその指標・数値イメージも含め、2022（令和4）年度に公表した（資料：（Web）立正大学第2次中期計画）。

各年度の事業計画は各部局から提出された事業計画を集約し、役員会、理事会、評議員会の審議を経て決定する。事業計画は各年度固有の事業以外に、中期計画のアクションプランすべてを、より具体的に反映させることとしている。第2次中期計画に基づき策定された令和5年度事業計画は、年度末に各部局にて点検、大学運営については、「運営・基盤整備」項目として計画の実施結果を令和5年度事業報告に記載、役員会、理事会、評議員会の審議を経て決定し、2024（令和6）年度に公表する。

内部監査については、監査室が立正大学学園内部監査規程にもとづき業務の適正な遂行および経営の合理化・効率化の観点から、各年度の業務の遂行状況に関する定期監査を実施し、その結果を内部監査報告書にまとめて理事長に報告している。理事長は内部監査報告書に基づき必要な改善措置について学長と協議し、学長は必要な改善措置指示書を監査対象部局に通知し、監査対象部局に業務の遂行等に関する改善を指示している。学長の指示を受けた監査対象部局は業務の改善を実施し、実施内容を学長に報告している。また、報告された改善実施の状況の確認については、理事長の指示のもとに監査室がフォローアップ調査を行い、必要に応じて各部局への聴取を実施し、その結果をとりまとめて理事長に報告している（資料：立正大学学園内部監査規程）。

2.長所・特色

教職協働の取り組みとして、毎年、教員および事務職員から部会員を選出し、組織横断的な教職員で構成する立正大学自己点検・評価小委員会「年次報告書部会」として活動している。この年次報告書部会では年次報告書のとりまとめを通じ、大学運営や高等教育施策等に関する知識の獲得、課題の共有に努めているとともに、全学的かつ多角的な視点での検証を必要とするため、年次報告書部会からの年度末総括報告により、SDとしての側面からも高い効果を上げている。

また、2023（令和5）年度を起点とする第2次中期計画策定に当たっては、教育・研究、社会連携・貢献といったカテゴリ毎の中期計画策定検討部会は、教職員合同による編成としており、現状の把握ならびに今後の大学の方針に基づくアクションプラン設定は教職員の帰属意識向上に効果を上げることに寄与している。

3.問題点

特になし。

4.全体のまとめ

理念・目的の実現に向け、教職員がその能力・資質を、各組織がその機能を大学全体の中で有機的・効果的に発揮することができるよう「管理運営に関する方針」を策定し、大学公式ホームページにおいて公表・周知している。「管理運営に関する方針」に則り、大学運営を円滑かつ実効的に行うのに必要な組織体制を構築し、事務組織を編成している。学長をはじめとする役職者に関する任命、権限と責任、意思決定について、学長による意思決定と執行、教授会や研究科長会議の役割、その両者の関係について、「立正大学学則」や「立正大学大学院学則」において明確に定められている。同様に教学組織（大学）と法人組織（理事会）の権限と責任については、「学校法人立正大学学園寄附行為」において明確に定められている。

2023(令和5)年5月のコロナ感染5類相当に移行後の会議体は人数制限をほぼ撤廃した対面形式とし、資料配付については、2022(令和4)年度に引き続いて省資源化およびDX化を推進する観点から、Microsoft365で提供されているSharePointに事前保存し、会議日に参照する運用としている。これら対面形式とオンライン形式を併用することにより、対面形式によるコミュニケーションの活性化と品川・熊谷間の距離の制限を克服する両方の利点を生かす運用を行っている。

危機管理対策として2023(令和5)年4月1日制定・施行の「学校法人立正大学学園危機管理規程」および「立正大学防火・防災管理規程」をはじめとする規程が整備されており、そのなかに危機管理体制も明確に定められている。また、情報セキュリティ対策についても同様である。

予算編成・執行について「立正大学学園経理規程」に明示されており、そのプロセスは明確なものとなっている。各部署の責任において予算を執行し、経理部がその執行に伴う支払い処理および証憑管理を行うという検証体制をとっている。

「立正大学学園事務組織規程」に基づき、諸業務が適正かつ効率的に遂行されることを目的に、大学の運営を支える事務組織を編成している。2021(令和3)年10月制定の「立正大学学園職員採用手続規程」に基づき、2023(令和5)年度採用の職員採用を実施した。また、職員の資格・昇格等の規程も整備されている。業務内容の多様化・専門化に対応する職員体制の整備に対応するために、2023(令和5)年度下期に新体制へ移行を目指していた事務組織改編の実施については準備不十分との判断から延期とし、費用予算化、業務分掌の詳細設計、窓口機能やレイアウト設計の準備を整えたうえで来年度以降に実施することとした。

教職協働については、学部・大学院事務室ならびに付属教育研究機関等センター・室においてセンター長・室長（教員）のもと部・課または室（職員）を配置し、協働で組織運営を行っている。自己点検・評価小委員会年次報告書部会も教職協働の一例である。

第 10 章 大学運営・財務

2. 財務

(2)財務

1.現状説明

【10(2).1】 教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

本学は、将来にわたって持続可能な財務基盤を確立するために毎年度中・長期財務シミュレーションを策定し、現状把握や将来予想を行っている。その内容は、2022(令和4)年度に策定された「立正大学学園 第2次中期計画」や各種の中・長期的な支出を伴う事業等の内容を踏まえて、将来の財務状況を資金収支・事業活動収支・貸借対照表の3点から見通すもので、財務面での課題と課題解決のための目標を明確化している。

2022(令和4)年度～2029(令和11)年度の中・長期財務シミュレーション(資料:中長期財務シミュレーション(2022(令和4)年度-2029(令和11)年度))は、今後8年間の教育研究水準の維持・向上と強固な財政基盤の両立を目途として策定しており、これを実現するための枠組みとして、2029(令和11)年度までの予測収支計算と資産・負債の計画、財務指標の目標値を示している。財務指標の目標値は次の通りである。

- (1) 流動性資金180億円(現預金80億円、換金性の高い有価証券100億円)の継続確保
- (2) 金融資産残高(特定資産と有価証券の合計額)500億円の継続確保

(1)については、今後の見通しとして老朽化した施設の修繕が多数控えている他、電気代や資材等の高騰などが予測されるが、全体として支出の見直しを図りながら資金を確保していく。事業遂行計画(BCP)の観点から、緊急時にも事業遂行が可能な体制を取るために、本学園の1年間に発生する経費相当額である180億円の運転資金を常時確保していく。(2)については、金融資産残高(特定資産と有価証券の合計額)を500億円以上継続して確保し、毎年度一定額の運用益を得るために、安全性・収益性を重視して金融商品の種類、発行体、期間等を勘案しリスク回避に努めた投資を行っていく。

以上の目標値を実現するために、収入では学生生徒数の着実な確保をはじめ学費以外の収入を強化するとともに、支出では引き続き見直しを図り、費用対効果が最大化するよう十分に検討した予算編成を行っていく。

<大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

本学園の過去5年間における主要な財務比率は以下の通りである。

◇貸借対照表関係比率

比率	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
純資産構成比率	92.6%	92.3%	93.0%	93.0%	93.0%
流動比率	359.9%	379.4%	393.4%	413.9%	474.6%
総負債比率	7.4%	7.7%	7.0%	7.0%	7.0%
内部留保資産比率	54.8%	53.0%	51.9%	53.7%	54.9%
運用資産余裕比率	361.3%	363.6%	339.1%	378.8%	375.0%

◇事業活動収支計算書関係比率

比率	2018(平成30) 年度	2019(令和元) 年度	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度
人件費比率	49.7%	48.2%	48.3%	48.6%	50.2%
教育研究経費比率	39.6%	37.6%	39.9%	36.6%	37.4%
事業活動収支差額比率	-4.4%	3.2%	2.5%	4.5%	1.9%
経常収支差額比率	-1.9%	2.8%	-0.3%	4.6%	0.7%
教育活動収支差額比率	-11.9%	-6.0%	-9.0%	-3.3%	-8.0%

貸借対照表関係比率においては、総資産に占める純資産の構成割合を示した純資産構成比率が90%以上を推移するなど安定して良好な水準を維持している。事業活動収支計算書関係比率においては、経常収支差額比率がほぼ収支均衡を維持している。2018(平成30)年度においては新校舎取得にかかる経費、2020(令和2)年度においては、コロナ感染対策経費などの突発的な費用の発生により一時的に支出超過となったが、2021(令和3)年度や2022(令和4)年度のような通常時では収入超過となった。

先述したように、今後の財政面の見通しとしては、老朽化した施設の修繕が多数控えている他、電気代や資材等の高騰などが予測される。また、資産運用については世界的な円安が継続しており、この先の金融環境は不透明である。そのような状況の中で、2024(令和6)年度予算編成方針では以下の方策が理事会で決定された。

(1) 申請上限額の遵守について

- ・ 事務部門予算は、令和5年度当初予算額（臨時的な予算を除く経常費）と同額を申請上限額とする。
- ・ 学部予算は、令和5年度学部当初予算総額を前年度5月1日現在の学生数で按分した金額を申請上限額とする。

(2) 未使用残の削減について

- ・ 未使用残の多い項目については、実績ベースでの申請とし、前年度と同額とした枠取り予算は認めない。
- ・ 経費の増加が見込まれる項目については、スクラップアンドビルドを徹底し、上限額の範囲内での執行に努める。

(3) 積算の徹底について

- ・ 予算申請額は十分な根拠をもって積算し、明細が不明瞭なものは認めない。
- ・ 当初予算で年間所要額を適正に見積もり、年度途中における予算の補正は、当初予算の段階で想定し得なかった事案に限定する。
- ・ 老朽化施設の修繕費は、各施設の状況を的確に把握して見積もり、優先度を考慮しながら年次毎の修繕計画のもとに申請する。

(4) 収入予算について

- ・ 教育活動収入は、過去実績を基に今後の推移を考慮して見込む。引き続き学生生徒数の着実な確保をはじめ、補助金、寄付金等の外部資金の獲得に努める。
- ・ 資産運用収入は、市場動向の変化に対応しながらリスク回避に努めた投資を前提とする。

(資料：令和6年度予算編成方針)

【10(2).2】 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

本学の過去5年間にわたる財務状況は、「立正大学 大学基礎データ」表9にある「事業活動収支計算書関係比率」および、同じく基礎データ表11にある「貸借対照表関係比率」のとおりである。本学の特色としては、先述したように総資産に占める純資産の構成割合を示した純資産構成比率が高く、過去5年間において90%以上で推移している。また、特定資産と有価証券を合計した500億円超を金融資産として常時確保することで、大学の経営を持続的かつ安定的に行うための財政上の余裕度を示す内部留保資産比率や運用資産余裕比率を高い水準に維持している。総じて教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確保している（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ表9、表11）。

＜教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るための仕組み＞

大学の予算編成は、「大学の予算編成に関する基本要領」に沿って、総予算枠の中の一定割合（約5%）を9学部における教育研究に用いる経費（学部配賦予算）として予め確保することで、安定的に教育研究経費比率を維持するようにしている（資料：大学の予算編成に関する基本要領）。また、教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るため、内部留保を充実すべく各種特定資産を設定し、現金預金から明示的に資金を留保することで将来の支出に備えている。将来の固定資産の再取得などの財源としては、減価償却累計額の50%相当額を計画的に積み立てている。

＜外部資金の獲得状況、資産運用等＞

学内外における研究資金の獲得については、「立正大学研究推進・地域連携センター規程」第3条に基づき、同センターの所管部署である「総務部研究推進・地域連携課」が学外研究資金の獲得に係る支援業務を担っている（資料：立正大学研究推進・地域連携センター規程 第3条）。過去5年間の科研費の獲得状況および受託研究費の受入状況は、年度により増減はあるものの一定の実績をあげている（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 立正表24、立正表25）。

補助金については、文部科学省の支援事業などに積極的に取り組み、毎年度の私立大学等改革総合支援事業の採択などにつなげている。寄付金については総務部総務課が、また研究・教育寄付金については学部事務室や研究科事務室等がその事務を担っている（資料：立正大学学園事務局職務分掌細則第3条、立正大学学術研究・教育寄付金取扱規程第9条）。過去5年間の補助金と寄付金における財務比率は以下の通りである（資料：2023（令和5）年度 立正大学 大学基礎データ 表9）。

比率	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
補助金比率	9.2%	10.9%	12.7%	13.4%	13.3%
経常補助金比率	9.2%	10.9%	13.0%	13.3%	13.2%

寄付金比率	0.8%	1.6%	1.0%	2.1%	1.1%
経常寄付金比率	0.8%	0.9%	0.9%	1.9%	1.0%

資産運用については、「資産運用に関する規則」第4条に基づき、学内外の有識者を交えた「資産運用委員会」を組織し、「資産運用委員会要領」に則って運用の意思決定に対して議論している（資料：資産運用に関する規則第4条、資産運用委員会要領）。運用にあたっては、市場動向の変化に対応しながら安全性・収益性を重視して金融商品の種類、発行体、期間等を勘案してリスク回避に努めている。また、長期的展望に立った資金の流動性（支払能力）を確保するため、毎年度の満期償還額が40～50億円程度となるように償還期間を分散して投資している。

2.長所・特色

本学の特色として、総資産に占める純資産の構成割合を示した純資産構成比率が高く、過去5年間に於いて90%以上で推移している。また、特定資産と有価証券を合計した金融資産は500億円超を常時確保することで、大学の経営を持続的かつ安定的に行うための財政上の余裕度を示す内部留保資産比率や運用資産余裕比率を高い水準に維持している。金融資産の多くは毎年度一定額の運用益を得るために、市場動向の変化に対応しながら安全性・収益性を重視して金融商品の種類、発行体、期間等を勘案してリスク回避に努めた投資を行っている。また、長期的展望に立った資金の流動性（支払能力）を確保するため、毎年度の満期償還額が40～50億円程度となるように償還期間を分散して投資している。

3.問題点

今後は老朽化した施設の修繕を多数控えているほか、電気代や資材等の諸物価の高騰により、財政状況は厳しくなることが予想される。そのため、収入では学生数の確保をはじめ補助金、寄付金等の外部資金の獲得に努めるとともに、支出では引き続き見直しを図り、費用対効果が最大化するよう十分に検討した予算編成を行っていく（資料：令和6年度予算編成方針）。

4.全体のまとめ

本学は、将来にわたって持続可能な財務基盤を確立するために毎年度中・長期の財務シミュレーションを策定し、現状把握や将来予想を行っている。その内容は、中・長期計画の内容を踏まえて将来の財務状況を資金収支・事業活動収支・貸借対照表の3点から見通すもので、財務面での課題と課題解決のための目標を明確化している。

現状ではこの中・長期の財務シミュレーションのもと、必要かつ十分な財務基盤を確保し大学基準を概ね満たしている。今後は老朽化した施設の修繕を多数控えているほか、電気代や資材等の諸物価の高騰により、財政状況は厳しくなることが予想される。そのため、収入では学生数の確保をはじめ補助金、寄付金等の外部資金の獲得に努めるとともに、支出では引き続き見直しを図り、費用対効果が最大化するよう十分に検討した予算編成を行っていく。



終章

終章

本学は自己点検・評価委員会に小委員会を置き、その下に年次報告書部会を組織し、各責任主体の取り組みおよび点検・評価に対するピア・レビューを行っている。

以下は、本年度の自己点検・評価において各責任主体が「長所」または「問題点」と自認した事項のうち、各責任主体との検証作業において特に重要な事項であり、学内外へ適切に公表・共有する必要があると判断されたものである。

1. 本年度のグッドプラクティス (GP)

1-1. 新 LMS の導入と柔軟なアカデミック・カレンダーへの移行（第 4 章）

多くの科目でアクティブ・ラーニングを含めた多様な教育方法の導入ができるよう、2024 年度より新 LMS を導入することが決定され、また 2025 年度からは 105 分授業を基本とするより柔軟なアカデミック・カレンダーに移行することが決定された。

1-2. 給付型奨学金制度の充実（第 7 章）

「国の修学支援制度」導入に伴い、既存の奨学金制度を点検し、かつ各種奨学金受給学生の状況を精査して、制度の実施効果の向上を図っている。また、今年度から新たな奨学生制度として「技能向上や研鑽へ繋がる主体的活動に強い意欲を持つ成績優秀な学生」を対象とする「立正大学チャレンジ奨学生」制度が設けられ運用が開始されたことは、自己点検、評価を適切に行っている証左である。

1-3. 『立正大学図書館 古今善本録』の出版と企画展の開催（第 8 章）

品川図書館は、2022（令和 4）年の本学開校 150 周年を記念して、立正大学図書館蔵書の中から選りすぐり資料 150 点の紹介と図書館史を纏めた『立正大学図書館 古今善本録—蔵書が伝える図書館 150 年の軌跡—』を 2023（令和 5）年 6 月に出版した。また、2023（令和 5）年 10 月より本書出版を記念した企画展「古今善本 150 選」を 2024（令和 6）年 5 月まで開催している。この企画展では、デジタル展示、AR/VR ギャラリーも開設しており、現物資料とデジタルによるハイブリッド展示に取り組んだ。さらに、企画展にあわせて会期ごとに関連イベントを開催するなど、図書館蔵書の魅力を積極的に発信し、立正大学図書館の PR 活動にも繋げている。

1-4. パナソニックスポーツ株式会社との包括連携協定の締結による産学連携強化（第 9 章）

産業界と本学ラグビー部との関連において、本学はパナソニックスポーツ株式会社とラグビーフットボールを通じた人材育成と学術の振興を目指し、包括連携協定を締結した。パナソニックスポーツ株式会社は、熊谷市内に「埼玉パナソニックワイルドナイツ」の拠点を設けており、本学ラグビー部との間で、選手や指導者の交流、地域の児童・生徒の育成、施設の共用などにおいて連携を確認した。

1-5. 「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）」の連携活動を通じた社会貢献（第 9 章）

「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）」では、加盟大学、自治体、企業との連携活動をとおり、地域の活性化や課題解決に貢献している。ここでの取り組みは、加盟大

学の知見や資源を地域に還元するという社会貢献性の高いものであり、それらを大学間で共有することで相互発展にも寄与するものであった。これらの取り組みが評価され、4年連続で「私立大学等改革総合支援事業（タイプ3、プラットフォーム型）」にも採択されている。その財政支援の一部は、学内公募型研究助成制度や地域連携コーディネーターの配置など学内体制の強化にも還元され、社会貢献活動の好循環が生まれている。

2. 優先的に改善を図るべき課題

2-1. 第4期認証評価を見据えた点検・評価体制の構築（第2章）

2023（令和5）年度は、第4期を見据えた点検・評価体制の構築に向け、年次報告書部会において、アンケートやそれに基づく協議等を実施し、点検・評価報告書の執筆・確認体制について検討を行った。今後は、新たな内部質保証システムを構築し、より持続的かつ自律的な改善・向上に繋げていくことが望まれる。

2-2. 学部・大学院におけるDPに即した学修成果の可視化（第4章）

2021（令和3）年度から、各学部学科においてアセスメント・ポリシーに基づく学修成果の検証を実施しており、2022（令和4）年度にはDPの〈関心・意欲・態度〉、〈思考・判断・表現〉、〈技能〉の領域における能力・資質を評価することを目的に外部テスト（GPS-Academic）を導入した。また、DPに即して学修成果を評価できるよう学生調査の質問項目を設定したことで学生の成長実感を把握できるようになった。アセスメント報告の書式も徐々に整備され、改善に繋がる実効性のあるアセスメント体制が整いつつある。一方、大学院におけるアセスメント・ポリシーも2021（令和3）年度に策定し、2022（令和4）年度よりアセスメント・ポリシーに基づいた検証が始まった。しかし、アセスメントのための客観的指標の選定にとどまり、DPに即した学修成果の可視化に向けた取り組みは十分とは言えない。今後、各研究科の特質を踏まえつつ、大学院における学修成果の検証の在り方についてさらに検討を加え、新たな可視化の方策を開発していくことが求められる。

2-3. 大学・大学院定員管理に関する学長ガバナンスの強化（第5章）

一部の学部・学科で入学者数、収容定員充足率が低く、大学院の修士課程においては収容定員に対し著しく未充足な状況にある研究科が少なからずある。このような定員未充足の事態に対し、全学的な定員管理に対する学長ガバナンスの強化による内部質保証を推進すべく、体制の検討を実施する必要がある。

2-4. 科学研究費の新規採択率の向上（第8章）

科学研究費の新規採択率を向上すべく、前述のとおり新たな施策を採用しながら取り組みを継続している。「立正大学学園第2次中期計画」においては、2027（令和9）年度の科研費申請教員比率55%を分野別アクションプランに掲げている。しかし、実際には申請件数はこの数年、伸び悩みの状況が続いており、目標達成にむけた改善を一層推進する必要がある。

2-5. 将来にわたって持続可能な財務基盤の確立（第10章（2））

今後は老朽化した施設の修繕を多数控えているほか、電気代や資材等の諸物価の高騰により、財政状況は厳しくなることが予想される。そのため、収入では学生数の確保をはじめ補助金、寄付金等の外部資金の獲得に努めるとともに、支出では引き続き見直しを図り、費用

終章

対効果が最大化するよう十分に検討した予算編成を行っていくことが求められる。

以 上

2023（令和5）年度

立正大学 自己点検・評価委員会

立正大学大学院 自己点検・評価委員会

委員等一覧

<委員長>

寺尾 英智 学長

<小委員長>

濱 畑 芳和 自己点検・評価担当副学長*

※印は自己点検・評価委員、同小委員を兼務していることを表す

[自己点検・評価委員]

安 中 尚 史 仏教学部長
村 上 喜 良 文学部長
王 在 喆 経済学部長
松 村 洋 平 経営学部長
早 川 誠 法学部長
板 野 晴 子 社会福祉学部長
須 田 知 樹 地球環境科学部長
上 瀬 由美子 心理学部長
北 村 行 伸 データサイエンス学部長
板 橋 勇 仁 文学研究科長
河 原 伸 哉 経済学研究科長
舟 橋 哲 法学研究科長
木 村 浩 経営学研究科長
北 島 健 一 社会福祉学研究科長
岡 村 治 地球環境科学研究科長
小 澤 康 司 心理学研究科長
川 上 優 大学事務局長*
伊 東 肇 大学事務局副局長*

[自己点検・評価小委員]

戸 田 裕 久 仏教学部
中 川 諭 文学部
真 田 治 子 経済学部
本 柳 亨 経営学部
柴 田 龍 法学部
児 嶋 芳 郎 社会福祉学部
北 沢 俊 幸 地球環境科学部
佐 藤 秀 行 心理学部
伊 藤 善 夫 データサイエンス学部
野 矢 茂 樹 文学研究科
北 原 克 宣 経済学研究科
新 井 敦 志 法学研究科
畢 滔 滔 経営学研究科
志 村 聡 子 社会福祉学研究科
吉 田 紀 彦 地球環境科学研究科
片 受 靖 心理学研究科
池 田 智 学長室部長
岩 附 良 太 学長室総合経営企画課長

《自己点検・評価小委員会 年次報告書部会》

<部会長>

中 川 諭 文学部

[部会委員]

戸 田 裕 久 仏教学部
真 田 治 子 経済学部
畢 滔 滔 経営学研究科
新 井 敦 志 法学研究科
志 村 聡 子 社会福祉学研究科
北 沢 俊 幸 地球環境科学部
吉 田 紀 彦 地球環境科学研究科
片 受 靖 心理学研究科
伊 藤 善 夫 データサイエンス学部

[部会員]

川 村 真理子 社会福祉学部事務室
濱 田 友 樹 文学部事務室
西 田 優 基 品川入試課
川 名 恵 佑 文学部事務室
松 島 彩 経営学部事務室
種 山 和 磨 品川学生生活課
大 石 ひかる 品川国際交流課
八 卷 颯 品川キャリアサポート課
野 上 小百合 熊谷学事課
佐々木 綾 花 熊谷学術情報課

《事務局／学長室 総合経営企画課》

岩 附 良 太 課長
小 林 あ い
菊 池 太 樹

大 塚 香 里
高 野 温

※2024（令和6）年3月現在

立正大学

2023年度 点検・評価報告書

2024年3月発行

編集 立正大学自己点検・評価委員会
立正大学大学院自己点検・評価委員会
発行 立正大学
〒141-8602 東京都品川区大崎 4-2-16
事務局 学長室 総合経営企画課
TEL : 03-3492-6872 FAX : 03-5487-3340

